

第百六十六回国会  
衆議院  
厚生労働委員会  
議 録 第 十 八 号

平成十九年五月九日(水曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 櫻田 義孝君

理事 伊藤信太郎君 理事 鴨下 一郎君

理事 谷畑 孝君 理事 宮澤 洋一君

理事 吉野 正芳君 理事 三井 辨雄君

理事 山井 和則君 理事 福島 豊君

安次富 修君 新井 悦二君

井上 信治君 石崎 岳君

稲田 朋美君 大塚 拓君

加藤 勝信君 亀岡 偉民君

川条 志嘉君 木村 義雄君

岸田 文雄君 菅原 一秀君

杉田 元司君 杉村 太蔵君

高木 毅君 戸井田とおる君

富岡 勉君 西川 京子君

橋本 岳君 林 潤君

原田 令嗣君 福田 良彦君

牧原 秀樹君 松本 純君

松本 洋平君 内山 晃君

大島 敦君 菊田真紀子君

郡 和子君 園田 康博君

田名部匡代君 細川 律夫君

柚木 道義君 坂口 力君

古屋 範子君 高橋千鶴子君

阿部 知子君

議員 山井 和則君

議員 古川 元久君

議員 内山 晃君

議員 枝野 幸男君

議員 柳澤 伯夫君

厚生労働大臣 石田 祝稔君

厚生労働副大臣 岡下 信子君

内閣府大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(社会保険庁長官)

政府参考人

(社会保険庁総務部長)

政府参考人

(社会保険庁運営部長)

厚生労働委員会専門員

委員の異動

五月九日

辞任

木原 誠二君

清水鴻一郎君

高島 修一君

福岡 資麿君

松野 博一君

同日

辞任

安次富 修君

大塚 拓君

亀岡 偉民君

杉田 元司君

高木 毅君

同日

辞任

福田 良彦君

牧原 秀樹君

同日

辞任

稲田 朋美君

橋本 岳君

補欠選任

高島 修一君

福岡 資麿君

五月八日

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出、衆法第三号)

菅原 一秀君

村瀬 清司君

清水美智夫君

青柳 親房君

榊原 志俊君

補欠選任

杉田 元司君

亀岡 偉民君

安次富 修君

大塚 拓君

高木 毅君

補欠選任

福田 良彦君

牧原 秀樹君

清水鴻一郎君

木原 誠二君

松野 博一君

補欠選任

稲田 朋美君

橋本 岳君

補欠選任

高島 修一君

福岡 資麿君

菅原 一秀君

村瀬 清司君

清水美智夫君

青柳 親房君

榊原 志俊君

補欠選任

杉田 元司君

亀岡 偉民君

安次富 修君

大塚 拓君

高木 毅君

補欠選任

福田 良彦君

牧原 秀樹君

補欠選任

稲田 朋美君

橋本 岳君

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二四号)

国民年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二五号)

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出、衆法第二三三号)

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二四号)

国民年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二五号)

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出、衆法第二三三号)

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二四号)

国民年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二五号)

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出、衆法第二三三号)

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二四号)

国民年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二五号)

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出、衆法第二三三号)

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二四号)

国民年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二五号)

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出、衆法第二三三号)

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二四号)

国民年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二五号)

の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び国民年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。柳澤厚生労働大臣。

日本年金機構法案

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、日本年金機構法案について申し上げます。

公的年金制度は、国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであります。しかしながら、その運営を担う社会保険庁については、事業運営に関するさまざまな問題が生じたところであり、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼を確保することが不可欠であります。このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととする一方、新たに年金事業の運営業務を行う日本年金機構を設立するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本年金機構は、厚生労働大臣の監督のもとに、厚生労働大臣と密接な連携を図りなが

ら、年金事業の運営業務を行うことにより、年金事業の適正な運営及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としております。

第二に、機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その職務及び権限等を定めるとともに、理事会を置くこととしております。

第三に、機構の役職員の身分は非公務員とし、その報酬・給与及び服務について、所要の規定を設けることとしております。

第四に、機構の業務運営に関し、被保険者等の意見を反映するための措置や、年金事務所等の設置、年金委員の創設、年金個人情報利用及び提供の制限などを定めるとともに、厚生労働大臣の業務改善命令等の監督規定を設けることとしております。

第五に、機構の当面の業務運営に関する基本計画の策定その他の機構の設立準備に関する事項を定めることとしております。

以上のほか、社会保険庁の廃止に伴い、厚生年金保険法等において、社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とし、厚生労働大臣はその権限の一部に係る事務を機構に行わせるとともに、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは滞納処分等の権限を財務大臣に委任できることとするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日としております。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

公的年金制度に対する国民の信頼を確保し、その安定的な運営を図るためには、社会保険庁の組織の改革とあわせて、国民年金事業等の運営の改善を図る必要があります。このため、本法律案を提出し、国民年金事業等について、サービスの向

上、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者等に係る情報を取得することにより、その氏名及び住所の変更等の届け出を原則として廃止するとともに、社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図ることとしております。

第二に、クレジットカードによる保険料納付制度の導入など、国民年金保険料を納めやすい環境を整えるとともに、その滞納者に対して通常より短期の有効期間を定めた国民健康保険の被保険者証を交付することができる仕組みの導入、長期間にわたって保険料の自主的な納付がない場合に保険医療機関等に係る指定等を認めないこととするなど、事業主に対して国民年金制度の周知等について協力を求めることができることなど、関係者や関係制度との連携のもとでの保険料の納付促進策を講ずることとしております。

第三に、年金事務費に保険料財源を充当できるようにするとともに、いわゆる福祉施設規定を廃止し、新たに年金教育・広報、年金相談、情報提供等の国民年金事業等の円滑な実施を図るための措置に係る規定を整備するほか、基礎年金番号を法定化することとしております。

以上のほか、国家公務員共済組合法等関係法律について所要の改正を行うこととしております。最後に、この法律の施行期日は、平成二十二年四月など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしております。

以上が、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○櫻田委員長 次に、内山見君。

歳入庁設置法案

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○内山議員 私は、ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の歳入庁設置法案外二法案、いわゆる年金信頼回復三法案につきまして、提案者を代表して、提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

二〇〇四年の年金法改正は、抜本改革とは全く言えず、国民の年金制度への不信を増大させただけで終わりました。また、民主党などの追及により、貴重な保険料の無駄遣い、年金支給のミス、不正免除、社会保険庁職員の個人情報へのぞき見、不適切な金銭の受領など、多くの社会保険庁の問題点が明らかになってきました。

加えて、民主党の求めた調査によつて、約五千万件もの保険料納付記録がだれの記録かわからないために年金給付に結びつかない可能性があること、その状態を放置したままで、民主党が重ねて調査を求めても、社会保険庁に全く調査する意思がないことが明らかになりました。

このようなたび重なる社会保険庁の不祥事、不誠実な姿勢に対して国民の怒りは頂点に達していき、それが年金に対する不信に直結をしております。この事態を招いた社会保険庁がこのまま存在することは許されず、これを解体することは当然であります。

しかし、社会保険庁の解体は社会保険庁たたきを目的とするものではありません。その真の目的は、年金制度の安定性、持続性を高めることであり、そして、これに不可欠な年金に対する国民の

信頼を回復することであります。私たちが民主党は、この年金を守るという国民の立場に立つて、年金信頼回復三法案、すなわち、社会保険庁を解体し、歳入庁を設置する歳入庁設置法案、年金保険料流用禁止法案、消えた年金記録被害者救済法案を国会に提出した次第であります。これら三法案は、年金制度に対する国民の信頼を回復するために必要不可欠なものと確信をしております。

以下、法案の概要を御説明申し上げます。まず、歳入庁設置法案について御説明申し上げます。

この法案では、現在の社会保険庁を廃止し、その事務を、国税庁から組織変更する歳入庁に事務を移管することとしております。これにより、国税庁の所得情報や徴収ノウハウを活用し、徴収コストを大幅に減らしながら徴収率を向上させることが可能となるとともに、公金納付や相談のワンストップ化により、国民の利便性も高めることができます。また、社会保険庁と国税庁との類似の事務を整理することで、公務員を削減し、大幅な国民負担の軽減を実現することが可能となります。

新設する歳入庁設置に際しては、政府が当面の業務運営に関する基本計画を定めることとしております。基本計画では、民間に委託する業務、委託先の選定方法などを定めることとしております。民間委託によつても、歳入庁のスリム化や徴収コストの大幅な削減が可能になると考えております。また、基本計画では、社会保険庁または国税庁の職員が歳入庁に移行する際の基準を設けることとしており、歳入庁に異動する職員を厳選することによつて、公務員定数の削減が可能となります。

新設する歳入庁の事務処理状況や政府の定める基本計画について、国会に報告することを義務づけることで、国会が適切な監視を行えるよう担保しております。これによつて、年金制度を国会が責任を持って直接的に監視できることとなります。

す。

次に、年金保険料流用禁止法案について御説明申し上げます。

社会保険庁は、年金保険料を公用車購入費用や宿舍建設費用などに無駄遣いをしてきました。にもかかわらず、政府提出の法案では、福祉施設の規定は削除していますが、ある意味、それ以上に広範囲な流用が可能と考えられる教育及び広報等への保険料流用が可能となっています。加えて、年金事務費への保険料流用の恒久化も盛り込まれており、これは国民の理解を全く得られないものであります。民主党案では、年金保険料の流用を禁止し、大切な保険料の無駄遣いを許さないように措置をしております。

最後に、消えた年金記録被害者救済法案について御説明申し上げます。

冒頭に申し上げたとおり、五千万件もの保険料を納めた記録がだれの記録かわからないために年金給付に結びついていない可能性があります。また、被保険者等の提出した証拠に基づいて年金記録の訂正を社会保険庁が行ったケースでは、年金保険料の納付記録が全く社会保険庁には存在せず、完全に消えてしまった事例も判明しました。にもかかわらず、政府は責任逃れをし、全容の調査を拒んでおります。よって、本法案は、五千万件の記録の全数調査及び全被保険者、全受給者の年金納付記録の確認を課すものであります。

以上が、本法案の提案理由及びその概要であります。

議員各位の御審議と御賛同をお願い申し上げます。

○櫻田委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

○櫻田委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として社会保険庁長官村瀬清司君、社会保険庁総務部長清水美智夫君、社会保険庁運営部長青柳親房君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○櫻田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鴨下一郎君。

○鴨下委員 おはようございます。

いよいよ、この年金の組織をどうするか、こういうようなことで審議に入るわけでありまして、けれども、大臣が残念ながら参議院の方で忙しいというので、副大臣に聞かせていただきたいというふうに思います。

社保庁につきましては、これは平成十六年以降、国会議員だとかタレント、さまざまな人たちの年金記録の業務外閲覧、こういうようなことも大変問題になりました。さらに、昨年の五月には、社会保険庁の改革法案の審議の最中に国民年金保険料の免除等の不正事務処理が明らかになりまして、再び国民の信頼を失墜する、こういうような事態になったことから、今回、思い切った解体、そして出直し、こういうような趣旨で改革方針を取りまとめられたわけでありまして、この与党方針に沿って、社会保険庁を廃止、解体して、年金運営の新組織として法人化、非公務員化という、言ってみれば大変厳しい改革を断行するものであります。今国会で成立を図り、国民の信頼回復をぜひともこの国会でしていかなければならない、こういうようなことでございます。

まず伺いたいのは、この基本方針についてですが、社会保険庁の改革の議論は、十六年の夏に開始して以来、間もなく三年になるわけでありまして、この中で、きょうは石田副大臣にお伺いいたしますが、改革に向けた基本的な方針について伺いたいと思います。端的にお願いいたします。

○石田副大臣 お答えを申し上げます。

今委員がお話しになりましたように、この夏で丸三年、この社会保険庁の改革の議論がなされて

おるわけでありまして、振り返ってみますと、これまでは、年金その他の各種サービスの向上だとか保険料徴収の推進、予算執行における無駄の排除、人事異動の広域化や他省庁に先行して実施した人事評価制度など、一定の成果を上げてきたものと認識をしております。

しかしながら、年金制度への信頼の回復や事業運営の効率化のためには、一層の改革が必要である。このため、今回、改革案を提案させていただきまして、まずは社会保険庁を廃止する、そして非公務員型の新法人として日本年金機構を設置し、あわせて、能力と実績に基づく人事管理、民間企業へのアウトソーシングを推進することとしております。

この改革を通して、さらなるサービスの向上や業務の効率化などを進め、真に国民の信頼を得ることができる新組織の実現、これが基本的な考え方であります。

○鴨下委員 今石田副大臣がお話しになりましたように、社会保険庁の廃止・解体六分割と年金新法人の設立、こういうようなことについては、ある意味で六つの柱があるわけです。

一つは、社保庁を廃止あるいは解体六分割するということ。それから、職員については非公務員化するということ。それから、国の財政責任、管理運営責任と公法人への委任、こういうようなこと。あるいは、強制徴収の委任につきましては、これは悪質な滞納者については国税庁に委任をする、こういうようなことも決めてあります。それから、第三者機関による委託業務の振り分け、これは極めて重要なことでありますけれども、できるだけ民間にできることは民間にお願いしようというところで、アウトソーシングしていこう、こういうようなことも決めてあるわけでありまして、加えて、募集、採用方式で適切な職員を採用するんだ、こういうようなことでありますから、この基本方針に従って今から話を聞いていきます。

私は、一番重要なことの一つは、今まで社保庁がやっていたことの中で、民間にできることはできるだけ民間に出す、こういうような趣旨で、ある意味で民間へのアウトソーシングの積極的な推進というものが重要だろうというふうに思います。民間委託すれば、ある種コストダウンも図れるし、それから新法人の人員はスリム化できる、こういうようなことであります。

こういう中で、今回の改革案では、法案の成立後に、第三者機関が、法人がみずから行う業務と民間委託する業務の振り分けといいますが、切り分けをしていくわけでありまして、この第三者機関というのは、ある意味で一番重要な、社会保険庁を解体していく上での手術をする術者、こういうようなことにもなるわけでありまして、この第三者機関の人選、だれがそれをやっていくのかというのことは極めて重要であります。きょうは岡下政務官に内閣府から来ていただいておりますけれども、時間がありませんから早目に伺いますが、ぜひそのことについての決意をお話しただけだということに思っています。

○岡下大臣政務官 鴨下委員にお答えいたします。

委員のおっしゃっているように、本当に人選というのは非常に重要な問題であると認識をいたしております。

日本年金機構の業務の委託の推進や職員の採用に関する基本計画を定める際の学識経験者からの意見聴取については、総理の指示によりまして、渡辺行革担当大臣が担当いたしました。林副大臣そして私が渡辺大臣を補佐することになっております。

この学識経験者につきましては、法案附則の第三条三項において「政府官掌年金又は経営管理に關し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができるとする学識経験者の意見を聴く」ということと規定をしております。この規定に従って、渡辺大臣が適切な方々の人選を行っていくということになっております。

○鴨下委員 引き続き、運営について少し伺います。

第三者機関の会議の事務局をいわば厚生労働省だとか社会保険庁が行う、こういうようなことになる、ある意味でどこにイニシアチブがあるかわからなくなるわけでありすけれども、どういふふうに中立性を担保していくか、こういうようなことについて、岡下政務官、お考えをお伺いできればありがたいんですが。

○岡下大臣政務官 業務の委託の推進や職員の採用に関する基本計画を定める際の学識経験者からの意見聴取につきましては、渡辺行革担当大臣のもとで内閣官房に適切な場を設けて行うことと考えております。

その際の事務は、厚生労働省や社会保険庁ではなくて、内閣官房に担当させることにより、御指摘のように、中立公正な運営を確保してまいる所存でございます。

○鴨下委員 岡下政務官、どうぞ、お忙しそうですので、これにて結構でございます。

通告していないんですけれども、長官に伺います。

今の第三者機関でいわば仕切ったことについては旧社会保険庁はきちんとそれに従うというようなことについて、長官のお考えを聞きたいと思えます。

○村瀬政府参考人 今回の法案の最大のポイントは、第三者機関による日本年金機構の業務の振り分けだということに思っております。したがって、現在社会保険庁でやっております業務のすべてを御提示申し上げて、具体的に何がどこまでという形で外出しできるのか、十分議論をしていただきたいというふうに考えております。

また、その議論の結果については、年金制度の運営ができる形であれば、当然のことながら従うというところでございます。

○鴨下委員 長官は、ある意味でまいたのこいでもあるわけでありすけれども、料理されるさ方というのでも深くやっていただきたいというふうに思いますし、できるだけ国民にわかりやすいように、要は、何を民間ができるのか、あるいは

どうしても公的にやらなきゃいけないのか、こういうようなことができるだけわかりやすいように第三者機関にゆだねていただく、こういうようなことではないんですか。

それでは次に、社会保険庁は、いわばこのまま法人化するというようなことは違うわけでありまして、再三申し上げているように、社会保険庁を廃止して日本年金機構を新たに設置する、こういうようなことでありますので、現在これだけの職員数があるからこれだけの業務は新しい公法人でやらせてくださいとか、そういうようなことではなくて、公法人がやるべきことを第三者機関が切り分けて、ここは公法人がやるべしと。この業務の内容に沿って職員数がどれだけ必要なのか、こういうような発想が必要なんだろうというふう

に思っております。

第三者機関で、外部委託する業務の振り分けとそれに基づいて算定する法人の人員規模について議論をしていただいた上で、政府として決定することになるわけでありすけれども、現段階で社会保険庁の考えとしては、どの部分について外部委託が可能なか、あるいは推進するの、それから、どのくらいの人員削減を図る方針であるか。これは第三者機関が最終的に決めるわけでありすから、今明確なことというのは、皆さんはどちらかという受け身の立場だから言いにくいこともあるでしょうけれども、それにしても、今の段階でどういうふうな考えているかについて、総務部長から答えてください。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

この法律案におきまして、日本年金機構は積極的な外部委託を推進するという考え方でございまして、それを具体的にどうするかという点につきましましては、今お話がございましたように、内閣官房の第三者機関でいろいろと御議論いただくわけでございますので、具体的な内容、どういう業務を出していくのか、あるいは人員削減の規模はどうなのかといった点について、具体的なことは現段階では申し上げることはできないわけでございます。

平成十七年十二月段階で私も人員削減計画を策定してございます。その内容は、外部委託の推進など人員の合理化を進めるということで、当時想定しておりました年金運営新組織の正規職員数を平成二十四年度に一万三千人程度にする、職員の純減数を正規職員で千五百人程度とする、そういう内容であったわけでございます。

したがって、当時と前提は違いますが、これの新しい日本年金機構につきましては、これを一つの目安といたしまして、さらなる外部委託の推進、合理化といったものを図っていくことになるのではないかと、そんなふうな考えておるところでございます。

○鴨下委員 そういう方針なんでしょうけれども、これから第三者機関でより厳しく、あるいは民間にできることを徹底的にアウトソーシングしていく、こういうような方針でありますから、ぜひそういう方向に従っていただきたいと思います。予断を持って、皆さんの要求あるいは考え方に沿うように第三者機関を誘導するということ、ぜひゆめめあつてはならないわけでありすから、ぜひよろしくお願いいたします。

法人の職員の採用についてであります。

社会保険庁におけるこれまでのさまざまな問題の根本的なところには、社会保険庁職員の大多数が参加している組合組織があるわけでありすけれども、例えば業務改善とは無縁の覚書あるいは確認事項を当局と結んだ、こういうような経緯があります。

それは、当局の方にも責任がありますけれども、例えば私たちが見ていると、VDT作業で目が疲れるからといって、本当の短時間で休憩休憩、こういうようなこともあつて、もう本当にあるような覚書を結んできたわけでありす。公の奉仕という公務員の使命から見ると、本当に極めて逸脱しているような、いわば社保庁の中の

組合組織、こういうようなものについても、これから国民にとつて重要な年金運営ができるような組織に生まれ変わらなければいけないわけでありすから、今回のいわば解体に伴つて、ぜひそのところの改善も十分していただきたいというふうに思っているわけでありす。

ついでに、まず、職員の採用審査についてですけれども、これは、一番最初に大きな問題になったのは、業務目的の外閣で処分された職員は新法人に採用されるんですか。また、能力や意欲がある意味で乏しい、こういうような判断をされるような職員を新法人に採用するというようなことは国民のためにあつてはならない、こういうふうには私は思っているわけでありすけれども、この職員の採用については、今の段階でどういふふう

に考えているか、お示しください。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

まず、手続面でございすけれども、日本年金機構の職員の採用につきましては、人員規模につきまして、先ほど来御指摘のございす内閣官房の第三者機関の意見を聞いた上で、政府が基本計画を定めるということになってございす。その上で、個別の職員の採用あるいはそうでないかということにつきましては、機構の設立委員が中立公正な人事管理の学識経験者の会合の意見を聞く、別の第三者機関の意見を聞いて、それで厳正な審査をし、決定するということになってございす。したがって、今回の法案の考え方では、厳正な審査をし、決定するということになってございす。

したがって、個別の職員の採用につきまして、私どもが今お答えする立場にはないわけでございますけれども、当然のことといたしまして、そういう手続に至る、審査に至るまでの個々の職員の勤務成績等を踏まえた上で、厳正な審査が行われるものというふうに考えてございす。

したがって、新しい日本年金機構の職員としてふさわしくない職員、そういう者がそのまま漫然と日本年金機構の職員として採用されることではないものというふうに考えてございす。

○鴨下委員 今、最後にお話しになったことは、

総務部長、きちんと責任を持って次の組織に申し送っていただきたいというふうに思います。

加えて、これは、組織として活性化していく上では、新しい血を入れていかなければいけないと思います。そういう意味では、民間人、特にほかの業務をしていたような人たち、ITの専門家も含めてですけれども、こういうような人たちをどんどん採用していくようなことも必要なんだろうと思いますけれども、そういうことは想定しているんですか。

○清水政府参考人 先ほど申し上げました手続で新しい日本年金機構の職員を採用するわけでございます。したがって、民間からの採用ということも当然許容されるというふうに考えてございます。

すなわち、申し上げますと、新しく日本年金機構の設立委員が職員を募集し、採用するという形をとるわけでございます。民間からも新しい組織にふさわしい職員を採用するということによって、これまでの職場体質の刷新ということも期待できる、そんなふうに私どもは今考えておるところでございます。

○鴨下委員 第三者機関の議論の結果、新法人の徹底したスリム化、こういうようなことが実現しますと、今お話しになった人員あるいはその業務内容、これがかなり縮小していく可能性もあるわけで、この公法人について、ある意味で採用をされない職員もかなりの数出てくるというふうには見込んでいるわけでありまして。

そのときに、新法人に移行できない職員については、社保庁の廃止に伴って、国家公務員法に基づく分限処分、こういうようなことに相なるんではなからうかというふうに思うわけでありますけれども、石田副大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○石田副大臣 国家公務員法の規定、また従来の裁判例に従えば、社会保険庁が廃止される場合には、任命権者である社会保険庁長官は、他の任命権者に協力を要請して、職員を他の職場に配置転

換させるなど、分限免職を回避するよう努める必要があります。これらの措置が比較的容易であるのに、その努力を尽くさずに組織の廃止に伴う分限免職処分をした場合には、裁量権の濫用になる、違法になる、こういうふうな承知しております。

このことを踏まえ、分限免職を回避する努力を行った上で、公務員を退職して機構に採用される者、みずからの意思により退職する者、厚生労働省の他部局などに転任する者のいずれにも該当しない職員につきましては、社会保険庁の廃止時に分限免職処分を行うこととなるものと考えております。

いずれにせよ、公的年金の運営を再構築し、国民の信頼回復を図るためには、新組織にふさわしくない職員が漫然と機構に移ることにはならない、このように考えておまして、委員御指摘の点に関しては適切に対処してまいりたいと考えております。

○鴨下委員 分限免職を含めて考える、こういうようなことでよろしいんですね。

それでは、続いて長官にお伺いしますが、職員の意識改革についてであります。

社保庁の職員のさまざまな不祥事、もう挙げれば切りがないけれども、こういうようなことである意味で、せつかくの、いわば国民皆年金という制度が毀損された部分があるわけでありまして、私は、その責任は極めて大きいというふうには思っているんです。

ですから、この不祥事、さまざまな問題を反省して、これから職員の意識改革をしていく上で、どういうふうに取り組んでいくのか、厳しくどういうふうに当たるのか、こういうようなことについて、長官もそれぞれ反省もしているんでしょけれども、長官、ぜひお伺いをしたいというふうに思っています。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

今議員おっしゃいましたように、一番大事なことは職員の意識改革だというふうに思っております。

す。その意識改革も、他人から変えられるということではなくて、やはりみずから国民のために尽くすという意味で変わっていく必要があるんだろう、このように考えております。

そのために、現在、職員から前向きな改善提案を募集するということで、内部改善提案制度、それから、一生懸命仕事をやる人間、高い業績を上げた人間が報いられるということで、社会保険事務局・事務所グランプリの実施、それから、能力主義、実績主義に立った独自の新しい人事評価制度の導入、さらに、全員参加による社会保険庁改革リスタートプロジェクト、これらを立ち上げまして職員の意識改革を進めてまいりたい、このように考えております。

すべての職員がこれまでの業務の進め方を見直し、みずから変わるという強い決意を持って改革に臨み、国民の皆さんに社会保険庁は変わったと言っていたできるように日々邁進してまいりたい。

今回の法案によりまして日本年金機構が設立されることによりまして、その職員の意識は大きく変革されるものというふうに考えております。

○鴨下委員 組織が変わるというのは、新しい革袋に新しい酒を入れるというようなことでありますから、ぜひ、これは職員の皆さんの意識も変えないといけないけれども、職員そのものの、いわばメンバーをもかえないといけない、こういう意味で、民間からの採用も積極的にやっていただきたいと思ひますし、今まで年金、こういう制度について、毀損をしてしまったようなところにある意味で加担した、こういうような職員については厳しい態度で当たっていただきたい、かように思っているところであります。

業務運営上の諸問題について少し伺います。一つは、これは保険料の納付率の話です。納付率は、平成十七年度には対前年比で三・五%回復した、こういうようなことでありますけれども、年金制度の安定的な運営のためには、これを支える国民の間で公平な保険料負担が確保されてい

なければならないのは、これはもう言うまでもないことであります。

したがって、さらなる納付率の向上を図るために、効果的、効率的な対策の推進、こういうようなことを不断にやっていかなければいけないんだろうと思いますが、今回の法案による措置を含めて、今後、直近にできること、それから中長期的にやらなければいけないこと、こういうようなことも含めてお話をいただきたいと思ひます。

○青柳政府参考人 国民年金保険料についてのお尋ねがございました。委員の御指摘にもございましたように、国民年金保険料の納付率を向上させていくということは、負担の公平という観点から極めて重要な課題であるというふうに受けとめております。

このため、これまで国民年金保険料の未納対策といたしまして、一つは、口座振替割引制度の導入、あるいはコンビニでの納付の導入など、いわば保険料を納めやすい環境をどのように整えていくかという課題。

それから二つ目には、未納者の負担能力に応じたきめ細かな対策を講じるという観点から、十分に負担能力がありながら納付義務を果たさない場合には、差し押さえを含む強制徴収による厳正な対応を図る、他方、負担能力が乏しい場合には、免除あるいは学生納付特例等によりまして、確実に年金受給権にこれを結びつけていくということ、さらに、市場化テストの実施など、民間のノウハウを活用した効果的、効率的な対策の展開を図るといったことに取り組んでおります。

加えて、今回御審議をいただいております法案の中では、クレジットカードによります保険料納付の導入、あるいは市町村の国民健康保険の窓口を活用した保険料納付の促進策などといった各般にわたる納付率の向上策を盛り込ませていただいたところでございます。

今後とも、これらの対策の徹底を図るとともに、平成二十年四月から本格導入を予定しておりますねんきん定期便の実施などを通じて、年

金制度への理解を深めていただくなど、納付率の向上に全力を挙げてまいりたいと考えております。

○鴨下委員 納付率が上がるということが、いわば信頼を勝ち得るということの最も重要なことだろうというふうに思っておりますので、これについては、いわゆる旧社保庁の中でのノウハウだけではなくて、あらゆる民間のノウハウを活用して、納付率が上がっていくように、ぜひ最大限の努力をしていただきたいというふうに思います。

もう時間になりました。最後に石田副大臣に伺いますが、年金の業務運営上の問題によって年金制度への国民の信頼が揺らぐことがあつてはならないわけでありまして、業務運営の改革に向けて、国民の信頼を確保していくこと、このために、副大臣、厚生労働省を挙げて、あるいは社保庁を挙げて、何が最も重要なことなのかということについて、あと一分ありますから、一分間で答えてください。

○石田副大臣 今委員がいろいろ御指摘いただきましたように、この問題については全厚生労働省また全社会保険庁を挙げて取り組んでいかなきゃいけない、このように考えております。ですから、この場合に、やはり抜本的な改革をしなければいけない、これが今回の提案させていただいている法案だと思っております。

また、新組織が発足するまで、その間、ではどういうことをするのか、こういうことを考えましても、国民サービスの向上、保険料取納率の向上、事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除、法令遵守、個人情報保護の徹底、意識改革の徹底と能力重視の人事政策、こういう五つの点が大事だと思っておりますので、新組織の発足までにしつかりとやれることはやっつけいかなきゃいけない。

と考えております。

○鴨下委員 その移行期の三年についても、これは主體的に社保庁に頑張ってもらわないといけないわけでありまして、その後については、第三者機関の決定あるいは第三者機関の意思にきちんと従っていただきたい、このことを最後に申し上げて、質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、吉野正芳君。

○吉野委員 自由民主党の吉野正芳です。

社会保険庁を解体して新しく出直す、組織論ですけれども、普通の会社なら、自分の会社をつぶして新たな会社をつくって出直すということは余り例がありません。普通ならば、内部改革をして、そして新たな姿になって出直していくというのが普通の姿なんです。

過去をさかのぼってみますと、国鉄がそうでした。国鉄は、自分で内部から改革をすることではなくて、一たん解体をして、JRという形に組織を新しくつくって出直してきたわけでありました。また、累積債務、いわゆる赤字体質、毎年毎年赤字を出す、そういう体質がありました。また、働く人たちにとって労働生産性がかなり低い、こういうことによって、解体をして出直す、この手法が当たって、今JRはきちんと黒字を出している、そういう体質になったわけです。

内部改革の成功例、成功例ということとはちよつとおかしいんですけども、私は、この東京の電力の三分の一をつくっているところ、福島原発地域が私の選挙区です。

東京電力。五年前から始まった原発のトラブル。社長はすくなく一生涯命を懸けて、情報公開したい、隠すなと言っているんですけども、末端に行けば行くほど、隠す体質、ごまかす体質というのが東京電力にございました。

五年前に最初にトラブルが起きて、もうトラブルがあったら、過去のトラブルを全部吐き出せ、こういう形で言っただけですけども、最初に出て

きたのはほんの水山の一角でございました。五年たつてやつと、過去三十年近くさかのぼつてのトラブル、いわゆる臨界まで起きてしまった、こういうことがありましたという、ここまで社員みずからが全部情報をトップに伝えることのできる、そういう、ある意味での風通しのいい組織に五年かかってきたわけですけども、社会保険庁は、今回、内部改革を捨てて、解体して出直すという、その辺の、内部改革ではもうどうにもならない、直らないんだという、ある意味の判断をしたと思うんですけども、なぜ解体的出直しを選んだのか、その理由はいかにあるか、お聞かせをお願いしたいと思います。

○石田副大臣 社会保険庁におきましては、これまで事業運営やたび重なる不祥事、さまざまな問題がございました。その背景にある組織体質を一掃して、真に国民の信頼を得ることができる組織を実現するためには、組織内部の改革にとどまらずに、社会保険庁を廃止、解体し、新たな運営組織を構築することが必要と判断したものでございます。これはもう内部改革ではどうにもならない、こういう結論だと私は思っております。

今回の改革案では、公的年金に対する国の管理運営責任を堅持しつつ、新たに非公務員型の公法人として日本年金機構を設立し、あわせて、能力と実績に基づく人事管理の導入、民間へのアウトソーシングを推進することとしておりまして、これにより、さらなる信頼回復、サービス向上、事業運営の効率化を図ってまいりたいと考えております。

○吉野委員 村瀬長官、ちよつと通告していませんけれども、村瀬長官は、内部改革の旗手として社保庁に入つたと思うんですけども、それが解体的出直しという形になった、その辺の長官の思いをちよつと聞かせてください。

○村瀬政府参考人 十六年の七月に社会保険庁長官に就任いたしました、私の仕事は、職員の意識改革、それから業務改革、そしてできるだけ内部で健全な組織にならないかということで努めてき

たわけでございます。その中で、私は、確実に職員の一部は変わってきているだろうと思っておりますし、仕事のやり方も変わってきていると思っております。

ただ、残念ながら、全体の仕組みで、すべての人間が変わつたかというところ、変わり切れなかった、それが昨年の不適正な免除問題等にあらわれた、このように考えております。

したがって、その中で一番大事なことは何か。やはり先ほど話がありましたように、国民の皆さんから信頼できる組織になるためにどういうやり方が一番いいのか、また、そういう社員になつていくためにはどうしたらいいのか、そこを選出した場合に、今回の非公務員型の公法人である日本年金機構、これが最善である、このように判断しております。

○吉野委員 ありがとうございます。

次に、病院についてであります。平成十六年三月の与党年金制度改革協議会で、年金福祉施設等の見直しについての与党の合意がなされたところであります。これに基づいて、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が十七年の十月に設立をされ、五年かかって売却処分をしていこう、こういう形で今なされているところでもあります。このときに、地域の医療体制を損なうことのないように、十分に検証した上で整理合理化計画を策定することという附帯事項がついております。

また、社会保険病院については、平成十四年に厚生労働省の方針が示されました。それは、平成十五年、十六年、十七年、この三カ年間にきちんと改善をしてみよう、この三カ年の改善状況を踏まえて、平成十八年、もう終わってしまいましたが、ことしは平成十九年ですけれども、平成十八年に整理合理化計画を策定していこうという内容であります。

先日、五月六日の朝日新聞の報道に、厚生年金病院、社会保険病院については存続という記事が掲載をされておりました。附帯事項にもあるよう

に、地域医療の確保、いわゆる赤字体質というのは当然にぬぐわねばなりませんけれども、この病院だけ見ていくと、赤字体質がどうしても続いている病院、また黒字体質の病院、ここを見るときはやはり分かれてしまうと思います。でも、地域医療の確保の点から見れば、必要な赤字の病院というものはあるかと思えますので、そういう意味の一括売却とかグループ別の売却とか等々、私はそういうところも検討の課題に入れるべきだというふうに考えているんですけれども、どんな検討状況にあるのか、どうして十八年度までに整理合理化計画ができなかったのか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

〔委員長退席、宮澤委員長代理着席〕

○青柳政府参考人 厚生年金病院及び社会保険病院についてのお尋ねがございました。

厚生年金病院につきましては、ただいま委員からも御紹介ございましたが、平成十七年の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案の審議の際に、本委員会の附帯決議におきまして、地域の医療体制を損なうことのないよう、整理合理化を進めるといふふうにされたところでございます。

一方、社会保険病院につきましては、これも委員から御紹介ございましたが、平成十四年の十二月に、私も厚生労働省方針といたしまして、社会保険病院の在り方の見直しについてという考え方をまとめさせていただいたわけでございますが、これに基づきまして、今後、施設整備には保険料を投入しない、あわせて、経営改善を図った後に、平成十八年度に整理合理化計画を策定するというふうになされたわけでございます。しかしながら、社会保険病院につきましても、先ほど申し上げました整理機構法案審議時の経緯にかんがみまして、厚生年金病院と平仄を合わせていくことが必要となってきたというふうに考えております。

さらに、近年の地域における急性期医療等の状況を踏まえれば、地域の医療体制を損なうことが

ないよう、厚生年金病院及び社会保険病院が現に地域において果たしている役割をどのように維持していくかというようなことを念頭に置いて、その整理合理化を進めていくことが求められているというふうに認識をしている次第でございます。

いずれにいたしましても、今後、各般の御意見を踏まえながら、できるだけ早く整理合理化計画を取りまとめたいと考えております。

○吉野委員 平成十八年度までに整理合理化計画をつくるということが与党合意でなされておりますので、できるだけ早く、十九年度中にはきちんと合理化計画をつくっていただきたいと思います。

次に、今の整理機構、施設をより高く売却しようという努力を一生懸命しているところであると思うんですけれども、五年かかってやる、一年半経過したと思うんですけれども、今現在、どのくらいの売却をしているのか。どのくらいの施設があつて、売れたのはどのくらいの率になるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○青柳政府参考人 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構について、実績のお尋ねがございました。

機構は、平成二十二年の九月までに国から出資した年金福祉施設等をすべて民間に譲渡等をするということとを目的として、平成十七年の十月に設立されたものでございまして、今御紹介ございましたように、設立から一年半程度が経過した状況ということでございます。

現在、三百二の施設が国から整理機構に既に出資をされておりまして、平成十九年三月末現在で、このうちの六十六施設が売却済みでございます。これは出資全体の二二％に当たるものでございまして、設立当初の平成十七年度は、年度の途中からということでございますし、組織の体制整備を図っておったわけでございまして、平成十八年度からいわば本格的な売却が実施されているという状況を踏まえ、順調に売却が進んでいるものとお考えいただきたいと思います。

○吉野委員 六十六施設が売却されたわけでは

けれども、機構としては売ってしまった後のところは余り関知しないと思うんですけれども、売られた施設でどのような活用をされているのか、その辺のところ、わかるところで答え願いたいと思います。

○青柳政府参考人 機構により売却等の内容というところのお尋ねでございます。

譲渡の時点で事業を実施しておいた施設が四十六施設ございますが、そのうちの七八％に当たる三十六の施設では、宿泊施設等、従来の事業がそのまま継続をされております。これは機構が、どちらかというと、単に売ればいいというのではなく、できる限り事業継続ができるようにという考え方で、事業継続に力を注いだマーケティング活動を行ってきた結果として、ただいま申し上げたような事業継続が図られたものというふうに承知をしております。

一方、譲渡した後に事業継続がなされなかった施設が残念ながらあるわけでございますが、そうした施設の用途の例といたしましては、例えば高齢者福祉施設、在宅介護の関連施設、学校の校舎、市庁舎、ビジネスホテル、あるいは分譲マンションなどがあると承知しております。

○吉野委員 一年半の事業という営業をしてきたと思うんですけれども、販売に対して、戦略的に販売していると思うんですけれども、いろいろなノウハウができていっているんですね、高く売するため、また施設を売った先がきちんと活用できる。どんなノウハウをこの一年半の中につくったのか、努力の成果をお聞かせ願いたいと思います。

○青柳政府参考人 整理機構がどのようなノウハウで仕事を進めておるかというお尋ねでございます。

独立行政法人でございますので、その仕事のやり方については基本的に整理機構が自分の判断で進めていく。もちろん、私も、中期計画なりをいただいて、それを見させていただくということにはありますが、その意味では整理機構の考え方を

私がここで申し上げるのもやや僭越かなという気はいたしますが、私もかなりの受けとめということであえてお答えをさせていただきますと、大原則であるところの一般競争入札によつてすべての年金福祉施設をいわば適正な価格で売却することが課せられておるわけでございまして、そのためには、すべての施設について、いわば適正な競争状態を創出するということが不可欠の要素になってくるというふうに承知をしております。

そのため、機構におきましては、全国的な規模で多業種を対象としたマーケティング活動を展開するとともに、全国的なネットワークを有する宅地建物取引業者を売却業務の委託業者として活用するというによりまして買い受け希望者を広げていく、それを一つのポイントとして進めている、努めているというふうに承知をしております。

また、機構に出資をされました施設につきましては、先ほど御紹介をさせていただきましたように、その多くがその時点で事業を運営しておるわけでございます。そういたしますと、単に不動産として売却をするというのは事情が異なるために、買い受けをしていただく方々も、いわば事業として買い受けを希望する方々と、それから不動産としての買い受けを希望する方々が両方いらっしゃるというような状態にあるわけでございます。

このため、機構としては、いわば事業価値と、それから不動産の価値の双方から評価を行いまし、それぞれの物件のいわば立地条件、それから事業の将来性、あるいは買い受け状況等を踏まえまして、それぞれの施設の特性に即したマーケティングを行うということを心がけておるものと承知をしております。

こういう取り組みの結果が、機構発足以来の売却額、六十六施設で約三百五十億円、これは出資価格が二百四十八億円でございますので、これと比べますと、出資価格を百二億円上回るものでございますし、価格比で見ますと一四一％という

成績になつておるわけでございます。

なお、マーケティング活動のうまくいっている一つのあらわれといたしまして、入札一回当たりの平均応札件数がどうであるかというようなことも一つの指標になるかと存じます。これを見ても、事業を開始いたしました平成十七年度が平均すると二・〇件であったのに対して、平成十八年度は四・一件というふうに増加しているわけでございますので、買い受け者の開拓を進めているということをこの点からも御理解いただければと存じます。

○吉野委員 次に、国民年金事業改善法についてお尋ねをいたします。

今回、口座振替、コンビニでも納付ができる、インターネット、電子納付ができる、それに加えてクレジットカードでも納付ができるような改革をいたしましたところであります。クレジットカードで納付しやすくなった、そのねらいはどこにあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○青柳政府参考人 国民年金の納付についてのお尋ねがございました。

国民年金制度の安定的な運営のためには保険料を確実に徴収していくということが必要でございます。そのためには、一つは、納めやすい環境づくりをどうやって整備していくかということが重要であるというふうに考えております。

ただいま委員から御紹介ございましたように、このために、口座振替による納付のみならず、コンビニエンスストアでの納付やインターネットバンキングによる電子納付など、いわば納付手段の多様化によりまして、納めやすい環境づくりを進めてきたというのがこれまでのところでございます。

これらに加えまして、今般提出し、御審議をお願いしておりますところの事業改善法案の中で、各種公共料金におけるクレジットカード納付が定着してきた状況を踏まえて、クレジットカードによるところの国民年金保険料の納付を導入いたしました、さらなる納付環境の整備を図るというこ

とをお願いしているところでございます。

クレジットカードによりまして納付は、口座振替と同様に自動的に保険料の納付が行われる仕組みであるということも申すまでもないわけでございますが、実は、これまで、口座振替の利用率の高い都道府県においては国民年金保険料全体の納付率も高いという傾向が見てとれます。したがって、今般クレジットカードによる納付を導入することによりまして、その利用率を高めていくことができれば、国民年金保険料納付率、全体の納付率の向上にも効果があるのではないかと、このことを期待している次第でございます。

○吉野委員 次に、市町村との連携でございます。

国民年金の未納者に対して、健康保険である国民健康保険は市町村が取り扱っているわけですが、健康保険は市町村が取り扱っているわけですが、健康保険料は払っているんですけれども、国民年金は払っていない健康保険証を短期の保険証にする、そういう改正案が今回盛り込まれております。これは市町村の判断に任せられているわけですが、これも、保険料を満額いただいている人、年金は未納だから短期の保険証を渡すという人は、なかなか市町村としては現実にはできないのか、なにかという感じは持つんですけれども、この実効性はどの程度あるのか、どう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○青柳政府参考人 国民年金の事業についての市町村との連携についてお尋ねをいただきました。

国民健康保険の短期被保険者証は、通常の被保険者証と比較して最大の違いというのは有効期間が短いということでございますので、有効期間が短くても、それをお持ちになれば医療機関で受診ができるということでございます。したがって、その発行を通じて、市町村が保険料の未納者との接触の機会をふやしていただく、そして市町村の窓口で保険料納付などを直接働きかけていただく、この機会をふやすということが最大の目的でございます。

今回の措置は、このような短期被保険者証の機

能に着目をして、市町村が国民年金保険料の未納者に接触をして、保険料の納付、それから、所得の低い方の場合には免除の働きかけというのがあるわけでございますが、こういった申請を促すということが可能になるというふうに期待をしておるところでございます。

これが本当に実効性があるかどうかというお尋ねがあったわけでございますが、私どもも、この措置が意味のあるものとなるためには、少しでも多くの市町村にこれを実施していただくということが必要だろうというふうに考えております。その場合、実は、市町村が運営している介護保険、それから医療保険のうちの後期高齢者保険や前期高齢者の国民健康保険、こういったものの保険料、さらには現在検討中ではありますが、地方税の住民税、こういったものの徴収について、高齢者からの徴収については年金からの天引きというものが既に法律で決められ、あるいは今後のテーマとして予定されているという状況に現在あるわけでございます。

したがって、年金受給権の確保を目的として今回きちんとこの措置が機能するようになりまして、そのことは同時に、そういった保険料あるいは住民税を確実に徴収しなければならぬ市町村にとっても徴収が確実にできるというメリットが生じるわけでございます。何よりも、こういった年金の受給権を地域で年寄りがきちんと確保することによって、地域全体の消費の支えが行われるという意味での地域の活性化にもつながるという面もあるわけでございますので、こういった機能、働きというものを多くの市町村に御理解、御協力いただけるのではないかと、このように考えております。

いずれにいたしましても、今後はできるだけ多くの市町村に実施していただくように、具体的な事務処理の詳細などを詰めるながら、実施に向けて市町村とよく相談をいたしまして、御指摘のございました実効性ということについて、きちんと私どももこれが図られるように努めてまいりたいと考えております。

と考えております。

○吉野委員 今回、市町村が納付の受託機関になれるという法改正が盛り込まれております。でも、それは短期保険証に限るという縛りがあるんです。コンビニの場合はいつでもすべての納付ができるわけでありまして、国民にとってはいろいろな納付場所があつていいと思うんですね。ですから、社保庁にも行くし、口座振替でもいいし、出向いていけば市町村の窓口でもすべての納付が取り扱えるようにすべきではないのかなと私は思っているんですけれども、なぜ短期保険証に限っているのか、すべての納付を扱うことができないのか、せっかく受託機関になったわけですから、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○青柳政府参考人 市町村をどうする場合でも納付受託機関にすることについてのお尋ねがございました。

今般の国民年金保険料の未納者に対しての国民健康保険の短期被保険者証に関連した施策につきましては、いずれにしろ、市町村の判断によりまして国民健康保険の短期被保険者証を発行できることとして、この仕組みを通じて、あくまでも未納者との接触の機会をふやすということで、その負担能力のある方には自主的な納付を働きかけ、負担能力のない方は免除等の案内を行うということでございますので、短期被保険者証の発行のために訪れた方に対して、その機会をいわば利用して、ただいま申し上げたような納付の働きかけや免除の案内を行うということを目的としたものでございます。

国民年金保険料の未納者の利便性という観点から考えますと、今申し上げたように、未納者が被保険者証の更新のためにやってきた機会を利用して払えるようにするということが望ましい。今までは、仮にそうやって市町村で任意に払ったかどうかと云々という法律上の制約があつたものから、これを取つて、その場で払うことができるようにするということが望ましいのではないかと考えております。

いかというふうには法律を改めることにしたものでございます。

したがって、国民年金の保険料を払うことそのものを目的にわざわざ市町村においていただかなくても、例えばお近くのコンビニや金融機関を御利用いただけるという意味では、いわば一般的な支払い窓口として市町村を位置づける必要は必ずしもないのではないかと認識している次第でございます。

○吉野委員 次に、社会保険にかかわる仕事をしている方々、保険医療機関や保険の薬局や介護サービス業者等々でありますけれども、この方々が国民年金の保険料を滞納している。まさに社会保険で飯を食べている方々がみずからの保険料は滞納している。この方々に対して免許の更新や免許を与えるときに、それはしない、そういう規定が今回盛り込まれております。このねらいはどこにあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○青柳政府参考人 年金保険料の納付に関連して、保険医療機関等や社会保険労務士さんの指定あるいは登録について一定の制約を加えるという今回の改正事項についてのお尋ねでございます。

今さら申し上げるまでもなく、社会保険方式によります我が国の公的年金制度におきましては、保険料の確保は存立のいわば基盤でございます。したがって、保険料の納付促進を図るためには、納付の督促それから強制徴収等の取り組みに私ども最大限努力を怠りません。先ほど御紹介のございましたように、先ほど御紹介の方々の連携協力のもとに、いわば社会全体での取り組みを進めてまいることが必要であろうと考えております。

このような中で、保険医療機関あるいは介護サービス事業者等の方々に対して支払われております診療報酬あるいは介護報酬、これらは、もとを正せば、その一部は年金保険料を含む保険料が、先ほど申し上げたように、天引きされている

ということから、原資になっておることがあると思います。

それから、社会保険労務士さんは、今さら申し上げるまでもなく、社会保険や労働保険の法令に基づく手続について業務独占の地位が認められているという方々でございます。したがって、これらの事業者の方が確実に保険料を納付するのであれば、制度に対する国民一般の信頼あるいは納得もなかなか得られないのではないかと、ふうに考えておる次第でございます。

現に、若干の数字を御紹介させていただきますと、厚生年金保険で平成十七年度に滞納処分になった事業者の方が二百七十七件ございます。それから、国民年金保険料でも平成十七年度に滞納処分までいった方々が、今申し上げた関係の業種の方で二十六件ございます。

こういった状況を踏まえまして、これらの事業者等であって、保険料の滞納処分を受けながら、その後も三月以上以上わたって引き続き滞納しているといういわば確信的な滞納者の方につきましては、その事業の指定あるいは登録を拒否することができるといふふうにしていただきたと考えていた次第でございます。

○吉野委員 滞納処分というのは、一年から二年間支払わなくて初めて滞納処分というのをを出す。そして、なおかつ処分を受けてから三月月も滞納している。全く悪質中の悪質、この方々はプロ中のプロでありますので、これは私は甘いと思うんですけど、もっと厳しく、三月月とか六月月とか、この辺、もう滞納したら自動的に免許取り消しというくらいのところまで踏み込むべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 先ほども申し上げましたように、今回の措置は、社会保険料を主たる財源とする事業に参入して報酬を得ている事業者等について、社会保険料をいわば確信的に滞納しておられる方々に対する指定等を行わないという措置の内容でございます。したがって、こういった措置につきましては

は、事業者の方にとつては仕事の制限に直接かわるものにもなりかねないということであり、慎重を期すことが必要ではないかと考えた次第でございます。このため対象者を、甘いのではないかと、御指摘もあつたようでございますが、保険料の滞納処分を受け、なおその後も滞納を続ける、いわば確信的滞納者に限定をするということで取り組ませていただきたいと考えてございます。

○吉野委員 これで質問を終わります。ありがとうございます。

○宮澤委員長代理 次に、松本洋平君。

○松本(洋)委員 自由民主党の松本洋平でございます。厚生労働委員会での質問は、私、これが初めてになるものから、大変緊張しておりますけれども、どうぞよろしく願ひいたします。

また、本日は、政府案の一方、民主党さんからも法案が提出されているわけでございまして、こちらに關しましては質問をさせていただきたいと思っております。きょうは、野党案に対する初めての質問ということもありますので、大きなところからいろいろ聞いていきたいと思っております。まず、よくしくお願いをしたいと思っております。今、我が国におきまして、年金及び社会保険料に対する国民の不信感、また怒りというのは本場にピークに達していると思っております。私も地元を歩いておられますけれども、やはりこの問題に対する国民の思い、怒りというのは大変強いというのを肌で感じているというのが私自身の実感でございます。

そういう意味におきまして、今国会におきまして、この社会保険料の改革、解体というものが審議の日程に上がります。そしていよいよ開始されたということ、大変すばらしいことだと思っております。何となくでも国民の信頼を回復すべく、一日も早い成立というものをぜひ実現していただきたいということをまず冒頭申し上げたいと思ひます。

一昨年の選挙で私は初当選をさせていただきました。よく郵政民営化、郵政民営化ということが言われたわけでございますけれども、実は、私は地元で、郵政民営化の次は社会保険料を民営化しなさいいけないんじゃないかということを申し上げてまいりました。と申しますのも、私自身、やはりサラリーマンの経験をしてまいったわけですが、けれども、とてもじゃないですけれども、民間の企業ではこれまで考えることができなかったようなそういう不祥事というのが、出るわ出るわ次々出てくるわという状況であつたわけでございます。

こうした状況を何とか打破して国民の信頼というものをしっかりと取りかち取るためには、やはり大きな改革をしなければならぬ。では、その大きな改革というのは一体何なんぞといえ、社会保険料という組織のことをいふのであれば、やはり改革、解体をして、そして民間の力というものをしっかりと入れていく、そうしたことが私は極めて重要なことではないか、そんなことを思っております。

今般提出されました政府案を見ますと、責任といたしましては、年金ですから、当然政府、厚生労働省がしっかりと持つていく。しかしながら、業務の分野に關しましては、非公務員化をしていくことによりまして、業務の効率性だつたりとか、常にコストを意識した運営だつたりとか、そういうものを実現していくということでございます。私、今般政府案が進もうとしてこの方向性というのは大変正しいものであると思っておりますし、それを強く支持するものであるわけでございます。

そこで、まず最初に政府に対して質問をさせていただきます。とはいえ、やはり最終的な責任を持つのは政府なわけですから、新しくできる日本年金機構に対する管理監督というものをしっかりとしたいかなければならないのは当然のことだと思っております。政府が管理監督する責任というものをどう

いうふうな今担保しようとしているのか、考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改革におきましては、公的年金の一連の運営業務を日本年金機構に行わせることとしているわけでございますけれども、公的年金制度を堅持する、こういう原則のもとに、まず、国といったしまして、年金の特別会計を国に置きまして、保険料の徴収や年金の支払いを国庫金の歳入歳出とするという形で財政責任を明らかにしているの一点でございます。また、二つ目といったしまして、機構の業務や予算につきまして、国が直接的に管理監督するという形にしております。

その具体的内容といったしましては、一つとして、理事長の任命でございますとか、理事長による副理事長、理事の任命の認可、これは国が行います。また、機構の業績悪化を理由とする役員解任権限も国にございます。また、二つ目といったしまして、機構の事業計画や予算を毎年度認可とし、これも国の役割でございます。さらに、業務の指導監督を実施して、必要があるとするならば、業務の改善、是正命令を行うということにこの法案はしております。また、三つ目として、これらによりまして、国として公的年金事業の運営責任を十全に果たすこととしている、これが法律案の考え方でございます。

○松本洋委員 よくわかりました。

私、前職はサラリーマンという話をしましたけれども、銀行員だったんです。銀行の規律というものをしっかりと保つために政府当局が監督をしているわけですね、その中で非常に強い役割を果たしたなと思っているのは、やはり立入検査といったような、当局からの積極的な管理監督というものが大変重要じゃないかということを感じている次第でございます。

そういう権限ももちろん持っているわけですが、いますから、そういうものを活用しながら、新機構がしっかりとした業務運営というものをしてく

れるような管理監督というものの運用を、これからより一層考えていっていただきたいと思ひますし、先ほども申し上げましたけれども、大事なことは国民の信頼をいかに得るかということでございます。ですから、その国民の信頼という観点からの管理監督というものをしっかりとやっていただきたいと思ひます。

一方、民主党案におきましては、先ほども申し上げました、私は、社会保険庁は民営化すべきだということなことをずっと言っておたわけですが、けれども、政府案が非公務員という形になっているのに対して、民主党案は公務員の身分はそのままというような形になっているわけでございます。

盛んに、業務の効率化だとかいろいろなお話をされているわけですが、これが公務員という身分のままで、民主党さんが目指しておられる姿というのが本当にできるのかなというのを、私自身は大変心配をしております。

というのも、もし公務員のままでできるのであれば、では、なぜ今までこういう不祥事とかいろいろな国民の信頼を裏切るような出来事というのが出てきてしまったんだろうとか、そういういろいろな疑問が出てきてしまうわけでございます。私は、ここを変えていかなければ抜本的な改革とはとてもじゃないけれども言えないんじゃないか、実はそんな感を強く持っているんです。

ですから、お伺いしますけれども、何で今回、公務員という身分をそのまま残すことにしたのか、ぜひその点について教えていただきたいと思ひます。

○枝野議員 公務員であったから不祥事があつた、そして、公務員であつた状況のときになぜそれを防げなかったのか。社会保険庁の歴史の中で、自由民主党が管理監督をしていなかった時期というのは多分二年間しかなかったと思ひますが、その管理監督者の能力の問題だと私は思っております。

だったら、防衛庁も民営化するんですかという話になるわけでありまして、民営化をしたらすべてが解決するという幻想は大きな間違いだということに思ひます。

その上で申し上げますと、公務員とは何なのかということをお尋ねになつておられるのかよくわからないんですけども、政府案は非公務員化と一生懸命おっしゃつておられるんですが、どこが非公務員なのか全く私には理解できません。与党案も公務員ではないんでしょうか。形式的意味の国家公務員法上の公務員ではないですが、政府案で置かれているこの年金機構と称するところの職員は、明らかに実質の意味では公務員であります。

私も、小さな政府論者であります。できるだけ役所は小さい方がいい、民間の方がいい。民間の方がいいというのは二つ理由があるわけでありまして、一つは、民間であれば基本的にはそのコストについて税金を使わないでいいということが一つ。もう一つは、民間であれば競争原理が働くというのが二つです。

ところが、この年金機構の政府案による非公務員と称するものは、この民間であることのメリット、二つともありません。その賃金、給与は税金プラス年金保険料から支払われるということでありまして、つまり、民営化をしたら人件費が税金じゃなくなるんじゃないかと結構有権者の皆さんは勘違いをしております、その勘違いに乗つておられるんですよ、その勘違いに乗つておられるんですよ、この部分のところ、本当に民間会社だったら、自分たちの自発努力で人件費を稼ぐのが民間会社だということに思ひます。

それからもう一つ。競争原理が働くから民間企業は頑張るんです、コスト意識が働くんです。つまり、変な経営をして、ばかんな経営をすれば会社がつぶれる、賃金が下がるということになるわけなんです。おかしなことをすれば、最終的には倒産をするということが民間の競争の裏づけになっているわけなんです。どんなことをやっても倒産しない民間

間企業というのがあれば、それはもはや民間企業としての競争原理は働きません。年金機構は、変な運営をしたら倒産させるんじゃないか。それならば民間企業だと思ひます。

それから、競争相手はあるんでしょうか。消費者からの選択というものにさらされるんでしょうか。A年金機構とB年金機構があつて、ああ、こちらの方がサービスがいいからユーザーはこっちを選びますよ、そういう選択があるから資本主義、自由主義における競争原理が働くのであつて、年金機構は一つしかない、競争相手がいない、そして何をやっても倒産しない、つぶれない、そんな民間企業って民間企業じゃないんですね。

したがって、非公務員というのは全くのどっち上げであつて、政府案も実質的には全くの公務員であるということには、全く変わつていない。しかも、国家公務員法上の公務員でなくなるということによるマイナスも大変大きいんですね。一つは、天下り規制、これまた骨抜きの下り規制を政府の中で一生懸命検討しているようでありまして、この骨抜きの天下り規制すら、この年金機構に天下ることについて、そして年金機構からの天下りについて全く及ばなくなるんですね。実質的に公務員でありながら、天下り規制は全く適用されない。焼け太りと言われても仕方がないんじゃないのかなというふうに言わざるを得ないと思ひます。

それから、民営化すると効率が上がつてコストがよくなるという話も一説ありますけれども、これは、きのう、本会議場で山井提案者からもお話をさせていただいたんですが、厚労省職員の平均給与は六百六十三万円です、厚労省所管独立行政法人職員の平均給与は七百九十六万円です、特殊法人の事務、技術職員の平均給与は八百六十六万円です。つまり、公務員であれば、これは国会とかあるいは世の中の目ということで、その給与についてはそれなりに厳しい目で今見られている世の中でありまして、それなりの抑制は働いてるんです

が、そこから遠くなれば遠くなるほど、国民や議会によるチェック、監視が働かないで実は人件費コストは上がっていったりするということになるわけですね。ですから、何のための非公務員化と称するものなのか、私にはさっぱりわからないと言わざるを得ません。

そもそも、今回の改革のスタートになっているのは、グリーンピアを初めとする悪名高いいわゆる福祉施設の問題ですけれども、これをやったのはどこかという、みんな特殊法人なんですよ。特殊法人にしたらよくなるのか。全くわけのわからない話であります。

しかも、情報公開の話などについても、形式的に非公務員になるということで、形式的公務員のような縛りがからなくなるということでごいまして、いや、本当に非公務員化するんだったら、失敗したら倒産するというような仕組みにされたらいいし、それから、人件費その他について一切税金を使わない、それならば、民営化あるいは非公務員化として認めますよ。でも、税金で給料を払いながら、そして競争が働かない分野に置きながら、非公務員というのは全くのまやかashiであるということ、公務に当たる以上は公務員であるのは当たり前だ、こういう答えになるわけですよ。

○松本(洋)委員 何か随分違うところに議論が飛んでしまっているような気がしてしょうがないんですけれども……(発言する者あり)静かにしてください。

おっしゃることもわからなくはないんですけれども、しかしながら、例えば窓口のサービスだったりとか、さまざまな問題、または内部の業務の管理の問題とかで、やはり公務員という身分保障がされたような形の中で、一人一人の個人の、そういうコストだとか業務の適正管理というのに對するインセンティブというものが本当にしっかりと働くのか、そうした部分というのはしっかりと見ていかなければいけないと思います。

また、先ほど非公務員にした方が給料が高くな

るといふ話がありましたけれども、それこそ、先ほど申し上げたように、新機構の中でも、国会において、全体的な予算ですとか予算の執行とか、そういったものというのはチェックがされるわけですから、そうした部分でしっかりとしたチェックというものは働いていくと思いますから、枝野先生の指摘というのはちょっと当たらないんじゃないのかなというように、正直なところ、私自身は感じている次第でございます。

ちょっと次の質問に移らせていただきます。私先生が大事な大演説をされたわけでございます。その場で、業務効率の向上、国民の利便性向上、収納率の向上、一石三鳥の法案ですというように、この歳入庁法案に關しておっしゃっていただきたいと思っております。

まず、歳入庁の業務効率の規模というのはどれぐらいなのか、具体的な見通しというものをぜひとも教えていただきたいと思います。

○古川(元)議員 答えさせていただきます。

私も、昨日の本会議でも山井議員から御説明をいたしましたように、今回のこの歳入庁法案というのは、単に、今失われた社会保険庁に対する信頼を回復する、そういう手段だけでなく、やはり行政コスト全体を削減する。そしてまた、特にこれは税とか保険料、国民の視点に立ったときに、これは松本委員も御存じだと思います、おわかりだと思えますけれども、いろいろなところから税金だとか保険料だとか請求書が来ますね、それに対して一々それを別々に納めているわけですよ。これは行政の側のコストだけじゃなくて、納税者、納付する者にとってもコストがかかっている。私たちは、行政コストを削減するだけじゃなくて国民の側にもかかるようなコストを削減する、このことも、トータルとして行政サービスを向上させ、そして効率的な運営をしていく、そういう意味で非常に大きな意味があるというふうに

思っております。

そういう意味では、私も、今回のこの法案というのは、単に社会保険庁の問題だけではなくて、広く国全体を見通して、税や保険料にかかっている、徴収にかかっている行政コスト、そして国民の側のその納付にかかるコスト、それをトータルとして引き下げるような、そういう形での改革案というものを示させていただいているということ、これをまず最初に申し上げさせていただきたいと思っております。

その上で、今、業務効率化の規模がどうだというお話がございましたけれども、まず、政府の方で、業務運営の効率化というのがうたわれておりますけれども、これによって一体どれくらいこの業務効率化がされるのか、そのことはほとんど示されていない。これは、社会保険庁が村瀬長官という人を民間から入れて、当然今の組織の中でも効率化をしてきたはずだと思うんですが、その結果も、どれくらいこれは効率的になって結果が出たのかというのはいわゆるわかりません。

その上、今回こういう形で解体をするという、表面上だけだと思えますけれども、組織をいじめる、その結果、業務運営が効率化というわけでありますけれども、一体どれくらい効率化されるか、そのこと自身がまず与党の、政府の側から示されていない、このことは極めて大きな問題だといふふうに私たちは認識しております。

○宮澤委員長代理 古川君、質問に答弁してください。

○古川(元)議員 今から答えますのでお待ちください。

その中で、私も、そういう意味での定量的なものは、具体的な形で見れば、これは明らかに、与党との関係でいっても我々の方が効率化が進むということは端的に言えるのではないかと思います。

そのことは、社会保険庁の業務量調査結果によっても、総務関係の業務が全体の二二%、徴収

関係の業務が三七%、合計で約五〇%となっております。こうした業務は、現在の国税庁と同様の業務、これは重複がかなりあるというふうに想定されますから、そのところを整理合理化するだけでも、これは相当な業務の、全体として見れば、今の国税庁と社会保険庁に分かれている、そのことを統合する、それだけでも大きな合理化になると思っております。

また、出先機関であります社会保険事務所、これは三百二十カ所ありますけれども、これはもう基本的に廃止をして、現在の税務署、これは五百十八カ所ありますけれども、これに統合することを想定しておりますし、また、都道府県単位の四十七の社会保険事務所についても、国税庁の全国の十一ブロック単位に統合することを想定しております。

これだけを見ても、これは組織も業務も相当大幅な効率化が可能であるということは、具体的にこういう形でも、私は、目に見える形で我が党の案の方が業務運営の効率化というものが示されているといふふうに考えております。

○松本(洋)委員 そうすると、具体的な数字とかという形では、現状、あらわすことができないということでは、現状、あらわすことができないというところでよろしいんでしょうか。

○宮澤委員長代理 古川元久君、簡潔に答弁をお願いします。

○古川(元)議員 今申し上げましたように、私も、この総務関係の業務と徴収関係の業務だけで五〇%、この分は整理合理化すれば相当に削減できると思えますし、先ほどから申し上げておりますように、社会保険事務所を廃止したり社会保険事務局についてもこれを統合する、これは数字として先ほどお示しをしたように、具体的に効率化が進む部分だといふふうに考えております。

○松本(洋)委員 では、一つ例を挙げてちょっと具体的に教えていただきたいんですけれども、徴収業務を具体的に効率化しますというのは、役職員の仕事のイメージとしてはどういうイメージなんですか。要するに、一人の歳入庁の職員が国税

の徴収もするし保険料の徴収もするというような形を考えていらっしゃるというイメージでいいですか。

○古川(元)議員 当然、先ほどから申し上げておりますように、これは徴収業務、同じベース、所得ベースに賦課をするわけでありまして、それを徴収する者は、これは同一の職員が保険料も税金も一緒に徴収するという形になります。

○松本(洋)委員 そもそも、年金の方の保険料の徴収と国税というのは全く意味合いが違うと思っていて、年金保険料に関しては、大変少額でかつ多数を相手にし、かつ、しっかりと年金の意義というものをお話しした上で自主的に納入してもらうような、そういう交渉が必要になるわけですし、一方、国税に関しては、大口で悪質なものを重点的にやっていくという、そうした違いがあると思います。そうした違いというのは本当に乗り越えることが可能なのかということをぜひ聞きたいと思っています。

また、現在、年金の徴収に関しては、実際の担い手というのは、非常勤職員の方々がかなりの人数雇われてやっていらっしゃると思いますけれども、では、そういう人たちに国税の徴収も任せなければならぬのか。逆に、そういう人たちが本当に非常勤でいいのか。その人たちの一人一人の人事費というものは、当然、職務がふえれば上昇をしていかなければならないと思っておりますし、そういうところのコストの見積もりというのはどう考えているのか、教えてください。

○古川(元)議員 松本委員は、ほとんどの人が、一々お願いに行つて、年金の意義を説明をして、保険料を納めてくださいとそのまま行かないと徴収がいただけないと。国民を信用していいという事なんではないか。

ほとんどの方は、これはもう松本委員もそうだと思いますが、御自分で、請求書が来ればそれに對して納めてはいただけないと思います。税についてもそうです。ですから、ほとんどの国民の皆さんは、納付の申込書が来ればそれに對してきちんと

それを納付しているわけでありまして。

あとは、それを納めない人たちに對してどうするかというところが問題になってくるわけでありまして、その納めない人たちに對してどういう形でやっていくのか。

それは、これまでの社会保険庁がやってきた状況を見れば、これは徴収のところで、その徴収能力に對して非常に欠けていた部分はあると思います。私も今は今回、こうして税務署と統合することによりまして、税の徴収、その段階のところでかなりの部分、これは税の徴収と保険料の徴収とを統合することによって、例えば税の納付の還付を受けるような人たちは、還付金があるのであれば、その人たちは税務署に来るわけですね。そのときに、保険料が徴収できていないのであれば、保険料部分と還付部分、その部分を相殺するということもできるわけでありまして。

そういう意味では、一々そこに行かなくても、例えば税の還付が必要な部分は、保険料が未納であればその部分を相殺したりとかいう形で、これは同じ役所の中で、そして徴収を税と保険料と同時に、そのことによって、もともと最初からそこに行つてお願いをしなくても保険料の徴収がきちんとできるような、かなりそういう状況もできていくと思います。

その上で、私も、最終的にそれでも納めないような人たちは、そういうような人たちに對しての徴収のノウハウというものは、これは国税においても、別に大口のところだけ調査に行くわけじゃありません、小さなところだつて税務調査には行つています。ですから、そういう意味では、そういう小さな事業所も含めていろいろなところの徴収をする、チェックをする、そういうノウハウを国税は持っているわけでありまして、そういうノウハウを新しい歳入庁の中で生かしていくということができるといふに私たちは考えております。

○松本(洋)委員 いろいろと御説明をいただいたんですけれども、結局のところ、いろいろ教

えていただきましたもよくわからないんですが、要は、徴収をする人というのは、では、これからはもう回りませんということなんですか。結局、一緒にできるノウハウとかいろいろとおっしゃっておりますけれども、しかしながら、実際問題として、要は、国税も徴収をします、年金の徴収もしますという人が一体となつて、実際に町に出ていってやっていくということ、今お話しの中だと、それは余り想定をされてないということですね。要は、それは国民を信頼して、その部分と

いうのはお願いします、本当に悪質な方のところだけにいきます、そういうことでよろしいんですか。

○宮澤委員長代理 古川君に申し上げます。徴収と調査ははっきり分けて答弁をお願いいたします。

○古川(元)議員 そのことはもとより、これは、委員長、申し上げますが、そもそも質問者の方がそこを混同しておられるんじゃないかなというふうに思ふんですね。

私たちは、普通の徴収をするのと調査をする部門、当然、これは税務署の中でも今でも分かれていてのと同じように、今度の新しい歳入庁の中でも、そういう形で普通に徴収をする部分と、そして調査やあるいは未納の人たち、そういう人たちに徴収に行く、そういう二つの部門を分けていかなきゃいけないというふうに思つています。

その未納の部分の人たちに徴収をかけていく、その部分でも国税のノウハウは使えるんじゃないかと思ふんですし、そもそも、先ほどから申し上げておりますように、今まで国税がやっていて、そして、税務署の中で所得情報があるとか、この部分はもちろん全体ではありませんけれども、しかし、かなりの部分、国民年金を納めている納付義務者に所得税とかを納めている人たちがいるわけでありまして、そういう人たちの分だけでもこの所得情報がいちいちわかる、そういうのを踏まえて、これは普通に徴収できる分もかなり高くなるであらう。

そういう意味では、今の組織よりもかなり納付率も、国税庁と統合する歳入庁にする形で、これは徴収ができるというふうに私たちは考えております。

〔宮澤委員長代理退席、委員長着席〕

○松本(洋)委員 いや、別に混同しているつもりはなくて、徴収にかかる人事費のコストが三十数%、そういう話をいたしましたから、それを一つ例にとつて、具体的にどういふ姿なのか教えていただこうと思つたんですけれども、何かいろいろな話が入つてきてよくわからなくなつてしまつたので何度も聞かせていただきました。

しかしながら、本当に悪質な方というのは、今の政府案の中でも、財務省を通じて国税に連携をして国税の職員に助けてもらう、そういうスキームも今政府案の中であるわけですから、余り、民主党でなければならぬという必然性を、正直、私自身は感じるということがないということ、一言申し添えておきたいと思ふます。

続きまして、利便性の向上という話がござい

ます。きのうも山井議員がワンストップサービスということをおっしゃつていたわけですが、実際問題として、現在の年金保険料の収納というのは、自動振替とか金融機関とか、またコンビニ、そういうところでの納付というのがほとんどで、かつ、先ほど政府案でもありましたように、インターネットとかそういうツールというものを新たにどんどんどんどん整備いたしまして、そして、そういう収納しやすい環境、逆に言つてしまえば、事務所に行かなくても収納できる環境というのはどんどんどんどん整えていっているわけですね。

そんな中で、利便性の向上というのが、この歳入庁とどこまで、どの程度結びつくのかというところがちよつとわかりにくいものですか、その点につきまして教えていただきたいと思ふます。

○山井議員 まず、最初に一言だけ申し上げたいのは、本当に、こういう議論は、ぜひとも初日か

らきつちり野党合意の委員会であるべきだと思  
うんです。それを職権でこういうふうにして  
て、お経読みの後、すぐこういう議論をするとい  
うのは、本当に厚生労働委員会のルールに反して  
いると思います。そのことだけ申し上げます。

利便性の向上であります。例えば、今まで税  
務署に税金の相談に行く、社会保険事務所に年金  
の相談に行く、そして、たらい回しに遭っている  
ケースとかも多々あるわけですね。これからは、  
医療保険料や事業主負担分の介護保険料、雇用保  
険料、労災保険料というものを、税金や年金だけ  
でなく、ワンストップサービスで納付することが  
できるわけです。

また、厚生年金の加入率の問題に関しても、き  
のうも申し上げましたように、今、三〇%も未加  
入ということが総務省の調査の推計から出ている  
わけですね。こういう問題についても、やはり、  
税務署と社会保険事務所の役割が一緒になるとい  
うことで、これは加入率が非常に向上するという  
ふうに考えております。

やはり、今まで、雇用保険料、労災保険料、税  
金、年金の相談、納付というのが余りにもばらば  
らであった、そのコストというものが今までの行  
政の中では無視されてきたというふうに私は思っ  
ております。

以上です。

○松本(洋)委員 済みません。もう少し答弁を短  
くしていただければと思ったんですが、時  
間がなくなりましたのでこれで終わります。  
しかしながら、先ほど申し上げましたように、  
民主党さんの案、先ほどからお話を聞いているん  
ですけれども、正直、余りメリットというものが、  
お話を聞いてもわからなかったというのが私自身  
の感想でございますし、やはり公務員という身分  
を残したままというのは、いろいろとお話を聞か  
せていただいたけれども、どうしても納得がい  
かないというのが私自身の個人的な感想でござい  
ます。ぜひその点だけは申し添えまして、時間が終  
了しましたから、私の質問を終わらせていただき

ます。

ありがとうございます。

○櫻田委員長 次に、福島豊君。

○福島委員 大臣、副大臣、大変御苦勞さまで  
ございます。また、長官も、本当に長年にわたりま  
してといいますが、この間の御努力に心から敬意  
を表したいというふうに思っております。

この三年間、平成十六年の年金改革から、社会  
保険庁の問題というものが大変大きな問題として  
議論の対象になってきたわけでありまして。さまざま  
な不祥事が発覚をいたしました。一日も早くこ  
の社会保険庁の改革というものをなし遂げて、そ  
して、年金制度に対しての国民の信頼を確保す  
る、このことが今政治に課せられた最重要の課題  
の一つである、このように認識をいたしております。

年金制度の改革、十六年改革は大変大きな意義  
を持つものでありましたけれども、しかしなが  
ら、こうした運営組織のあり方自体がクローズ  
アップされて、逆に十分国民の理解を得ることが  
できなかったんじゃないか、そういう嫌いもある  
わけでありまして。この国会におきまして、この後  
半の審議をめぐって、与野党、野党の先生方から  
いろいろと御指摘ありますけれども、やはり一日  
も早くこれを成立をさせるといことが国民の負  
託にこたえることである、このことをまず指摘を  
いたしたいというふうに思います。

そしてまた、もう一つ冒頭申し上げておかな  
ければいけないことは、この国会におきましては、  
まさに労働関係の労働基準法の改正でありま  
す。か最低賃金法の改正でありますとか、国民の生活  
に密着した法案というものが同時に提出をされて  
いるわけでありまして。会期末までの期間は限られ  
ております。その中で、この国民の生活に大切な  
法案もどう取り扱うのか、こういうことも野党の  
委員の皆さんにはしっかりと御認識をいただ  
いて、この法案の審議を進めていただきたい、この  
ように念願をするわけでありまして。

本日は、まず、政府・与党の社会保険庁改革二

法案がすぐれている点について明らかにしたいと  
思います。また、民主党が提案をしている法案と  
の比較を行いたいと思っております。そしてま  
た、この国会におきましても繰り返し取り上げら  
れました年金記録の問題、これは、年金制度とい  
う非常に巨大なシステムが歴史的な変遷をたどり  
ながら今日に至っている、そうした経過を無視し  
てはその問題の本質が理解できない、私はそのよ  
うに思っているわけでありまして、この点につ  
いて御質問いたしたいと思っております。

まず第一番目の御質問でございますが、政府・  
与党の日本年金機構法案は、社会保険庁を廃止  
し、公的年金の財政責任、管理運営責任を厚生労  
働大臣に引き上げた上で、業務の実施については、  
新たに非公務員型の年金公法人を設置し、厚  
生労働大臣の直接的な監督のもとで一連の運営業  
務を行わせるものであり、年金新組織を法人化、  
非公務員化する、このことが最大のポイントと  
なっているわけでありまして。ここに至るまでは、  
社会保険庁のさまざまな不祥事、その組織のあり  
方、それに対しての国民、メディア、多くの批判  
を受けながら、私どもはこうした改革をせざるを  
得ない、このように判断をしたわけでありまして。  
まず、年金新組織を法人化、非公務員化するこ  
とによつて何がよくなるのか、この点について、  
副大臣に端的にお答えいただきたいと思ひます。

○石田副大臣 今回の改革案は、新たに非公務員  
型の新法人として日本年金機構を設置し、国の直  
接的な監督のもとで一連の運営業務を担わせる、  
こういうことにしたわけでございます。

私は先ほど答弁させてもらいましたけれども、  
もう内部改革ではだめだ、こういうことを申し  
上げました。私は、民間から村瀬長官に来てい  
ただいて、努力をしていただいたと思います。し  
かし、国民の期待するものとやはりまだ相当な乖  
離があつて、国民の期待に沿うには、今の内部改  
革だけでは、これはもう時間がかかり過ぎる。で  
すから、思い切つて廃止、解体をして、国民の期  
待にこたえようと。長官の努力は大変私は多とす

るものでありますけれども、そういうことがあつ  
たということでございます。

年金新組織を法人化し非公務員化することによ  
りまして、一つは、能力と実績に基づく人事管理  
ができる、そして二つ目には、職員の親方日の丸  
的な意識の払拭をする、三つ目には、民間へのア  
ウトソーシングの推進、こういうことが可能とな  
るわけでございます。また、社会保険庁の職員  
を自動的に引き継ぐのではなく、募集、採用方式  
で適切な職員を、これは民間を含めてということ  
になり、これまでの組織体質の一掃を図ることがで  
きると考えております。

これらにより、さらなるサービスの向上と事業  
運営の効率化を進め、真に国民の信頼を得ること  
ができる新組織の実現を一日も早く図つてまいり  
たいと考えております。

○福島委員 政府・与党案では、年金新組織を法  
人化し、非公務員化しているのに対し、民主党案  
では、社会保険庁と国税庁を統合して歳入庁とし、  
公務員のままとすることとなつております。  
民主党案は、社会保険庁の職員を公務員のままと  
温存するにすぎない法案ではないか、この指摘を  
することができると思ひます。非公務員化し、業  
務実施組織にふさわしい人事管理をすることが、  
政府・与党案がすぐれている点の第一点であろ  
うというふうに思ひます。

公務員は、政治的中立性や営利企業からの隔離  
などが定められていると同時に、労働基本権が制  
限され、そのかわりに身分保障が与えられ、人事  
院が行う一律の公務員試験で採用され、人事院勧  
告に基づく俸給表により、安定した給与が保障さ  
れているわけでありまして。こうした公務員の特  
質、これは、政策立案をする本省の部局や裁判  
所、警察などにはふさわしい仕組みであるとい  
ふふうに思ひますけれども、社会保険庁のように、  
法律に基づき定められた業務をできるだけ効率的  
に処理する事業組織には必ずしも向いていない、  
こう言わざるを得ないのではないかと、このように

思っております。

今回、非公務員化により、事務処理を効率的に行う組織にふさわしい組織になる、そのように思っておりますが、人事給与制度、また職員採用、非常に大事なポイントでありますけれども、非公務員化することによって何が変わるのか、このメリットについて端的にお答えいただきたいと思っております。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

日本年金機構につきましては、非公務員とすることによりまして、能力と実績に基づく人事管理でございますとか、柔軟な職員採用がしやすくなるかと考えてございます。

具体的に申し上げますと、まず、職員の採用につきましては、公務員でございますと、原則いたしまして人事院が行う統一的な国家公務員試験の合格者から採用しなければならぬ、これは御承知のとおりかと思えます。一方、新法人を非公務員化しますと、そのような制約がない採用ができるわけでございまして、また、能力の高い人材の中途採用もより自由に行えるということになるわけでございます。

二点目としまして、職員の給与についてでありますけれども、公務員は、一般職の職員の給与に関する法律によりまして、また人事院勧告に基づいて定められます統一した俸給表の級別号俸などによりまして支給がされるということになっておるわけでございます。一方、新法人も非公務員ということになりますと、独自の給与体系が可能になります。例えば、勤務年数に応じた部分、能力や実績に応じた部分、役職の重さに応じた部分など、これらを組み合わせ、めり張りのきいた民間的な給与体系、こういうものも可能になるわけでございます。

また、人事について申し上げますと、公務員は級別等級に基づく任用という形になってございまして、したがって、極めて例外的な分限事由、これに当たらない限りは降格されることはないという形になってございます。一方、非公務員とい

うこととなりますと、能力や実績に応じまして、昇給、昇格、あるいは降格といったものが行いやすくなるわけでございます。

その他、親方日の丸意識の払拭など、石田副大臣からお答え申し上げたことなども、非公務員化することにより可能になるのではないかと、そのように考えております。

○福島委員 先ほど松本委員の御質問に対して民主党の提出者の側からする御答弁がありました。が、どこか論点をずらしているんじゃないか、その答弁をお聞きしながら私は感じました。

政府参考人から御説明ありましたけれども、こうした点について民主党では本当にどう改革されるのかということについて、民主党の提出者の皆さんはきちっと説明されるべきだ、そしてまた、社会保険庁のさまざまな不祥事がそうした組織体質からきているということ、私は紛れもない事実だと思えます。それをどう改めるのかということについて、公務員のまま国税庁と統合することによって、看板をまさにかけて焼けた太りすることによって改革できるというのは大違いだ、このように申し上げざるを得ないわけであります。

政府・与党案では、社会保険庁を機能ごとにガバナンスのしやすい単位に分割することが、また一つの特色となっております。安倍総理は、これに対して廃止・解体六分割、こういう呼び方をしておられますけれども、社会保険庁をばらばらにする、お仕置きということではなくて、社会保険庁の問題の本質の一つが、ガバナンスが十分にきいていなかったところにあることから、ガバナンスがきかぬという組織にする、その単位に分割するという考え方に基づくものであります。

これに対して、民主党案は、業務の性格が異なる国税庁と社会保険庁を、社会保険庁の年金給付の部門までも含めて単に結合して大きな組織にするという案と言わざるを得ないわけであります。これでは、全体のガバナンスが逆にきかなくなってしまう。今でも十分ガバナンスがきかない

ものが、統合することによって余計ガバナンスがきかない組織にする、こういう提案ではないかというふうに思います。ガバナンスがきかぬという組織に分割する、このことが政府・与党案がすぐれている第二点目であろうというふうに思います。社会保険庁をどのように分割するのか、また、その目的は何か、この点について政府の見解をお聞きしたいと思います。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

今回の案では、社会保険庁の機能を六つに分割することとさせていただきますが、具体的に申し上げますと、第一に、国が公的年金に係ります財政責任、管理運営責任を担うこととさせていただきます。それを担当する組織を厚生労働省の本省に移管する。これが第一点でございます。

第二に、公的年金に係ります適用、徴収、給付、記録管理という業務、これは日本年金機構、ここに移管することとさせていただきます。

第三にでございますけれども、この日本年金機構の業務の一部を民間事業者などへ外部委託するわけでございます。これは複数になるかと思えますが、これを一つと数える。これが第三でございます。

第四でございますけれども、悪質な滞納者への強制徴収につきましては、法人がいろいろと努力するということを前提に、国税庁に委任することができ。これが第四でございます。

第五でございますけれども、医療の関係でございますけれども、保険医療機関の指導監督の業務、いわゆる医療Gメンの業務でございますけれども、これを厚生労働省の地方厚生局に移管するというところでございます。

第六でございますけれども、これは既に昨年の健保法の一部改正法でお認めいただいております。ろでございまして、政管健保関係の業務を、全国健康保険協会を設立して、これに移管するということとしておるわけでございます。社会保険庁につきましては、これまで事業運営上のさまざまな問題、いろいろとあったわけでござ

いますけれども、本庁から組織の末端に至るまでの内部統制、ガバナンスが行き届いていなかったということが、御指摘のとおりその原因の一つというふうに考えておるわけでございます。

したがって、現在の社会保険庁を、その機能にのびまして、今申し上げたような形で分割することによりまして、それぞれの組織の目的の明確化、それから内部統制、ガバナンスのききやすい組織にするということができ、ものであるというふうに考えておるところでございます。

○福島委員 また、同時に、できるだけ行政組織をスリム化する、このことが一つの目的でもあります。民間企業に委託できるものは委託をし、独立行政法人などの法人化ができるものは法人化をしていく、これは、小泉改革の五年間でさまざまな取り組みをしてまいりましたけれども、安倍内閣においても引き続き進めていかねばならない大切な課題であると思えます。

社会保険庁については、これまで厚生労働省の説明では、公的年金については国が責任を負うべきであるから法人化はできないとか、また、滞納処分や事務所調査などの公権力の行使を伴う業務を行うから法人化はできない、こういう説明がありました。しかし、私ども、与党の立場で、国が年金の責任を負いつつ業務を法人化する仕組みはつくれないか、また、滞納処分も行うような法人はつくれないか、法律上の工夫を考えて実現するように強く働きかけた結果として、初めて日本年金機構法案という新しい法律の枠組みが実現をしたわけであります。

行政組織のスリム化という行革の流れの中で、最先端を行く新しい取り組みである、試みである、このように評価できるのではないかと、さうに思います。こうした取り組みを先例として、さらに行政組織のスリム化が進んでいく、こういう可能性があるのでないか、そのように思います。行政組織のスリム化を進める新しい仕組み、これが政府・与党案の三点目のすぐれた点であるというふうに私は思います。

国が責任を負いつつ一連の業務を法人に行わせるための仕組み、また法人に滞納処分を行わせる仕組みについて、法案ではどのような新しい工夫が、今までにない工夫がなされているのか、この点について御説明いただきたいと思います。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、さまざまな検討を重ねた上、この法案でいろいろ工夫をしたわけでございます。

この法案におきまして、まず第一に申し上げますのは、国が公的年金の保険者、すなわち制度の実施主体としての責任を負いつつも、一連の業務は法人に、日本年金機構に行わせる、そういう仕組みとしてどのような工夫があるかということでございますけれども、一つとして、国が年金の特別会計を備えます、保険料の徴収と年金の支払いが国庫金の歳入歳出という仕組みにいたします。

このため、法律上、保険料の決定でございますとか年金受給権の裁定などの権限は厚生労働大臣の権限というものにいたしまして、そのための事務処理は日本年金機構に行わせることができます、そういう形で法律で規定してございます。

また、国庫金の収納事務を日本年金機構に行わせることができるよう、会計法の特例も設けているところでございます。

あわせて、法人の自主性、自律性を重視する独法とは異なりまして、厚生労働大臣がこの機構を直接的に監督する、そういう公法人にして、すなわち具体的に申し上げますと、大臣が毎年度この機構の事業計画や予算を認可する、あるいは大臣が必要に応じて業務改善命令、是正命令などを行えるということで、監督規定を強化しているというところがございます。

また、二点目で申し上げます、この日本年金機構、国ではない政府ではない組織が滞納処分という公権力の行使を行う、これができるようにするための法律上の措置でございますけれども、事前の三つの措置、それと事後の三つの措置がございます。

事前の措置といたしましては、滞納処分についての大臣の事前の個別認可、二つ目としまして実施細則の策定と大臣の認可、それから三つ目としまして滞納処分の実施職員の任命についての大臣の認可、このような三つがございます。

また、事後の措置も三つございまして、法人が実施した滞納処分の大員への事後報告、大臣による法人への報告徴収と立入検査、三つ目といたしまして、法律違反等があれば大臣が必要に応じて是正命令ができる、このような仕組みを設けておるところでございます。

今申し上げましたように、これらのように、これまで先例のないような形に踏み込んだ法律上の仕組みを設けることによりまして、従来の考え方であれば法人化は難しいと考えられてきました公的年金の実施組織の法人化をできるようにこの法律はしている、そういうものでございます。

○福島委員 民主党の歳入庁法案では、先ほどもお話がありました、国税庁の所得情報や徴収ノウハウを活用することで年金保険料の未納をなくすることができるという説明がされました。しかし、国民年金の被保険者には所得税が非課税の方々も非常に多い。国税庁のノウハウを活用すれば未納がなくなるというわけにはいかないだろうというふうに私は思います。実態論が大切でございいます。

国税庁は大型または悪質な脱税を追うのが得意でありますけれども、国民年金保険料のような少額多数のお金を集めるということは本来の業務から考えると余り得意な組織ではないと考えるのが妥当だろうというふうに私は思います。また、国税徴収には国税優先の原則があります。社会保険庁と国税庁を統合したときに、国税に先に充当されることすれば、保険料の取り扱いはどうなるのか、こういった点についても整合性が求められるのではないかとこのように思っています。

年金保険料と国税では徴収の対象が大きく異なっている、また、徴収業務の基本的な性格、あり方も異なっている、このように異なっている

のかという点について認識を明らかにすることが大切だと思いますが、政府の御見解をお聞きたいと思います。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございます。国民年金と国税を比較いたしますと、まず、国民年金第一号被保険者、これは二千二百万人おるわけでございますけれども、そのうち所得税が申告納税となっている方は三百五十万人ということでございまして、徴収の対象が大きく異なっているというふうに認識してございます。

また、国民年金保険料について申し上げますと、未納額は最高でも二年分で約三十万円ということになるわけでございまして、比較的少額な多数債権、こういう特性があるわけでございます。このようなものにつきましては、やはり年金制度の意義でございまして、年金制度にかかわりますことへの御理解を得まして、自主的に御納付いただけるようにする、そういうことが基本であるというふうに私ども考えてございます。

したがって、より具体的に申し上げますと、未納の方々につきましては、そのお一人お一人のいろいろな事情といたしますか属性というものでできる限り配慮したような形で細かい細かい対策ということになってくるわけでございまして、まずは効果的な納付督促を実施する、その上で、十分な負担能力がありながら納付督促に応じていただけない未納者の方には的確に強制徴収を実施する。一方、免除基準に該当するなど比較的所得の多くない方につきましては、免除などの申請勧奨を行い、そういうことで年金受給権に結びつけていく、このような対策が必要ではないか、そのような形で業務を行っているところでございまして。

○福島委員 民主党の歳入庁法案では、先ほども提出者から御答弁がありました、社会保険庁と国税庁の徴収対象のダブりを解消すると同時に、民間委託を通じて徴収コストを大幅に削減することができるという説明になっております。

ただ、今御説明ありましたように、徴収対象そのものが大きく異なっている、こういう実態を踏まえると、こうしたことが直ちに結論できるかどうか甚だ疑問だと思えます。もちろん、総務部門の費用、こういったものについては、多少なりとも共通してやれば軽減されるかもしれないけれども、その本来の業務の中核であるところの徴収に關して、そうそう物事は簡単ではないんじゃないかと私は思います。

民間委託によりコスト削減が実現できる業務を業務品質の保持に留意しながら民間委託を進めていく、このことは政府・与党案と同じであります。その点に着目すれば、政府・与党案をしっかりと評価していただき、また御質問いただければと私は思うわけでありますが、社会保険庁と国税庁の統合でコストが下がるのか、これが非常に大事なポイントでございます。

国民年金の保険料を徴収する対象者と国税庁が税金を徴収する対象者が大きく異なっている中で、徴収コストが簡単に下がっていくわけではない、私はそのように思いますけれども、この点について、社会保険庁と国税庁の徴収コストはそれぞれどのくらいか、また、統合すれば徴収対象のダブりを解消して徴収コストが大幅に減るものなのかどうか、これは業務の実態を踏まえて政府の御見解をお聞きたいというふうに思います。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

社会保険庁におきましては、実は、恐縮なことなわけではございますけれども、適用、徴収と給付に係る経費、これを厳密に区分して一枚の伝票を処理しているというところではございません。したがって、徴収コストを確定的に算出するということとは困難であるわけでございますけれども、私ども、一つのあらあらの算出をしてございまして。

一定の仮定のもとで平成十五年度についていろいろと仕分けしたわけなんですけれども、徴収額百円当たりの年金保険料の徴収コスト、これは〇・三四円ということになるわけでございます。

ございます。また一方、国税庁さんにおきます徴収コストを伺っておりますと、平成十五年度のものは一・六七円というふうになっていると承知してございます。これがまず現状推計でございます。

それから、お尋ねの徴収コストが大幅に減るかということでございますけれども、先ほど私から申し上げましたように、国民年金の対象者のうち所得税が申告納税となっている方は三百三十万人と、比較的少ないということを申し上げました。また、当然のことながら、国民年金の保険料の対象となるのは所得ということではないわけでございます。

そういうことを考えますと、国民年金関係の徴収コスト削減というのはなかなか難しいのではないかな、そんなふうにご考慮しておるところでございます。(発言する者あり)

○福島委員 やる気があるからこそこの改革法案を出しているわけでありまして、ぜひ民主党の皆さんも御理解いただいて御賛同いただければと思います。

最近、保育料の未納というのもあるんですね。私、びっくりしました。毎日自分の子供を通わせておきながら保育料を払わない、信じられぬなと。給食費の未納というのもあるんですね。やはりその未納問題の根っこは、社会保険庁の問題と同時に、国民のそうした義務をしつかりと果たするという意識が大分緩やかになってしまっているんじゃないかなという気も私はいたします。そういう点からいって、今教育改革の議論をいたしておりますけれども、やはり国民の果たすべき責任という点について、しっかりと社会がそれを一人一人の心の中に涵養していくということも非常に大事ではないかというふうに私は思っております。

民主党の歳入庁案では、年金保険料も税金も支払い、相談が一方所です。こう説明されております。先ほど、三百力所を超える社会保険事務所を廃止して国税の事務所に統合すると。しかし、統合するといつてもどこにそのスペースがあるんだらうか、甚だ疑問だなと思ひながら、また増築をしなければいけないんじゃないか、こう思つて答弁を聞いておりました。

保険料の支払いは口座振替が通常であります。また、年金の相談は年金給付の手続の相談や年金見込み額の相談などが中心でありまして、これは税務署の職員では対応できる内容ではありません。専門的な知識が必要でございます。一人の職員が税も年金も両方扱うのは無理だ。今の税務署の建物に年金の適用、徴収、給付の機能を担当する職員を置くためには、先ほど申しましたように、庁舎のスペースは足りない。

となると、簡単に一緒にしなすと言つても、私は絵にかいたもちなんじゃないかなと。国税庁と社会保険庁を統合しても、結局は税金を扱う庁舎と年金を扱う第二庁舎が別々に残るだけなんじゃないか、このように思うわけでありまして。

社会保険庁と国税庁が統合すれば国民の利便性が高まるものなのか、社会保険庁の側から、これは片方のサイドになりますけれども、お考えをお聞きしたいと思ひます。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。私どもが把握していることについて申し上げます。私どもが把握していることについて申し上げます。年金保険料につきましましては、現在でも口座振替でございますとかコンビニでの納付というのが一般的になっているところでございます。国民年金について言いますと、九八%の方々がこのようなコンビニや金融機関を通じて保険料を納付いただいております。したがって、個々の方々が保険料納付のために社会保険事務所に来ていただくということとはほとんどないというのが実情でございます。

また、相談の関係を申し上げます。相談の関係を、ちょっと数字を申し上げますと、被保険者記録の相談が三二%、年金見込み額がどうなるかというのが二二%、手続の相談が二〇%、支払いの相談が九%、このような相談内容でございます。私ども、データがあるわけではござい

ませんけれども、これらの方々が同時に国税について具体的な相談事項をお持ちかどうか、これはどうなんだろうかなというふうに思つておるわけでございます。

私どもは、統合というお尋ねでございますけれども、どのようなことが国民の利便性の向上に直接寄与する具体的なケースなのか、なかなか想定しがたいのではないかと、このように思つておるわけでございます。(発言する者あり)

○福島委員 私が質問者でございます。民主党の歳入庁案では、保険料徴収権限を厚生労働省から切り離し、保険料の流用をストップすると説明されております。民主党の三法案の一つは年金保険料流用禁止法案、このように呼ばれているわけでありまして。

これに対して政府・与党の法案では、年金保険料の事務費への充当を、平成十年度から行つてきた特例措置から恒久措置に改めることとしたしております。また、時代おくれとなった、まさに流用と言わざるを得ない福祉施設事業の規定を廃止して、年金相談、年金教育、情報提供など、年金事業の円滑な実施を図るために保険料財源で引き続き行う事業を法律で限定する改正を行うこととなっております。

雇用保険また労災保険、他の公的保険や民間の保険では、保険運営に必要なコストを保険料で負担してもらつて、こういう仕組みになっております。合理的なことである。これは私はそのとおりだと思ふんですね。受益者と負担者というのはやはり一致するべきである。例えば雇用保険で、これは税金でやるとこういう議論になるのかならぬかという話は、やはり雇用保険に加入してない人というのはすべての国民ということではないわけでありまして、利益を受ける人も限られておる。ですから、当然、被保険者が保険料の中で負担をするというのは合理的な仕組みだと私は思ひます。

とにかく税金でなければいかぬという議論がそこでもなせ成り立つのか、私は成り立たないと思ひます。受益者と負担者がやはり一致しない。というのは、税金には法人税もありますし、別に個人の所得税だけではありません。また、所得税もたくさん負担する人もいれば少ない人もおるわけでありまして。

ただ、年金の性格というのは、やはり一人一人がひとしく利益を受ける、こういう考え方で私は思ひます。ですから、当然、保険料の中で給付にかかわる一連の事務というものは賄われてしかるべきである。これが税金でないからけしからぬというのは本末転倒の議論だと私は思ひます。もちろん、流用することはあつてはなりません。ほかのものに使つてはいけません。このことは民主党の言つておることも正しい。しかし、年金の事務、そしてまた教育、情報提供、こういうことに對して使われる費用すらも税金でやるべきだという議論は本末転倒だ、私は率直に言つてそう思ひます。

年金給付以外に年金保険料を使うのはけしからぬというのは、無駄遣いの問題と年金事務費の財源の問題をこつちやにして国民にこれをわかりにくくさせている、私はそう思ひます。財源が税であらうと保険料であらうと、無駄遣いはあつてはなりません。財源のルールをきちんと決めた上で、個々の経費について必要性を毎年度の予算できちんと精査し、また何に使うのかを国民に明らかにしていくべきであります。そしてまた、先ほど申しましたように、相談の業務であるとか教育の業務、情報提供の業務でも、これも年金の保険料が使われるのである以上は、徹底してきちつとやつてもらわなければいけない。そこで無駄に使われるようなことがあつてはならないことは当然であります。

年金事務費への年金保険料の充当を恒久化する理由、また福祉施設規定の見直しの考え方について、わかりやすく御説明いただきたいと思います。

○石田副大臣 今委員がほとんど質問の中でお答えと一緒に言われたような気がしますけれども、御質問いただきましたので、簡潔にお答えをしたいと思います。

年金事務費につきましては、年金給付と密接不可分なコストである経費に保険料を充てることとするものでございまして、これはお触れになりましたように、民間保険はもとより、他の公的保険制度や諸外国の例を見ても妥当なものであると思っております。

また、今回の法案におきましては、これまで批判のあった、必要な施設をすることができ旨の規定を廃止します。そして、年金相談、年金教育及び広報、情報提供など真に必要なものを明示的に列挙し、事業の範囲を限定する、こういうことにいたしております。これらの改正は、年金保険料は年金給付及び年金給付に関連すること以外には使わない、こういう政府の一貫した方針に従ったものでございます。

いずれにせよ、重要なことは無駄遣いを排除することであり、調達に当たっても調達委員会により厳格な審査を行うなど、無駄を排除するための取り組みを徹底してまいりたいと思っております。また、今後、年金保険料の使途が国民の目に明らかになるようにホームページで予算を公表し、一層の透明化も図ってまいります。

○福島委員 続いて、今回の政府・与党案の特色の一つは、外部委託の範囲、また職員の採用の基本的事項について専門的な学識経験者の意見を聞いて検討する、こういう点にあります。

ここで大臣にお願いをいたしたいことは、公法人の人員規模をどれだけ削減したとか、削減することは大切ですが、どれだけばらばらに小さくしたとか、数字や見ばえにこだわるといふことではなくて、真に実務的な観点から、どのような業務運営が最も効率的で質の高いものであるのか、客観的な検討をしていただきたいということでありま。

年金の運営業務は膨大な個人情報扱う業務で

あります。また、記録のミスや給付のミスがあつてはなりません。一連の業務をばらばらにして外部委託すれば、個人情報の漏えい、また事務処理の間違ひも起きやすくなります。また、営利企業に外部委託すれば、委託費には企業の利益も盛り込まれます。非営利の公法人が民間の経営感覚を持って効率的な事務運営を行えば、外部委託よりもコストが下がるということもあり得ます。さらに、非常に複雑化した年金制度の運営には、業務品質を高めるために、長期的な視野に立つて、専門知識とノウハウを持った職員を育成していくことも当然あるわけでありま。

機構の業務の外部委託について、法人の人員規模を小さくすることにこだわることではないと考えて、個人情報保護、事務処理の間違ひの防止、公平公正な事務執行の重視ということを踏まえて、民間の経営感覚を持つて効率的に公法人がみずから事務処理を行えるように、合理的な検討をするよう大臣にお願いしたいと思ひます。けれども、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 日本年金機構の業務につきましては、機構がみずから行う業務とするか、外部委託する業務とするか、この切り分けに関する基本的な事項は、学識経験者の意見を聞いて基本計画で定めるといふことにいたしております。

その学識経験者の会合をどこに置かうかということと、お手盛りを排するということ意味合いで、これは厚生労働省ではなくて、あるいは社会保険庁の中に置くのではなくて、内閣官房に置くということに決まっております。そして、この担当の大臣も、私ではなく、渡辺行政改革担当大臣が行うということとを、総理がこの法案を閣議決定するに当たって指示をされているところでござい。

そういうことでございまして、結論的に言いますと、今福島委員の言われる御注意も、実は渡辺大臣がお聞きするのがよろしいかと思ひますが、あえての御指摘でございまして、私としての考え方を申し上げますれば、委員の御指摘のと

おり、この区分の検討に当たりましては、公平公正な事務執行、それからまた、正確かつ能率的な事務処理、それから最後に、一番大事かと思ひますが、個人情報の保護というようなことが当然の大前提にならなければならない、このように考えます。

加えて、年金新法人そのものに民間の経営感覚を取り入れて、質の高い業務を少ないコストで実現できるようにするということが、もう一つも前提でございまして、そういうことであるということ踏まえますと、現行の組織を守るといふ視点がみじんもあつてはならないということが私は必要だと思ひますが、同時に、今委員が言われるように、単に組織が小さく小さいほうがいいというような視点だけでは私は適当でない、このように考えているところでござい。

○福島委員 ぜひよろしくお願いしたいと思ひます。次に、年金記録の問題について触れたいと思ひます。

最近の報道ですと、基礎年金番号漏れ五千万件、年金支給漏れ二二二万件、記録紛失八十六件、こういった見出しが躍っているわけでありま。単にこれらの数字だけを見ると、けたが大きいだけに、大きな不安を感じておられる方もおられるといふふうに思ひますが、国会の場におきましては、こうした数字が意味するところがどういふものなのか十分に理解した上で冷静な議論をするということが必要だ。逆にまた、そうした議論をしなければ、いたずらに国民の年金に対しての不安をあおるだけになってしまう、このことを指摘したいわけでありま。

まず、社会保険方式を原則とする我が国の年金制度において、記録管理は極めて重要な課題だと思ひますけれども、まず大臣の御認識をお聞きしたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 簡潔にお答え申し上げたいと思ひますが、我が国の年金制度は社会保険方式を原則としておりまして、私は、将来ともにこのこと

は堅持すべきである、このような考え方でござい

ます。そういうことを前提にいたしますと、給付を受けるために一定期間保険料の納付が必要であるといふこと、それから、年金額の計算は保険料納付済み期間等に基づいて行われるということから、個人個人の被保険者記録を長期間にわたつて適切に管理するということ、そして、これに基づいて的確に年金を支給するということは、もう言うまでもなく最も重要な機能である、また仕事である、このように考えております。

したがいまして、今委員が言われるように、非常に多数の口数に上る、それを長期にわたつて正確に記録を維持しなければならぬということ、必ずしも私は易しい仕事ではない、このように考えますけれども、何といつても、この易しくない仕事、困難な仕事であろうとも、これを完遂することが年金制度に対する信頼の基盤である、こういうふうにしておりまして、そういう観点から、これからの正確な管理ということに努めてまいりたいと考えております。

○福島委員 極めて膨大な情報を管理しなきゃいけない、ここに一つの困難の原因があります。同時にまた、年金制度そのものが長年の間に変遷をしてきた、変わつてきた、これがまた記録管理の難しさをもたらすもう一つの原因であります。

我が国の年金制度、昭和十七年に民間被用者を対象とする厚生年金保険制度ができました。昭和三十六年に自営業者等を対象とする国民年金制度が発足いたしました。昭和六十一年の年金制度改正によりまして基礎年金制度が設けられた、こうした変遷があるわけでありま。

現在の発生している年金記録に關してのさまざまな事象を議論するためには、このように、加入者の属性により制度が複数存在している年金制度における記録管理、これの経緯について正しく理解する必要があると思ひます。複数の制度がある中で、記録管理がどのように今まで行われてきたのか、また、どのような課題がそこで指摘された

のか、そして、それにまたどのように対応してきたのか、この点について簡潔に御説明いただきたいと思っています。

○青柳政府参考人 記録管理につきましての経緯についてお尋ねでございます。

年金制度の加入者の記録は、今委員からも御指摘ございましたように、それぞれの制度発足以来、例えば国民年金、厚生年金保険あるいは船員保険、それから共済組合、それぞれの制度は保険者ごとに管理をされてまいりました。

このため、平成九年に基礎年金番号を導入する前におきましては、一つは、制度を通じた記録の把握が困難である、したがって、例えば職業を変更したことによって加入する年金制度が変更をする、そういったものが複数ある場合には、年金相談や年金裁定時における記録確認に非常に手間や時間がかかるといった問題が生じておった。

二つ目には、制度加入等の際に、加入者に届け出をしていただくことになっておるわけでございますが、届け出等がなければ保険者側で情報の把握が困難である、特に国民年金の一号被保険者及び三号被保険者についての届け出漏れが生じかねないという事態であったという問題が生じておりました。

こういった問題を解消し、年金事業運営の一層の適正化、効率化、それから被保険者、年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るという観点から、平成九年一月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入し、これによりまして制度を通じた記録の把握が可能となったという経緯がございました。

○福島委員 ですから、基礎年金番号ができることによって、ようやく年金の記録を制度を通じてきちと管理する仕組みがスタートした。ですから、それまではまさに本当にばらばらだったんですね。

その基礎年金番号を導入して、付番をした。ただ、それをどういうふうに通及的に適用していく

のか、これはなかなか難しい問題なんです。私も四十二歳になったときに総括務次官にならせていただきましたが、そのとき、自分の年金記録を調べて、基礎年金番号が二つあるというのをそのとき初めて気づきまして、統合させていたんだんですが、それまでは別に未納はないので、ずっとそれぞれの職場で私は払っていましたけれども、全くそういうことは意識しなかったですね。ああ、そうなの、こう私は思いました。多くの国民の人は、多分そういうことを十分やはり知らずに来ている人はたくさんいるだろうと思うんですね。

平成九年の基礎年金番号の導入のときに、どのように付番したのか、ここなんです、ポイント。例えば、厚生年金の適用事業所に就職して厚生年金に加入した後、退職して国民年金に加入し、その後、結婚により氏名変更し、さらに別の適用事業所に就職し、厚生年金に加入した。これはよくある話ですけれども、こうした事例で、平成九年のときにどのように付番されたのか、その仕組みをまず説明していただく必要があると思います。

○青柳政府参考人 基礎年金番号導入時のお尋ねがございました。

導入時には、被保険者の方は、まずその時点で加入している制度の年金手帳の記号番号をそのままお使いいただくことになりました。それから、年金の受給権者になっていった方は、裁定の基礎になりました最終の加入制度における年金手帳記号番号を使わせていただくことになりました。

なお、共済組合につきましては、組合員の方それから年金の受給権者の方を通じてでございますけれども、全く新規に付番をさせていただきますという経緯がございました。

こういったことがございましたので、基礎年金番号導入以前に加入しておりました他の制度の番号、あるいは同一制度内で職場が変わったこと等により別の番号を持っているような場合には、基礎年金番号には統合していないために、御本人

の申し出があるまでの間は旧来の番号のままで記録を管理するということにならざるを得なかったわけでございます。

御例示をいただきました件につきましては、実は、それぞれの退職の後とか、あるいは再就職の際に、従来の例えば手帳をお示しいただいて、これがつながるような手帳をとっていただければ何の差し支わりもなかったわけですが、例えば、退職後に結婚をして、あるいは再就職の際に別の年金手帳記号番号を交付された、これは、職場が変わる場合には前に働いていたことを知られたくないというような御事情があつて、初めて厚生年金が適用されるというような申し出をされる方も少なからずあつたようでございます。

いずれにしても、そういう場合には、平成九年の当時に加入されていた年金手帳記号番号のみが基礎年金番号として付番され、他の番号は旧来の番号のまま管理されるという状態にならざるを得なかったと承知しております。

○福島委員 今、五千万件という話になりますけれども、当時そういうふうな形で対応せざるを得なかった、こういう事態をよく把握する必要があります。あるんだというふうに思います。

一つ質問を飛ばさせていただきます。

ただいま、基礎年金番号導入時に複数の年金加入歴を有する方々に対してどのような取り組みを行ったのかということについて、簡単な御説明があつたと思います。

基礎年金番号導入時の社会保険庁からの照会に依拠しているのは、ごく一部の方に限られているというふうに思います。私もそのとおりでございますが、年金をもらう年齢になつてまいりますか、私は、職務上調べておかなきゃいけません、こういうふうに思ったから調べたのでありますけれども、初めて真剣に考える人が多いということじゃないかというふうに思います。

五千万件の未統合の記録があるというのは、実は、首根っこをつかまえて全部やればそれはなくなるんですけども、そういうことが果たしてそ

の当時できたか、先ほど運営部長からお話ありましたけれども、こういういろいろなケースがあつてできなかったというのが実態であつたんだと思います。

基礎年金番号の導入によりまして、導入後の複数の加入履歴について各制度共通の番号である基礎年金番号により管理されることになるけれども、基礎年金番号導入前の加入履歴については統合する必要はあるけれども、年金受給年齢に到達していない多くの方は、年金受給の際に統合すればよい、こういう考え方で統合の手続をとっていないことがあるのではないかと、私には思っています。

社会保険庁によりまして、現在、基礎年金番号に統合されていない記録は約五千万件あるというふうな言われておりますけれども、これは、基礎年金番号への統合過程の一つの局面を私はとらえているにすぎないと。

これは当然、基礎年金番号が導入されて、そしてまた、裁定を毎年毎年百万を超える人が行っているわけでありまして、そのプロセスの中で過去の記録というのは全部整理されていく、こういうことが繰り返されていくことによって逐次減っていく。それだけ年金制度というのは巨大なシステムで、時間をかけないと一億を超えるような情報というものを整理していくことはできないというの、私は客観的な事実だと思ふし、そのことをやはり国民も十分理解する必要があると思ふます。

もちろん、その中で、自分の納めた記録というものもなくなつたりして、年金受給の権利が侵される、こういうことがあつてはいけないというふうに思いますけれども、ただ、こういった非常に歴史的なプロセスだという認識を前提とした上でその議論はなされるべきだというふうに思ふます。

この約五千万件の未統合の記録について、すべて統合する必要があるものなのか、また、基礎年金番号に統合する必要がある記録について、社会

保険庁がみずから調べて統合することはできないのか、こういう指摘について御見解をお聞きしたいと思います。

○青柳政府参考人 基礎年金番号に統合されていない五千万件の記録についての御尋ねがございました。

これの中身は大きく分けて二つのものがあるというふうに考えております。一つは、基礎年金番号にそもそも統合する必要のないものということ、具体的には、基礎年金番号の導入前に死亡した方や、導入後、年金受給前に亡くなった方の記録など、それから、受給要件がなく請求を行うことができない方の記録、こういった統合する必要のないものがあるわけでございます。一方、御指摘の中にもございましたが、今後、年金裁定時、あるいは、現在私どもが実施しております五十八歳時点での通知、こういったことに基づいて記録確認が行われて統合が行われていくような記録、この二つが含まれているものというふうに承知をしております。

そして、この統合されていない記録について、何らかの形で調べて統合することはできないのかという御尋ねがございましたが、これらの記録は、いわば住所がその当時の住所のままでございますので、例えば更新されていないというようなことが端的な理由としてあるわけでございます。

いずれにせよ、社会保険庁がみずから調べて統合することは困難でございますので、御本人から申し出をいただいて、社会保険庁で管理している記録と一致したものについて、初めて御本人の記録として確定することができるとい形になっております。

なお、先ほどお尋ねの中にございましたように、実は、基礎年金番号を導入した際にも、一億人を超える方に基礎年金番号を御通知すると同時に、他の制度の加入歴がないか、あるいは他の年金手帳を有していないかということの御尋ねをいたしまして、御照会した結果、九百万人以上の方から御回答をいただきました。これと、御回答を

ただけなかったけれども、私どもの持つている記録の中で、氏名、性別、生年月日が一致するの

で同一の記録でないかと思われる九百万の方、合わせて一千八百万の方に改めて御照会をかけた、この統合を順次進めてきたという経緯があることを申し添えさせていただきますと存じます。

○福島委員 後先で大変申しわけありません。ただいま御紹介ありましたように、過去の記録について、統合を促すために国民に対して情報提供、当時は厚生省、そして社会保険庁みずからが行ってきた、この事実もぜひ知っていただきたいということであります。

しかし、その通知を受けても、私も全く記憶がないのでありますけれども、意識していた人というのはどのぐらいいたのかな、こういう話だと私は思います。私は未納はないんですけれども、ちゃんと保険料は納めておりましたけれども、そうしたことについて十分な認識はありませんでした。それはまだ、自分が年金の保険料を払っているという意識でありまして、やはりもうとくなかなと、どうなっているかなというところまでなかなかないんだと、振り返って改めて思います。

そういう意味では、ねんきん定期便ということ、国民の皆さんに、裁定時ではなくて、早い時期からそうした年金の保険料の納付等々について注意喚起をしていくことは、極めて重要な取り組みだということに思っております。

続きまして、基礎年金番号への統合には、本人が記録を確認するというのが必要になるわけでありまして、本人が記録を確認する機会としては、まず年金の支給決定時ということになるのかと思いますが、この際の手続について簡単に御説明いただきたいと思います。

○青柳政府参考人 年金の支給決定時の手続についてのお尋ねでございます。

私ども、この支給決定の手続を裁定請求というふうに呼んでおりますが、裁定請求時におきましては、裁定請求書、つまり年金を支払ってくれと

いう申込書に、御本人の加入履歴、それから基礎年金番号、あるいは基礎年金番号以外の手帳記号番号がある場合にはその番号、こういったものを記入して申請をしていただきまして、私どもが管理しております加入記録と照合、確認を丁寧につづつ行わせていただいているという形でございます。

なお、平成十七年十月からは、五十八歳の時点まで、それまでの加入履歴を被保険者の方々にお送りさせていただいております。ここでお送りをして、加入履歴の確認をあらかじめするというのをさせていただいておるわけでございますが、ここで確認をした情報をもとに、平成十七年の十月から、実は、受給権が発生する六十歳または六十五歳の方に對しまして、裁定請求書に加入記録をあらかじめ記載したものを送りいたしました。記録を御確認いただいた上で、あわせて請求を行っていただくという手続をとらせていただいております。

いずれにしろ、加入記録に不明な点がある場合には、御照会の都度ないしは五十八歳通知の際に、御本人の申し出に基づいて調査を行わせていただきます。基礎年金番号で管理する記録に統合されていないものが判明した場合には、その時点その時点でちゃんと記録の整備を行い、最終的に的確な年金の裁定につなげているということでございます。

○福島委員 年金支給漏れ二十二万件、こういう報道がありました。これも意味で不適切な表現だと思えますけれども、支給決定時の裁定が変更されたものが二十二万件に上ったということであって、これは要するに、今御説明がございましたように、過去の記録を全部統合するというプロセスを経て変わったということであって、しかし、その過去の記録自体が十分統合されるに至らない経過があったということと踏まえると、こうしたこと自体は起こり得る話であるし、そしてまた、逆に言うと、そうした変更というものをきちっとやっていただいているということが、年金

の受給権を確保するというものになっているのか、しなだろと私は思うわけであります。

年金支給額が、過去六年間で二十二万件変更になったということについて、どういう経緯か、御説明いただきたいと思います。

○青柳政府参考人 二十二万件的裁定変更についてのお尋ねでございます。

これは、平成十三年から十八年の十二月末までの間に、社会保険事務所から裁定の変更処理依頼を受け付けた件数ということで、二十二万件というのを申し上げておるわけです。

この裁定変更処理の主な理由といたしましては、一つには、裁定請求の時点におきましては、その被保険者記録の一部が未確認であった、しかし、御本人は一刻でも早く年金を受給したいということで、未確認の記録の分は後ほど調べて、それが確認できた場合に年金をその分増額してもらえればというから、まずは裁定をしてくださいという申し出がある場合に、まず先に裁定を行い、その後その確認をした部分を含めたすべての被保険者期間の確認に基づくところの記録の追加を行うというふうな事例が多々ございます。

また、御本人の確認の上で裁定を行ったわけでありまして、後になって、やはり申告していなかった期間があったということでお申し出があるようなケースもございます。また、まれではございますが、逆に事業主の方から賞与等の記録が間違っていたということが後で届け出がありまして、これに基づいて裁定変更が必要になったというふうなケースもございます。

いずれにいたしましても、年金の裁定請求時は、御本人の請求に基づいて加入記録を確認の上、支給決定を行うということで進めておるわけでございますけれども、先ほども申し上げたように、一刻でも早く年金をまず受け取りたいということ希望されるような方がいらっしゃる場合には、まず御本人の希望を優先するというような手続をさせていただいておりますので、したがって、変更の依頼に基づくものという意味では、

手続等の不備によるものではないという点を御理解願いたいと存じます。

○福島委員 続いて、こうした経緯を踏まえると、請求を待つだけではなく、社会保険庁から積極的に情報提供を行って、本人による年金記録の確認の機会をさらに拡大すべきではないか、このように考えますけれども、簡単に御説明いただきたいと思ひます。

○青柳政府参考人 年金の記録確認の機会の拡大ということにつきましては、これまでに五十八歳に到達した方に対する年金加入履歴の通知、これは平成十六年の三月から行っております。また、これに基づきまして、年金支給開始年齢に到達する者に対しまして、この確認いただきました加入履歴等をあらかじめ印字して裁定請求書をお送りし、最終確認をいただく手続、これは平成十七年の十月から行っております。また、インターネットを活用した年金加入履歴の提供は、平成十八年の三月から行っております。いずれにせよ、年金記録を確認する機会を順次拡大しておりますのでございます。

また、年金の加入履歴につきましては、ただいま申し上げた五十八歳時点だけでなく、ねんきん定期便の前倒し実施といたしまして、本年三月から三十五歳時点での通知の開始、それから、十二月からは四十五歳時点でも通知することを予定しております。これらの通知は、最終的には、平成二十年度から全被保険者を対象として実施を予定しております。ねんきん定期便として行わせていただくことを考えております。

なお、昨年来、年金記録につきましての個別の相談に対して、社会保険事務所に専用の窓口を設けて特別強化体制をとっております。窓口でございますが、本年の六月には、既に年金を受給しておられる方々にも広くこの窓口を御利用いただきたいという趣旨で、約三千万人の年金受給者すべての方々に対して、毎年お送りをしております年金の振り込み通知書に、そうした旨の御案内をさせていただくことを予定しております。

○福島委員 若干時間の関係で質問を省略させていただきますが、もう二点質問いたします。

もう一点は、五十八歳通知について、これまで四十一万人から加入履歴の再調査依頼があったというところでありますけれども、これはどのようなことを意味しているのかということであり、年金記録の誤りという判断になるのでしょうか。

○青柳政府参考人 先ほど来申し上げております五十八歳通知は、将来の年金請求手続を円滑に行うために、年金受給年齢に近づいた五十八歳の時点で社会保険庁における加入記録をお知らせして、御本人に記録を確認していただくということが目的でございます。

その時点で、基礎年金番号に統合されていないような年金記録の番号がある場合には、御本人の申し出で調査を行って確認をし、順次、基礎年金番号に統合しているということでございます。このように調査依頼があること自体は、五十八歳通知がその本来の目的を適切に果たしていることを意味していることと承知しておりますので、四十一万件が不適切というふうには認識をしております。

○福島委員 現在、特別強化体制をとっていただいている年金記録の相談に精力的にに応じていただいているわけであり、この点については、本当に一人一人にとって大切な年金ですから、現場においては極めて丁寧に対応していただきたい、親切に対応していただきたい、この点を要望したいと思います。

また、この特別強化体制におきまして、領収書等の資料に基づいて記録を訂正したものとあると報道されております。その概要について御説明いただきたいと思います。この件についてどのような考えをお持ちなのか、御説明ください。

○青柳政府参考人 特別強化体制についてのお尋ねがございました。

昨年の八月二十一日から社会保険事務所に専用窓口を設けるということで実施をしておるわけでございますが、この特別強化体制のもとで、最新の状況を申し上げますと、本年の三月三十日までの間に約二百五十四万四千件の相談がございまして、そのうち九九％はその社会保険事務所の現場で確認ができたものでございまして、残りの一％、およそ三万件と、そのほか郵送で調査の申し出をされた件数、これがやはり三万件強ありますけれども、六万件についていわば調査のお申し出を受けて再調査をするということをしておりますが、九割は既に回答をさせていただいておるという状況にございます。

そして、その領収書等の資料に基づき記録を訂正したものであるかというお尋ねがその中についてでございます。

現在までのところ、領収書等の資料に基づき記録を訂正したものは、五十五件確認をしております。これら事例について、記録訂正がそもそも必要になった理由として、私どもがある程度推定をしております。内訳を申し上げますと、当時、市町村に保険料を納付したけれども、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間とされていたことによるものと考えられるものがおよそ十件、それから、国民年金手帳は、昔、印紙を張りまして、それを検印することによりまして納付を確認しておたわけですが、その納付を確認した場合に、その台紙を切り離すということになって初めて納付の確認ができたわけですが、住所を変更する等の事情と思われるものが、結果的に、その印紙の検認台紙が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に納付の記録が送付されていなかったというものが六件、それから、市町村あるいは社会保険事務所が発行した納付書の記号番号が異なっていたということによるものが三件等の内容がわかっております。

また、この五十五件の事例の具体的な状況といたしまして、例えば、記録訂正に係る期間では、昭和三十八年二月というのが最も古い期間のものであり、六十年三月というのが最も新しい期間のものであるというようなこと。あるいは、記録訂正に至った被保険者がお持ちであった資料については、年金手帳でその証明ができたものが二十八件、領収書で証明ができたものが二十九件、あるいは領収済みの証明書が四件、一部重複がございしますが、そのような内容になっております。

また、これらについて、私どもの方で最終的に、被保険者台帳、マイクロフィルムで保存しておるものもあるわけでございますが、これがあつたものが三十三件、なかったものが二十二件等となっております。

このほか、ちょっと細かい状況がございしますが、お尋ねがあれば追加して御説明をさせていただきます。

○福島委員 もう時間が終了いたしましたので、おつきやうございました。もう少し細かいこともございます。

○青柳政府参考人 失礼をいたしました。

追加で御説明をさせていただきますと、保険料を領収した場所でございます。市町村で領収したというのが三十五件、金融機関であったものが十三件、郵便局が八件、当時ございました地域の納付組織で納付したというものは一件ということ、特に特定の機関への偏りはなかったかと認識をしております。

また、その五十五件の方のうち、年金受給権の裁定を受けた方がいるかどうかということについては、既に裁定を受けた年金受給権者は十二名、これから裁定を受ける方が四十三名という内容でございます。

また、記録訂正に係る期間の前後一年間の住所変更の有無、すなわち住所変更がこれにかかわっているかどうかということについては、住所変更があつた方が二十七件、なかった方が二十八件ということ、特段住所変更にかかわって生じたものというとは言えないかなというふうに認識を

しております。

いずれにしても、こうした事例があったことは、私ども、大変に申しわけなく、遺憾であるというふうな思っておりますが、これらについては、先ほど委員からも御指摘をいただきましたように、かつてコンピュータの技術が未発達で、かつ制度ごとに記録が管理されていた時代に生じたものであり、その後、社会保険のオンラインシステム、あるいは先ほど来御説明をさせていただきました基礎年金番号の導入によりまして、年金記録の的確な管理に努めておるということをぜひ御理解賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました領収書等何らかの証拠書類によりまして保険料の納付の事実が確認されれば、速やかに記録を訂正し、適切に対応させていただきたいと思っておりますので、引き続き年金記録相談の特別強化体制の周知を図り、必要な記録の確認と補正に丁寧にかつ的確に対応してまいりたいと考えております。

○福島委員 以上で終わりますが、私のところにも、納めたのに記録がない、こういう御相談が来て、御照会をさせていただいたこともあります。丁寧に調べていただいております。全く対応していないというわけはありません。ただ、証拠が全くないものについてはどうしようもないという側面があって、本当に申しわけないという思いをいたしておりますが、一つ一つの御相談に対して丁寧に誠実におこたえいただきたい、このように要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○櫻田委員長 この際、休憩いたします。  
午後零時二十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

## 日本年金機構法案

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十八号

## 日本年金機構法

### 目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 役員及び理事会並びに職員(第九条―第二十二条)
- 第三章 服務(第二十三条―第二十六条)
- 第四章 業務
- 第一節 業務の範囲等(第二十七条―第三十条)
- 第二節 中期目標等(第三十一条―第三十七条)
- 第三節 年金個人情報保護(第三十八条)
- 第五章 財務及び会計(第三十九条―第四十七条)
- 第六章 監督(第四十八条―第五十条)
- 第七章 雑則(第五十一条―第五十六条)
- 第八章 罰則(第五十七条―第六十条)

### 第一章 総則

第一条 日本年金機構は、この法律に定める業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業(以下「政府管掌年金事業」という。)に関し、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度(以下「政府管掌年金」という。)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。

### (基本理念等)

第二条 日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、

提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。  
2 厚生労働大臣及び日本年金機構は、政府管掌年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与し、我が国社会の持続的な発展の基盤となるものであることにかんがみ、政府管掌年金事業について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者(第二十八条、第二十九条及び第三十条第二項において「被保険者」という。)、事業主、地方公共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体(次項において「被保険者等」という。)の協力の下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高めるよう努めなければならない。  
3 被保険者等は、政府管掌年金の円滑な実施に適切な役割を果たすとともに、政府管掌年金事業に対する理解を深め、その運営に協力するよう努めなければならない。

### (法人格)

第三条 日本年金機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

### (事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。  
2 機構は、必要な地に従たる事務所を置き、その管轄する区域について、機構の業務を分掌させるものとする。

### (資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第十二条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。  
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

### (名称の使用制限)

第七条 機構でない者は、日本年金機構という名称を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二章 役員及び理事会並びに職員

### (役員)

第九条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

### (理事会の設置及び任務)

第十条 機構に、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもつて組織する。

3 理事会は、この法律の規定により厚生労働大臣の認可(第十三条第二項及び第十六条第四項の認可を除く。)又は承認(第二十四条の承認を除く。)を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める重要事項を審議し、決定する。

### (理事会の会議)

第十一条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

3 理事会は、理事長、副理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事長、副理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次に掲げる事項を監査する。</p> <p>一 機構の財務の状況</p> <p>二 機構の業務(業務に際しての個人情報、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第二項に規定する個人情報その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項において同じ。)の管理を含む。)の状況</p> <p>5 監事は、監査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>6 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>7 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>8 監事は、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。</p> <p>9 理事長は、第五項の規定により監査報告書の提出があったときは、理事会に報告するものとする。</p> <p>10 第四項から前項までに定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>(役員の任命)</p> | <p>第十三条 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員の欠格条項)</p> <p>第十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第十六条 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。</p> <p>4 理事長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5 厚生労働大臣は、副理事長又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、その役員の解任を命ずることができる。</p> <p>(代表権の制限)</p> | <p>第十七条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(職員の任命)</p> <p>第十九条 機構の職員は、理事長が任命する。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第二十条 機構の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。</p> <p>5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。</p> <p>(職員の給与等)</p> <p>第二十二条 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。</p> | <p>2 機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。</p> <p>第三章 服務</p> <p>(服務の本旨)</p> <p>第二十三条 役職員の服務は、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料(厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料及び国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう。)により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこたえることを本旨としなければならない。</p> <p>2 役職員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>(役員の兼職禁止)</p> <p>第二十四条 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、厚生労働大臣の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(役職員の秘密保持義務)

第二十五条 役職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(制裁規程)

第二十六条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第二十七条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 厚生年金保険法第百条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百条の十第一項に規定する事務、同法第七十九条第一項各号に掲げる事業及び同条第二項に規定する運用並びに同法第百条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

二 国民年金法第百九条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百九条の十第一項に規定する事務、同法第七十四条第一項各号に掲げる事業及び同条第二項に規定する運用並びに同法第百九条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う

う。

一 児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二 健康保険法第二百四條第一項に規定する権限に係る事務、同法第二百五條の二第一項に規定する事務及び同法第二百四條の六第一項に規定する収納を行うこと。

三 船員保険法第五十三條第一項に規定する権限に係る事務、同法第五十三條の八第一項に規定する事務及び同法第五十三條の六第一項に規定する収納を行うこと。

四 次に掲げる事務を行うこと。

イ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十六條第九項に規定する事務並びに同法第六十三條第二項、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第一百四十四條の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法(昭和二十八法律第二百四十五号)第四十七條の三第二項に規定する権限に係る事務

ロ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九條第十二項に規定する権限に係る事務

ハ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)その他の法律の規定による厚生年金保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付(次条並びに第三十八條第五項第二号及び第三号において「年金給付」という。)の支払をする際における保険料その他の金銭の徴収及び納入に係る事務

ニ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)第百三條の二第一項に規定する権限に係る事務及び同法第百三條の三第一項に規定する事務

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(被保険者等の意見の反映)

第二十八条 機構は、第二条第一項の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、年金給付の受給権者(次条及び第三十條第二項において「受給権者」という。)その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(年金事務所)

第二十九條 機構は、従たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

第三十條 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができる。

4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。年金委員でなくなった後においても、同様とする。

5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。

6 年金委員は、国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

7 前各項に定めるもののほか、年金委員に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(業務の委託等)

第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七條に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者(次項において「受託者等」という。))又はこれらの者であつた者は、当該業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二十條の規定は、受託者等について準用する。

(業務方法書)

第三十二條 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第三十三條 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七條第一項において同じ。)

二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

(中期計画)

第三十四條 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定

めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下この条及び次条において「中期計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置
- 四 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

(年度計画)

第三十五条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十七条 機構は、中期目標の期間の終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標の達成状況に関する報告書(第五十一条第一項第六号及び第五十九条第六号において「中期実績報告書」という。)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第三節 年金個人情報保護

第三十八条 厚生労働省及び機構は、年金個人情報(厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報)をいう。以下この条において同じ。)を保有するに当たっては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 厚生労働省及び機構は、前項の規定により特定された利用の目的(以下この条において「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、年金個人情報保有してはならない。

3 厚生労働省及び機構は、利用目的を変更する場合においては、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

4 厚生労働大臣(その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)及び機構は、法律の規定に基づき、年金個人情報を利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を利用し、又は相互に提供する場合であつて、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。
- イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務
- ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務のうち、健康保険法又は船員保険法の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされているもの
- ハ 介護保険法その他の法律の規定により、年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務
- ニ その他法令の規定により厚生労働大臣又は機構が行う事務であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することに於いて相当な理由のあるとき。
- イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの
- ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務(前号ロに掲げるものを除く。)
- ハ 国民健康保険法の規定による被保険者の

資格に関する事務

二 被用者年金各法(国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。)による年金たる給付に関する事務

ホ 年金給付と他の法律による給付との併給の調整に関する事務

ハ 介護保険法その他の法律の規定により、厚生労働大臣をして年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収させ、これを納入させる事務

ト 政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるもの

四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

6 前項の規定は、年金個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

7 厚生労働大臣及び機構は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、年金個人情報の利用目的以外の目的のための厚生労働省又は機構の内部における利用をそれぞれ特定の部局若しくは機関又は特定の役員若しくは職員に限るものとする。

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報の提供について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9 年金個人情報行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第八条

第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法平成十九年法律第 号」第三十八條第四項及び第五項とするほか、同法の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 年金個人情報に關し行政法人等の保有する個人情報に關する法律第二條第三項に規定する保有個人情報に該當する場合における同法第三十六條第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第九條第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第三十八條第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第五章 財務及び會計

##### （事業年度）

第三十九條 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

##### （企業會計原則）

第四十條 機構の會計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業會計原則によるものとする。

##### （財務諸表等）

第四十一條 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に關する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附屬明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事及び會計監査人の意見を付けなければならない。

3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び會計監査人

の意見を記載した書面を、主たる事務所及び従たる事務所（に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。）（會計監査人の監査等）

第四十二條 機構は、財務諸表、事業報告書（會計に關する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、會計監査人の監査を受けなければならない。

2 會計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

3 會計監査人は、公認會計士（公認會計士法（昭和二十三年法律第百三十三號）第十六條の二第五項に規定する外国公認會計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

4 公認會計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、會計監査人となることができない。

5 會計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第一項の承認の時までとする。

6 厚生労働大臣は、會計監査人が次の各号のいずれかに該當するときは、その會計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 會計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（借入金等）

第四十三條 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換へることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

##### （交付金）

第四十四條 政府は、予算の範囲内において、機構に對し、その業務に要する費用に相當する金額を交付するものとする。

2 政府は、前項の規定により交付金を交付するときは、機構に對し、その交付に充てるための財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該財源の内訳に對應した交付金の使途を明らかにするものとする。

##### （財産の処分等の制限）

第四十五條 機構は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

##### （會計規程）

第四十六條 機構は、業務開始の際、會計に關する事項について規程を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

##### （厚生労働省令への委任）

第四十七條 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び會計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第六章 監督

##### （報告及び検査）

第四十八條 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に對し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

##### （業務改善命令）

第四十九條 厚生労働大臣は、第三十六條第一項又は第三十七條第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に對し、その業務の運営の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

##### （法令違反等の是正）

第五十條 厚生労働大臣は、第四十八條第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行った場合において、機構の業務又は會計が、法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書その他の規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に對し、その業務又は會計の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

##### 第七章 雜則

##### （業務運営に關する情報の公表）

第五十一條 機構は、次に掲げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第十二條第九項の規定により理事会に報告があつたとき。

二 第十三條第二項の規定により副理事長又は理事が任命されたとき。

三 第十六條第一項から第三項までの規定により副理事長又は理事が解任されたとき。

四 第二十六條第一項、第三十二條第一項、第三十四條第一項又は第三十五條の規定による認可を受けたとき。

五 第二十一條第二項、第二十二條第二項又は

第四十六條の規定による届出をしたとき。  
六 第三十七條第一項の規定により中期実績報告書を提出したとき。

2 機構は、前項に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、第二十九條に規定する年金事務所の設置の状況、第三十一條第一項の規定により機構の業務の委託を受けた者における機構の職員の出向(労働契約法平成十九年法律第 号)第十四條第二項に規定する出向をいう。)の状況その他の機構の業務運営及び組織に関する情報を公表しなければならない。

(社会保障審議会への諮問)

第五十二條 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十六條第一項又は第三十七條第二項の規定による評価を行おうとするとき。
- 三 第四十九條第一項の規定による命令をしようとするとき。

(財務大臣との協議)

第五十三條 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十三條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十四條第一項、第三十五條、第四十三條第一項若しくは第二項又は第四十五條の規定による認可をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十四條 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(経過措置)

第五十五條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第五十六條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

#### 第八章 罰則

第五十七條 第二十五條又は第三十一條第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八條 第四十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により厚生労働大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第六條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 四 第二十七條に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 五 第三十四條第三項、第四十九條第一項又は第五十條第一項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。
- 六 第三十七條第一項の規定による中期実績報告書の提出をせず、又は中期実績報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして中期実績報告書を提出したとき。

七 第四十一條第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第五十一條第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第六十條 第七條の規定に違反して日本年金機構という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二條第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十六條の規定、附則第六十三條中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八條第一項の改正規定、附則第六十四條中特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第二十三條第一項、第六十七條第一項及び第九十一條の改正規定並びに附則第六十六條及び第七十四條の規定 公布の日
- 二 附則第二十二條、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十條の規定、附則第四十四條中国民健康保険法第九條及び第九十九條の二の改正規定並びに附則第七十條の規定 平成二十年十月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(基本計画)

第三条 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画(以下この条及び附則第五條第二項において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 機構が自ら行う業務と第三十一條第一項の規定により委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項
- 二 機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができるとする学識経験者の意見を聴くものとする。

(理事長等となるべき者の指名等)  
第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成立の時において、第十三條第一項及び第二項の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。  
(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。

3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。

5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(社会保障審議会への諮問等)

第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。

(機構の成立)

第七条 機構は、この法律の施行の時に成立する。

(職員の採用)

第八条 設立委員は、社会保険庁長官を通じて、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた

者であつてこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時ににおいて、機構の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができ、学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聴くものとする。

6 機構の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、機構がした行為及び機構に対してなされた行為とする。

(秘密保持義務)

第九条 設立委員又はその職にあつた者は、機構の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前条第五項の規定により選任された者は、同項の規定による機構の職員の採否の決定に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 前二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(機構の職員の退職手当に関する経過措置)

第十条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づき退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を機構の職員としての在職期間と

みなして取り扱うべきものとする。

3 機構は、機構の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、附則第八条第三項の規定により引き続き機構の職員として採用された者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとすれば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するとき、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第十二条 機構の成立の際、第二十七条に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務の

うち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(不動産に関する登記)

第十三条 機構が前条第一項の規定により不動産に關する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手續については、政令で特例を設けることができる。

(国有財産の無償使用)

第十四条 国は、機構の成立の際現に社会保険庁に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に日本年金機構という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業年度に関する経過措置)

第十六条 機構の最初の事業年度は、第三十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(年度計画に関する経過措置)

第十七条 機構の最初の事業年度の第三十五条に規定する業務運営に關する計画については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、

「機構の成立後遅滞なく」とする。  
(業務の特例)  
第十八条 機構は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第三十二条の二第一項に規定する権限に係る事務、同法第三十二条の七第一項に規定する事務及び同法第三十二条の八第一項に規定する収納を行う。

2 機構が前項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」と、「若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)とあるのは、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」と、第四十八条第一項中「又は船員保険法」とあるのは「船員保険法又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」と、第五十九条第四号及び附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

3 第一項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第二十九条の四、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十条及び船員保険法附則第十条の規定により行うこととされた事務を行う。  
(厚生年金保険法の一部改正)  
第十九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。  
本則(第四条第一項、第九十五条、第四百十

一条第一項及び第六百六十四条第二項を除く。)及び附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。  
第四条及び第五条を次のように改める。  
第四条及び第五条 削除  
第七十九条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせることができる。  
第九十五条中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長、社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。  
第一百条の四を第一百条の十三とし、第一百条の三の次に次の九条を加える。  
(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)  
第一百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第三項及び第八条第一項の規定による認可、第八条の二第一項の規定による承認並びに第六条第四項及び第八条第二項の規定による申請の受理  
二 第十条第一項、第十一条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)及び附則第四条の五第一項の規定による認可  
三 第十八条第一項の規定による確認  
四 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十三条の二第一項(これらの規定を第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額額の決定又は改定(第二十三条の二第一項及び第二十六条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十四条第一項

(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)  
五 第二十四条の二(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる船員保険法第十七条から第二十条まで及び第二十三条の規定による標準報酬月額額の決定又は改定(同法第十九条第一項の規定による申出の受理を含み、同法第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)  
六 第二十四条の三第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による標準賞与額の決定(第二十四条の三第二項において準用する第二十四条第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)  
七 第二十七条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び第三十条第一項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知  
八 第二十九条第一項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第二十九条第三項(第三十条第二項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第二十九条第四項及び第五項(これらの規定を第三十条第二項及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告  
九 第三十一条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下  
十 第三十三条の規定による請求の受理  
十一 第三十八条第二項(第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準

用する場合を含む。)の規定による申請の受理  
十二 第三十八条の二第一項の規定による申出の受理  
十三 第四十四条第五項(第五十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による認定  
十四 第四十四条の三第一項の規定による申出の受理並びに附則第七条の三第一項及び第十三条の四第一項の規定による請求の受理  
十五 第四十七条の二第一項の規定による請求の受理  
十六 第五十二条第二項及び第四項の規定による請求の受理  
十七 第五十八条第二項の規定による申出の受理  
十八 第五十九条第四項の規定による認定  
十九 第六十七条並びに第六十八条第一項及び第二項の規定による申請の受理  
二十 第七十条の規定による情報の受領  
二十一 第七十八条の二第一項及び第七十八条の四第一項の規定による請求の受理  
二十二 第七十八条の五の規定による資料の提供  
二十三 第七十八条の六第一項の規定による標準報酬月額額の改定又は決定及び同条第二項の規定による標準賞与額の改定又は決定  
二十四 第七十八条の八の規定による通知  
二十五 第七十八条の十四第一項の規定による請求の受理、同条第二項の規定による標準報酬月額額の改定及び決定並びに同条第三項の規定による標準賞与額の改定及び決定  
二十六 第七十八条の十六の規定による通知  
二十七 第八十一条の二の規定による申出の受理  
二十八 第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認  
二十九 第八十六条第五項の規定による国税

滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

三十 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法昭和三十一年法律第六十六号第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三十一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第四百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二条の規定による搜索

三十二 第九十五条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

三十三 第九十六条第一項（附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問

三十四 第九十七条第一項の規定による命令及び診断

三十五 第九十八条（同条第四項を附則第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第九十八条第三項の規定による書類その他の物件の受領

三十六 第一百条第一項（附則第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令並びに質問及び検査

三十七 第一百条の二の規定による資料の提供の求め（第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。）

三十八 次条第二項の規定による報告の受理  
三十九 附則第四条の三第一項及び第四項の規定による申出の受理

四十 附則第九条の二第一項の規定による請求の受理

四十一 附則第二十九条第一項の規定による請求の受理

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第二十九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第三十一号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合には、若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（財務大臣への権限の委任）  
第一百条の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第三十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することとすることができる。

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行つてゐる滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）  
第一百条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に關する知識並びに業務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、そ

の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第百条の七 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(以下この条において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百条の八 機構は、第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十七条第二号、第九十六条、第九十七条及び第百条第一項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項並びに第九章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

る。

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第二十五条の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。)

二 第二十八条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

三 第三十一条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

四 第三十三条(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第百条の四第一項第十号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。)

五 第三十七条第一項(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)及び第三十七号第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務

六 第三十八条第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(第百条の四第二項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

七 第三十八条の二第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十二号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

八 第四十条の二(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。)

九 第四十二条並びに附則第七条の第三十三項、第八条及び第十三条の四第三項の規定

による老齢厚生年金の支給に係る事務(第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢厚生年金の裁定を除く。)

十 第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四項、第四十四条の二第三項及び第四項(これらの規定第四十三項を除く。)

を附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)

並びに附則第七条の三第五項、第九条の二第二項及び第四項、第九条の三第三項及び第五項、第九条の四第四項及び第六項、第十三条の四第五項及び第六項並びに第十三条の五第三項、第四項及び第九項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る事務

(第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに同項第四十号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十一 第四十四条第一項ただし書(附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項並びに第九項の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による第四十四条第一項ただし書に規定する当該子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

並びに第四十六条第一項及び第七項並びに附則第七条の四第一項及び第四項(これらの規定を附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。)

第七條の五第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)

第十一條第一項、第十一條の二第一項及び第二項、第十一條の三第一項、第十一條の四第一項及び第二項、第十一條の六第一項、第二項及び第四項(これらの規定

を同条第八項において準用する場合を含む。)

む。)

第十三条の四第八項、第十三条の五第五項及び第六項並びに第十三条の六第一項及び第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)

の規定による老齢厚生年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十二 第四十七条第一項、第四十七条の二第三項、第四十七条の三第一項、第四十八条第一項及び第四十九条の規定による障害厚生年金の支給に係る事務(第百条の四第一項第十五号に掲げる請求の受理及び当該障害厚生年金の裁定を除く。)

十三 第四十九条第一項、第五十四条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第四十六条第七項並びに第五十四条の二第二項の規定による障害厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

十四 第五十条の二第三項において準用する第四十四条第四項並びに第五十二條第一項及び第五十二條の二の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(第百条の四第一項第十三号に掲げる認定及び同項第十六号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十五 第五十五条第一項及び第五十六条の規定による障害手当金の支給に係る事務(当該障害手当金の裁定を除く。)

十六 第五十八條第一項及び第六十九條の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。)

十七 第六十一条(同条第一項を第六十八條第三項において準用する場合を含む。)

の規定による遺族厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十八 第六十四條、第六十四條の二第一項、第六十四條の三第一項、第六十五條から第六十七條まで並びに第六十八條第一項及び

第二項の規定による遺族厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号及び第十九号に掲げる申請の受理並びに当該支給の停止に係る決定を除く。)

十九 第七十三條の規定による障害厚生年金又は障害手当金の支給に係る事務(当該障害厚生年金又は障害手当金の裁定を除く。)

二十 第七十三條の二及び第七十五條(附則第二十九條第八項において準用する場合を含む。)<sup>一</sup>の規定による保険給付の支給に係る事務(当該保険給付の裁定を除く。)

二十一 第七十四條の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

二十二 第七十六條第一項の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。)

二十三 第七十七條の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十四 第七十八條の規定による保険給付の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

二十五 第七十八條の七の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

二十六 第七十八條の十第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

二十七 第七十八條の十五の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

二十八 第七十八條の十八第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項において準用する第七十八條の十第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

二十九 第八十一條第一項、第八十一條の二及び第八十五條の規定による保険料の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十七号

から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。)

三十 第八十三條第二項及び第三項の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。)

三十一 第八十六條第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

三十二 第八十七條第一項及び第四項の規定による延滞金(同条第六項の規定により保険料とみなされた第四十條の二の規定による徴収金に係るものを含む。)<sup>一</sup>の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

三十三 第百条の四第一項第三十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

三十四 第百七十三條の二の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

三十五 附則第二十八條の三第一項の規定による特例老齢年金の支給に係る事務(当該特例老齢年金の裁定を除く。)

三十六 附則第二十八條の四第一項の規定による特例遺族年金の支給に係る事務(当該特例遺族年金の裁定を除く。)

三十七 附則第二十九條第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務(第百条の四

第一項第四十一号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。)

三十八 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

三十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(機構が行う収納)  
第百条の十一 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他の法律の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「保険料等」という。)<sup>一</sup>の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

4 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果

を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。

(情報の提供等)  
第百条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第百二條第一項第五号中「当該職員」の下に「(第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。第百三条において同じ。)」を加える。

第百三條の二第一号中「(昭和三十四年法律第四百七十七号)」を削る。

第百四條の次に次の一条を加える。

第百四條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第百条の六第一項及び第二項、第百条の七第一項、第百条の八第一項並びに第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第百四十一條第一項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六條第六項中「を削り」、「第八十七條第一項から第三項まで」を「同項から同

条第三項まで」に、「第八十七条第一項、」を「同条第一項、」に改める。

第六百六十四条第二項中「及び第五項を」、第五項及び第六項に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「を削る」。

附則第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等）

第二十九条の四 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法（平成十九年法律第 号）附則第十九条の規定による改正後の厚生年金保険法（次項において「新厚生年金保険法」という。）第百条の四から第百条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新厚生年金保険法第百条の四から第百条の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（国民年金法の一部改正）  
第二十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

本則（第五条の二第一項、第四百四条、第四百三十四條の二第一項、第四百三十七條の二十一第二項及び第四百三十八條の表第四百四條の項を除く。）及び附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五条の二を削る。

第六条を削り、第五条の三を第六条とする。

第七十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構

構以下「機構」という。）に行わせることができる。

第四百四条中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第九十九条の四を第九十九条の十三とし、第九十九条の三の次に次の九条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三條第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第七條第二項の規定による認定並びに附則第五條第一項及び第二項の規定による申出の受理  
二 第十條第一項の規定による承認及び附則第五條第五項の規定による申出の受理  
三 第十二條第四項（第百五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理及び第十二條第五項の規定による届出の受理  
四 第十三條第一項（附則第五條第四項において準用する場合を含む。）及び附則第七條の四第二項の規定による国民年金手帳の作成及び交付  
五 第十六條（附則第九條の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理  
六 第二十條第二項の規定による申請の受理  
七 第二十條の二第一項の規定による申出の受理  
八 第二十八條第一項（附則第九條の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による

よる申出の受理並びに附則第九條の二第一項（附則第九條の三第四項において準用する場合を含む。）及び第九條の二の二第一項の規定による請求の受理  
九 第三十條の二第一項及び第三十條の四第二項の規定による請求の受理  
十 第三十三條の二第四項の規定による認定  
十一 第三十四條第二項及び第四項の規定による請求の受理  
十二 第三十七條の二第三項（第四十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定  
十三 第四十一條の二並びに第四十二條第一項及び第二項の規定による申請の受理  
十四 第四十六條第一項の規定による申出の受理  
十五 第八十七條の二第一項及び第三項の規定による申出の受理  
十六 第九十條第一項、第九十條の二第一項から第三項まで及び第九十條の三第一項の規定による申請（第百九條の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。）の受理及び処分（これらの規定による指定を除く。）並びに第九十條第三項（第九十條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び処分の取消し  
十七 第九十二條の二の規定による申出の受理及び承認  
十八 第九十二條の二の二第一項の規定による申出の受理及び同条第二項の規定による承認  
十九 第九十二條の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項の規定による届出の受理  
二十 第九十二條の四第二項の規定による報告の受理  
二十一 第九十二條の五第二項の規定による報告徴収及び同条第三項の規定による立入

検査  
二十二 第九十四條第一項の規定による承認  
二十三 第九十五條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第四十二條において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）  
二十四 第九十五條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第百四十一條の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二條の規定による搜索  
二十五 第九十六條第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求  
二十六 第百四條の規定による戸籍事項に関する証明書の受領  
二十七 第百五條第一項、第三項及び第四項（附則第九條の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第百五條第三項の規定による書類その他の物件の受領  
二十八 第百六條第一項の規定による命令及び質問  
二十九 第百七條第一項（附則第九條の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問並びに第百七條第二項の規定による命令及び診断  
三十 第百八條第一項及び第二項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め、同項の規定による報告の求め並びに同条第三項の規定による協力の求め並びに附則第八條の規定による資料の提供の求め（第二十六号に掲げる証明書の受領を除く。）  
三十一 第百八條の三第二項の規定による情

報の提供の求め

三十二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告の求め及び立入検査

行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に對し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

三十三 第百九条の二第一項の規定による指定の申請の受理

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

三十四 前条第一項の規定による申請の受理

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

三十五 次条第二項の規定による報告の受理

8 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 機構は、前項第二十四号に掲げる権限及び同項第二十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行つてゐる滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき(次項に規定する場合を除く。)は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任することができる。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

1 第一類第七号 厚生労働委員会議録第十八号

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

平成十九年五月九日

3 機構は、滞納処分等の実施に關する規程(以下この条において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三十七 附則第九条の三の二第一項の規定による請求の受理

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

三十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に對し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

三十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

4 機構が行う立入検査等に係る認可等

四十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

3 機構は、第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

四十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

五十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

五十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

五十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

臣の権限(第百九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第十四条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

二 第十四条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

三 第十六条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第百九条の四第一項第五号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。)

四 第十九条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定による請求の受理及び当該裁定に係る事務

五 第二十条第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第百九条の四第一項第六号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

六 第二十条の二第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第百九条の四第一項第七号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

七 第二十三条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに

掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

八 第二十六条並びに附則第九条の二第三項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)、第九条の二の二第三項及び第九条の三第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務(第百九条の四第一項第八号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。)

九 第三十条第一項、第三十条の二第三項(第三十条の四第三項において準用する場合を含む。)、第三十条の三第一項、第三十条の四第一項、第三十一条第一項及び第三十二条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務(第百九条の四第一項第九号に掲げる請求の受理及び当該障害基礎年金の裁定を除く。)

十 第三十二条第一項、第三十六条第一項及び第二項、第三十六条の二第一項及び第四項、第三十六条の三第一項並びに第三十六条の四第一項及び第二項の規定による障害基礎年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十一 第三十三条の二第二項及び第三項並びに第三十四条第一項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務(第百九条の四第一項第十号に掲げる認定及び同項第十一号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十二 第三十七条の規定による遺族基礎年金の支給に係る事務(当該遺族基礎年金の裁定を除く。)

十三 第三十九条第二項及び第三項並びに第三十九条の二第二項(第四十二条第三項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十四 第四十一条、第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による遺族基礎年金の支給の停止に係る事務(第百九条の四第一項第十三号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

十五 第四十三条の規定による付加年金の支給に係る事務(第百九条の四第一項第十四号に掲げる申出の受理及び当該付加年金の裁定を除く。)

十六 第四十五条第二項の規定による付加年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十七 第四十七条の規定による付加年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十八 第四十九条第一項及び第五十二条の六の規定による寡婦年金の支給に係る事務(当該寡婦年金の裁定を除く。)

十九 第五十二条の規定による寡婦年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十 第五十二条の二第一項及び第二項並びに第五十二条の六の規定による死亡一時金の支給に係る事務(当該死亡一時金の裁定を除く。)

二十一 第六十九条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務(当該障害基礎年金の裁定を除く。)

二十二 第七十条の規定による給付の支給に係る事務(当該給付の裁定を除く。)

二十三 第七十一条第一項の規定による遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の支給に係る事務(当該遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の裁定を除く。)

二十四 第七十二条の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に

係る決定を除く。)

二十五 第七十三条の規定による年金給付の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

二十六 第八十七条第一項及び第九十二条の四第六項の規定による保険料の徴収に係る事務(第百九条の四第一項第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務並びに次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

二十七 第九十二条第一項の規定による保険料の通知に係る事務(当該通知を除く。)

二十八 第九十二条の二の二第一項の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第十八号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

二十九 第九十二条の三第一項第二号の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

三十 第九十二条の六第一項の規定による指定の取消しに係る事務(当該取消しを除く。)

三十一 第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

三十二 第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

三十三 第八八条の三第一項の規定による統計調査に係る事務(第九九条の四第一項第三十一号に掲げる情報の提供の求め並びに当該統計調査に係る企画及び立案、総合調整並びに結果の提供を除く。)

三十四 第八八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第三項の規定による報告及び同条第五項の規定による命令に係る事務(当該報告及び命令を除く。)

三十五 第九九条第二項の規定による認可及び同条第三項の規定による認可の取消しに係る事務(当該認可及び認可の取消しを除く。)

三十六 第九九条の二第一項の規定による指定に係る事務(第九九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。)、第九九条の二第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)、及び同条第三項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。)

三十七 第九九条の三第一項の規定による指定に係る事務(第九九条の四第一項第三十四号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。)、第九九条の三第三項の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)、同条第四項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)、及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。)

三十八 第九九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

三十九 附則第七條の三第四項及び第九條の二の二第五項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務(第九九条の四第一項第三十六号に掲げる届出の受理及び当該改定に係る決定を除く。)

四十 附則第九條の三の二第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務(第九九条の四第一項第三十七号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。)

四十一 介護保険法第二百三十三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に必要事項は、厚生労働省令で定める。

(機構が行う収納)

第九九条の十一 厚生労働大臣は、会計法第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「保険料等」という。)の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

4 機構は、厚生労働省令で定めるところによ

り、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。

(情報の提供等)

第九九条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、保険料の免除に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に必要事項の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第九九条の十三 第九九条の二下「(第九九条の八第二項において読み替えて適用される第九九条第一項に規定する機構の職員を含む。)」を加える。

第九九条の十三の二 第一号中「(昭和三十四年法律第四十七号)」を削る。

第九九条の十三の三 次の一条を加える。

第九九条の十三の四 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第九九条の六第一項及び第二項、第九九条の七第一項、第九九条の八第一項並びに第九九条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第九九条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第九九条の十四 第一項及び第九九条の二十一第二項中「及び第四項」を、「第四項及び

第五項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六第五項中「を削り」、「第九十七條第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

第九十八條の表第四條の項中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局若しくは社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

附則に次の一条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十四号)附則第十九條その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十二條の規定による改正後の国民年金法(次項において「新国民年金法」という。)第九九条の四から第九九条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新国民年金法第九九条の四から第九九条の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に必要事項は、厚生労働省令で定める。

(児童手当法の一部改正)

第二十一條 児童手当法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「社会保険庁長官が行なう」を「厚生労働大臣が行なう」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定め

るところにより、日本年金機構(以下この条において「機構」という。)に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者(次項において「納付義務者」という。)の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めもののに係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)を機構に行わせるものとする。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(審査請求)  
第二十四条の二 第二十二條第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分(厚生労働大臣による処分を除く。)に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請

求をすることができる。

(健康保険法の一部改正)

第二十二條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項中「のうち協会及び健康保険組合の指導及び監督に係るものの一部」を削る。

第二十三條 健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十條」を「第二百二十一条」に改める。

本則(第六十條第九項、第八十條第一項、第八十一條の三第一項、第九十八條第一項及び第二十四條第一項を除く。中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十條第九項中「するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

第八十條第一項中「徴収金」の下に「第二百四條の二第一項及び第二十四條の六第一項を除き、を加え、」社会保険庁長官を「厚生労働大臣」に改める。

第八十一條の三第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「厚生労働大臣の認可を受けて」を削る。

第九十八條第一項中「又は社会保険庁長官」を削る。

第二百四條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第八十一條の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三条第一項第八号の規定による承認  
二 第三条第二項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による承認  
三 第三十一條第一項及び第三十三條第一項の規定による認可(健康保険組合に係る場合を除く。)、第三十四條第一項の規定による承認(健康保険組合に係る場合を除く。)

並びに第三十一條第二項及び第三十三條第二項の規定による申請の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)

四 第三十九條第一項の規定による確認  
五 第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項及び第四十三條の二第一項の規定による標準報酬月額決定又は改定(同項の規定による申出の受理を含み、第四十四條第一項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六 第四十五條第一項の規定による標準賞与額の決定(同条第二項において準用する第四十四條第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

七 第四十八條(第六十八條第二項において準用する場合を含む。)

の受理及び第五十條第一項の規定による通知  
八 第四十九條第一項の規定による認可に係る通知(健康保険組合に係る場合を除く。)、同条第三項の規定による届出の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)

並びに同条第四項及び第五項の規定による公告  
(健康保険組合に係る場合を除く。)

九 第四十九條第一項の規定による確認又は標準報酬決定若しくは改定に係る通知、同条第三項、第五十條第二項において準用する場合を含む。)

る場合を含む。)

十 第五十一條第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下  
十一 第六十六條第一項の規定による申請の受理、同条第二項の規定による交付及び同条第三項の規定による日雇特例被保険者手帳の受領

十二 第六十九條の規定による申出の受理  
十三 第六十六條(第六十九條第八項において準用する場合を含む。)

の規定による申出の受理及び承認  
十四 第七十一條第一項及び第三項の規定による報告の受理

十五 第八十條第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十六 第八十三條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二條において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

十七 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第六十一條の規定による質問及び検査並びに同法第四十二條の規定による搜索

十八 第九十七條第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十九 第九十八條第一項の規定による命令並びに質問及び検査(健康保険組合に係る

場合を除く。)

二十 第九十九条第一項の規定による資料の提供の求め

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

第二百四条の次に次の五条を加える。

(財務大臣への権限の委任)

第二百四条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十六号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政

令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第五十八条、第七

十四条第二項及び第九十九条第二項(第四百九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による徴収金を除く。第二百四条の六第一項において「保険料等」という。)の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第二百四条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第二百四条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第二百四条の五 機構は、第二百四条第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第九十九条

第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。(機構が行う収納)

第二百四条の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにおける保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百五条に見出しとして「(地方厚生局長等への権限の委任)」を付し、同条第一項中「権限」の下に「(第二百四条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(機構への事務の委託)

第二百五条の二 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第百八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第百八十一条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第三条第二項ただし書(同項第三号に係る部分に限る。)の規定による承認に係る事務(当該承認を除く。)

二 第四十六条第一項及び第百二十五条第二項第百六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。)

三 第五十一条の二の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

四 第百八条第六項の規定による資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。)

五 第百五十五条第一項、第百五十八条、第百五十九条及び第百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務(第二百四条第一

項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。)

六 第百六十四条第二項及び第三項第百六十九条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。)

七 第百七十条第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務(当該保険料額の決定及び告知を除く。)並びに同条第二項の規定による追徴金の徴収に係る事務(第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。)

八 第百七十三条第一項の規定による拠出金の徴収に係る事務(第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第十一号に掲げる事務を除く。)

九 第百八十条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

十 第百八十一条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる

権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

十一 第二百四十四条第一項第十六号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

十二 介護保険法第六十八條第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めにに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（情報の提供等）

第二百五条の三 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第二百八条第五号中「当該職員」の下に「第二百四十四条の五第二項において読み替えて適用される第九十八條第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。」を加える。

第二百十三條の二第一号中「昭和三十四年法律第百四十七号」を削り、「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く」に改め、同条第

二号中「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く」に改める。

本則に次の一条を加える。  
第二百二十一条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百四十四条の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第二百四十四条の四第一項、第二百四十四条の五第一項及び第二百四十四条の六第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第二百四十四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等）

第十条 改正法附則第二十五条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法（平成十九年法律第 号）附則第二十三条の規定による改正後の健康保険法（次項において「新健康保険法」という。）第二百四十四条から第二百五条の三までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新健康保険法第二百四十四条から第二百五条の三までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（船員保険法の一部改正）  
第二十四条 船員保険法の一部を次のように改正する。  
第九条ノ五の次に次の一条を加える。

第九條ノ六 本法二規定スル厚生労働大臣ノ権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生局長ニ委任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方厚生局長ニ委任セラレタル権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生支局長ニ委任スルコトヲ得

第二十五条 船員保険法の一部を次のように改正する。

本則（第百二十一条第六項、第百三十二条第一項、第百三十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十八条及び第百五十三条第一項を除く。）中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百三十五条第六項中「するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

第百三十二条第一項中「徴収金」の下に「第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の六第一項を除き」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第百三十五条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「厚生労働大臣の認可を受けて」を削る。

第百四十六条第一項中「又は社会保険庁長官」を削る。

第百四十八条の見出し中「及び社会保険庁長官」を削り、同条中「社会保険庁長官並びに」を削る。

第百五十三条の前の見出しを削り、同条及び第百五十三条の二を次のように改める。  
（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百五十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務第百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第十五条第一項の規定による確認  
二 第十七条から第十九条までの規定による標準報酬月額決定又は改定（同条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

三 第二十一条第一項の規定による標準賞与額の決定（同条第二項において準用する第二十条第二項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。）

四 第二十四条の規定による届出の受理及び第二十六条第一項の規定による通知

五 第二十五条第一項の規定による通知、同条第三項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二十五条第四項及び第五項第二十六条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公告

六 第二十七条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

七 第百十八條の規定による申出の受理  
八 第百二十九條の規定による申出の受理及び承認

九 第百三十二條第四項の規定による国税滞納処分例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十 第百三十七條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

十一 第百三十七條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年

法律第四百七十七号(第四百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二条の規定による搜索)

十二 第四百四十五条第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十三 第四百四十六条第一項の規定による命令並びに質問及び検査

十四 第四百四十七条の規定による資料の提供の求め

十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第九号に掲げる国税滞納処分(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)  
第百五十三条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第

十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項第七十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による徴収金を除く。第百五十三条の六第一項において「保険料等」という。)の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

第百五十三条の二の次に次の七条を加える。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)  
第百五十三条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)  
第百五十三条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)  
第百五十三条の五 機構は、第百五十三条第一項第十三号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(機構が行う収納)  
第百五十三条の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにおける保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方厚生局長等への権限の委任)  
第百五十三条の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百五十三条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)  
第百五十三条の八 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第二十二條の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。)

二 第二十八條の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

三 第七十條第六項の規定による資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。)

四 第百四十四條第一項、第百四十八條及び第百三十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による保険料の徴収に係る事務(第百五十三條第一項第七号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第百五十三條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百三十二條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号及び第八号に掲げる事務を除く。)

五 第百二十七條第二項及び第三項の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。)

六 第百三十二條第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。

七 第百三十三條第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第百五十三條第一項第九号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第百五十三條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百三十二條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

八 第百五十三條第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

を除く。)

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(情報の提供等)

第百五十三條の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第百五十六條第四号中「当該職員」の下に「(第百五十三條の五第二項において読み替えて適用される第百四十六條第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。)」を加える。

第百五十九條第一号中「(昭和三十四年法律第百四十七号)」を削り、「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会の職員が行うものを除く」に改め、同条第二号中「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会の職員が行うものを除く」に改める。

第百六十條の次に次の一条を加える。

第百六十條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第百五十三條の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第百五十三條の四第一項、第百五十三條の五第一項及び第百五十三條の六第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第百五十三條の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則に次の一条を加える。  
(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第四十五條

その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるところによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十五條の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という。)第百五十三條から第百五十三條の九までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新船員保険法第百五十三條から第百五十三條の九までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法第四十五條ノ三の規定その他厚生労働省令で定める規定については、同条中「社会保険長官」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは厚生労働省令で定める。

4 前項の規定により読み替えられた厚生労働大臣の権限については、第一項及び第二項の規定を準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)  
第二十六條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。  
第三十條を次のように改める。

第三十條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第二十七條 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「各地方社会保険事務局」を「各地方厚生局(地方厚生支局を含む。)」に改める。

第三條第九項中「及び専門委員」を、「臨時委員及び専門委員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項を第六項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び専門委員」を、「臨時委員及び専門委員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。

第四條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)  
第二十八條 前条の規定の施行前に地方社会保険医療協議会にされた諮問で同条の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、同条の規定による改正後の社会保険医療協議会法第一条第二項に規定する地方社会保険医療協議会であつて当該諮問を受けた地方社会保険医療協議会に相当するものにされた諮問とみなす。

第二十九條 この法律の公布の日以後に任命される地方社会保険医療協議会の委員の任期は、社会保険医療協議会法第四條第一項の規定にかかわらず、平成二十年九月三十日までとする。

第三十條 附則第二十七條の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行後最初に任命される地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する半数の者の任期は、同法第四條第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第三十一條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「各地方社会保険事務局」を「各地方厚生局(地方厚生支局を含む。以下同じ。)」に改める。

第三條第一号を次のように改める。

一 日本年金機構(以下「機構」という。)がした処分(第四号に規定する処分を除く。)に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第二十九條に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五條第二項において同じ。))であつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四條第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五條第二項において同じ。))とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所(年金事務所を経由

した場合には、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

第三号第二号中「地方社会保険事務局」を「地方厚生局」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 厚生労働大臣がした処分（次号に規定する処分を除く。）に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）若しくは国民年金法第三号第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

第三号第四号中「機関の所属する地方社会保険事務局（その処分をした機関が社会保険事務局に所属する場合にあつては、その社会保険事務局を管轄する地方社会保険事務局）又はその処分をした市町村の区域を管轄する地方社会保険事務局」を「者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局」に改め、同条第五号を削る。

第四号第一項中「保険給付」の下に「（国民年金法による給付を含む。）」を加え、「国民年金法」を「同法」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五号第二項中「地方社会保険事務局、社会保険事務局を「地方厚生局、機構の従たる事務所、年金事務所」に、「当該地方社会保険事務局」を「当該地方厚生局」に改める。

第九号第一項中「国民年金基金」の下に「機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十八号

第三十二条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十六條第十項の項中「第六十六條第十項」を「第六十六條第十二項」に改める。

第四十七條の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十七條の三第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三号第二項第二号を次のように改める。

二 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員

第八号第一項中「第三号第二項第二号口又は第三号」を「第三号第二項第三号」に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」を削る。

第六十六條第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務並該資料の提供を除く。）を行わせるものとする。

10 厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十條第四項及び第九十三條の四中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第一百十三條第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四條 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）

第三号第二項第二号口の規定により設けられた組合（以下「旧組合」という。）は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務（附則第三十七條の規定により同条に規定する新設健保組合が承継することとされるものを除く。）

は、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第三号第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもつて組織された組合（第三項及び次条において「厚生労働省共済組合」という。）が承継する。

2 旧組合の解散の日（前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。）

3 旧組合の解散の日（前日を含む事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によることとし、厚生労働省共済組合が行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、施行日から起算

して二月を経過する日とする。

4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、改正後国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第三十五條 施行日の前日に旧組合の組合員であつた者（施行日に厚生労働省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。）は厚生労働省共済組合の組合員であつたと、旧組合の組合員であつた期間（次に掲げる期間を除く。）は厚生労働省共済組合の組合員であつた期間とみなす。

一 改正前国共済法附則第十三條の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十條第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第六十一條の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一條の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

平成十九年五月九日

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 旧組合が施行日前に改正前国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の改正前国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額は、施行日以後は、当該更新組合員の属する厚生労働省共済組合が改正後国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した改正後国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額とみなす。</p> <p>3 施行日前に改正前国共済法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が厚生労働省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>保険組合の設立に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（旧組合の短期給付等に係る権利及び義務の承継に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 この法律の施行の際旧組合が有している改正前国共済法による短期給付の事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金の納付に関する業務を含む。）及び改正前国共済法第九十八条第一項第一号から第二号までに掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合（以下「新設健保組合」という。）が承継する。</p> <p>（旧組合の任意継続組合員に関する経過措置）</p> <p>第三十八条 施行日前に退職し、改正前国共済法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができた者であつて、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由がある）と新設健保組合が認めた場合には、その認めた日までの間に当該申出を新設健保組合に行ったときは、その者は退職の日の翌日から施行日の前日までの間は任意継続組合員（同条第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。）であつた者とする。</p>                                                                                                                                                   | <p>以下同じ。）とする。この場合において、その者の当該任意継続組合員であつた期間は、任意継続被保険者であつた期間とみなす。</p> <p>3 施行日の前日において旧組合の組合員（継続長期組合員（改正前国共済法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下同じ。）及び任意継続組合員を除く。）であつた者であつて、同日に退職し、かつ、同日に改正前国共済法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合に行ったものは、施行日において新設健保組合の任意継続被保険者になるものとする。</p> <p>（健康保険法第三条第四項及び第四百四条の規定の適用に関する特例）</p> <p>第三十九条 施行日の前日において旧組合の組合員であつた者であつて、施行日において健康保険の被保険者となつたものに対する健康保険法第三条第四項及び第四百四条の規定の適用については、同項及び同条中「共済組合の組合員である被保険者」とあるのは、「共済組合の組合員である被保険者（日本年金機構法平成十九年法律第 号）附則第三十四条第一項に規定する旧組合の組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。）である被保険者を除く。」とする。</p> | <p>傷病手当金の支給を始めた日とみなす。</p> <p>2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項又は第四百四条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第九十九条第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、前条に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第四十一条 施行日前に改正前国共済法第二百二十六条の規定により旧組合の組合員（施行日において新設健保組合の被保険者となつた者に限る。）が旧組合にした申出は、健康保険法第五十九条又は厚生年金保険法第八十一条の二の規定により新設健保組合又は厚生労働大臣にした申出とみなして、これらの規定を適用する。</p> <p>（旧組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置）</p> <p>第四十二条 この法律の施行の際現に旧組合の組合員（継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であつた者又はその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九条の規定により支給されている給付又は改正前国共済法第六十六条第三項若しくは第六十七条第二項の規定により支給されている給付については、なお従前の例によるものとし、新設健保組合がこれらの給付を支給する。</p> <p>2 施行日前に旧組合の組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一条第二項又は第六十四条の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、改</p> |
| <p>2 旧組合が施行日前に改正前国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の改正前国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額は、施行日以後は、当該更新組合員の属する厚生労働省共済組合が改正後国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した改正後国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額とみなす。</p> <p>3 施行日前に改正前国共済法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が厚生労働省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。</p> <p>4 施行日前に改正前国共済法第七十三条の二第一項又は第二百二十六条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、これらの規定により厚生労働省共済組合にした申出とみなして、これらの規定を適用する。</p> <p>（健康保険組合の設立）</p> <p>第三十六条 機構は、施行日において健康保険組合を設けるものとする。</p> <p>2 厚生労働大臣は、附則第五条第一項の規定により命じた設立委員に、前項の健康保険組合の設立に関する事務を処理させる。</p> <p>3 設立委員は、施行日の前日までに、健康保険組合の規約その他政令で定める事項につき、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。</p> <p>4 前項の認可があつたときは、健康保険組合は施行日に設立の認可を受けたものとみなし、施行日に成立する。</p> <p>5 前三項に規定するもののほか、第一項の健康</p> | <p>（旧組合の短期給付等に係る権利及び義務の承継に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 この法律の施行の際旧組合が有している改正前国共済法による短期給付の事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金の納付に関する業務を含む。）及び改正前国共済法第九十八条第一項第一号から第二号までに掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合（以下「新設健保組合」という。）が承継する。</p> <p>（旧組合の任意継続組合員に関する経過措置）</p> <p>第三十八条 施行日前に退職し、改正前国共済法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができた者であつて、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由がある）と新設健保組合が認めた場合には、その認めた日までの間に当該申出を新設健保組合に行ったときは、その者は退職の日の翌日から施行日の前日までの間は任意継続組合員（同条第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。）であつた者とする。</p> <p>2 施行日の前日において旧組合の任意継続組合員であつた者（前項の規定により任意継続組合員であつた者とされた者を含む。同日において改正前国共済法第二百二十六条の五第五項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当した者を除く。）は、施行日において新設健保組合の任意継続被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者をいう。</p> | <p>（旧組合の組合員で新設健保組合の被保険者となつた者に係る給付等に関する経過措置）</p> <p>第四十条 この法律の施行の際前条に規定する者（旧組合の継続長期組合員又は任意継続組合員であつた者を除き、新設健保組合の被保険者となつたものに限る。以下この条において同じ。）のうち改正前国共済法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の受給権者であつた者であつて、同一の傷病について健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金を受けることができるものに対する同条第二項の規定の適用については、当該改正前国共済法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該健康保険法第九十九条第一項の規定による</p>                                                                                                                                                                                                            | <p>傷病手当金の支給を始めた日とみなす。</p> <p>2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項又は第四百四条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第九十九条第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、前条に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第四十一条 施行日前に改正前国共済法第二百二十六条の規定により旧組合の組合員（施行日において新設健保組合の被保険者となつた者に限る。）が旧組合にした申出は、健康保険法第五十九条又は厚生年金保険法第八十一条の二の規定により新設健保組合又は厚生労働大臣にした申出とみなして、これらの規定を適用する。</p> <p>（旧組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置）</p> <p>第四十二条 この法律の施行の際現に旧組合の組合員（継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であつた者又はその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九条の規定により支給されている給付又は改正前国共済法第六十六条第三項若しくは第六十七条第二項の規定により支給されている給付については、なお従前の例によるものとし、新設健保組合がこれらの給付を支給する。</p> <p>2 施行日前に旧組合の組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一条第二項又は第六十四条の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、改</p> |

正前国共済法の規定の例によるものとし、新設  
健保組合が当該給付を支給する。  
(審査請求に関する経過措置)

第四十三条 旧組合が改正前国共済法の規定によ  
り行った短期給付に係る組合員の資格若しくは  
給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査  
請求であつて、施行日以後に審査請求が行われ  
たものについては、なお従前の例による。

2 新設健保組合が改正前国共済法の規定により  
行った旧組合の短期給付に係る組合員の資格若  
しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対す  
る審査請求については、改正後国共済法第百三  
条から第百七条までの規定を適用する。この場  
合において、改正後国共済法第百六条中「組合  
とあるのは、「日本年金機構法(平成十九年法律  
第 号)附則第三十七条に規定する新設健保  
組合」とする。  
(国民健康保険法の一部改正)

第四十四条 国民健康保険法の一部を次のように  
改正する。

第九条第十項中「社会保険庁長官」を「厚生労  
働大臣」に改め、同条第十三項を同条第十五項  
とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条  
第十一項の次に次の二項を加える。

12 第十項の規定による厚生労働大臣の通知の  
権限に係る事務は、日本年金機構に行わせる  
ものとする。

13 国民年金法第百九条の四第三項、第四項、  
第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権  
限について準用する。この場合において、必  
要な技術的読替えは、政令で定める。  
第二十二条中「第十二項」を「第十二項から第  
十四項まで」に、「社会保険庁長官」を「厚生労働

大臣」に改める。

第百九条を次のように改める。

第百九条 削除

第百九条の二を次のように改める。

(権限の委任)

第百九条の二 この法律に規定する厚生労働  
大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところ  
により、地方厚生局長に委任することができ  
る。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任され  
た権限は、厚生労働省令で定めるところによ  
り、地方厚生支局長に委任することができ  
る。

第百九条の三中「第四十一條第一項」の下に  
「(第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、  
第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項に  
おいて準用する場合を含む。)」を、「及び第二  
項」の下に「(第四十五條の二第四項、第五十二  
條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條  
第三項及び第五十四條の三第二項において準用  
する場合を含む。)」を、「第四十五條の二第二  
項」の下に「(第五十二條第六項、第五十二條の  
二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の  
三第二項において準用する場合を含む。)」を、  
「第五十四條の二の二」及び「第五十四條の二の  
三第一項」の下に「(第五十四條の三第二項にお  
いて準用する場合を含む。)」を加える。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第四十五條 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律  
第百三十九号)の一部を次のように改正する。  
別表日本中央競馬会の項の次に次のように加  
える。

第三十八條の二第三項中「第百三十七條第六  
項」を「第百三十七條第九項」に改める。  
第八十二條第四項及び第九十九條の九中「社

会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百四十四條の二十四の二第一項中「社会保  
険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三  
項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を  
「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条  
第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権  
限に係る事務は、日本年金機構に行わせるも  
のとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四  
項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認  
の権限について準用する。この場合におい  
て、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
第百四十四條の二十五の二中「社会保険庁長  
官」を「厚生労働大臣」に改める。  
(住民基本台帳法の一部改正)

第四十七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律  
第八十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の七十二の項及び七十二の二の項中  
「社会保険庁及び」を「厚生労働省及び日本年金  
機構並びに」に改め、同表の七十三の二の項か  
ら七十七の項までの規定中「社会保険庁」を「厚  
生労働省及び日本年金機構」に改める。  
(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第四十八條 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年  
法律第百三十五号)の一部を次のように改正す  
る。  
第二十條中「社会保険庁長官」を「厚生労働大  
臣」に改める。  
第二十二條第一項中「及び第五項並びに」を「  
第五項及び第六項並びに」に改め、「社会保険  
庁長官」とあり、並びに同法第八十六條第六項  
中を削る。  
(社会保険労務士法の一部改正)

第四十九條 社会保険労務士法(昭和四十三年法  
律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第三十條中「の一部を削り、「政令」を「厚生  
労働省令」に、「地方社会保険事務局長」を「地方  
厚生局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任され  
た権限は、厚生労働省令で定めるところによ  
り、地方厚生支局長に委任することができ  
る。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第五十條 高齢者の医療の確保に関する法律の一  
部を次のように改正する。  
第百六十三條第三項を削る。  
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改  
正)

第五十一條 国民年金法等の一部を改正する法律  
(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のよう  
に改正する。  
附則第四十三條第二項、第三項、第五項及び  
第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に  
改める。  
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改  
正)

第五十二條 国民年金法等の一部を改正する法律  
(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように  
改正する。  
附則第十一條第一項、第二項及び第六項並び  
に第二十七條第一項中「社会保険庁長官」を「厚  
生労働大臣」に改める。  
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第五十三條 厚生年金保険法等の一部を改正する  
法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
附則第七條第二項中「地方社会保険事務局長  
又は社会保険事務所所長」を「日本年金機構(以下  
「機構」という。))に、「その地方社会保険事務所  
又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保  
険事務所」を「その処分に關する事務を處理した  
機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平  
成十九年法律第 号)第二十九條に規定す  
る年金事務所をいう。以下この条及び第五條第  
二項において同じ。))が当該事務を處理した場合  
にあつては、当該年金事務所がその業務の一部

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第

号)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
第四十六條 地方公務員等共済組合法の一部を次  
のように改正する。

第一類第七号

厚生労働委員會議録第十八号

平成十九年五月九日

を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。)とし、審査請求人が当該処分につき経由した機構の事務所がある場合にあつては、当該経由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。)の所在地を管轄する地方厚生局に、「地方社会保険事務局」とを「地方厚生局」とし、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」とし、「地方社会保険事務局(審査請求人が当該処分につき社会保険事務局を経由した場合にあつては、その社会保険事務局を管轄する地方社会保険事務局)」を「地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは「地方社会保険事務局」とする)」を「地方厚生局又は」とするに改める。

附則第五十五条第二項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「を削る」。

(介護保険法の一部改正)  
第五十四条 介護保険法の一部を次のように改正する。

「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百三十四条に次の二項を加える。

12 年金保険者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項から第六項までの規定による通知に係る事務(第八項の規定による経由に係る事務を含み、当該通知を除く。)を行わせるものとする。

13 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準

用する。  
第百三十六條に次の二項を加える。

7 厚生労働大臣は、日本年金機構に、第一項の規定による通知の受理に係る事務(第五項の規定による経由に係る事務を含み、当該受理を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

第百三十七條第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条に次の三項を加える。

7 特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項及び第四項の規定による徴収及び納入に係る事務(当該徴収及び納入を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

9 第百三十四條第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項及び第十三項の規定は第六項の規定による特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)の通知について準用する。

第百三十八條第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第四項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第百四十一条第二項中「第六項」を「第八項」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)  
第五十五条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第百一十一条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)  
第五十六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平

成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「日本年金機構(以下「機構」という。)(「その地方社会保険事務局又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局」を「その処分に関する事務を処理した機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))とし、審査請求人が当該処分につき経由した機構の事務所がある場合にあつては、当該経由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは「地方社会保険事務局」とする)」を「地方厚生局又は」とするに改める。

附則第五十七條第四項中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「を削る」。

附則第百二十條を次のように改める。

第百二十條 削除

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)  
第五十七條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)  
第五十八條 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條第一項第一号中「平成二十二年四月一日」を「同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」に改める。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第六十條 国民年金法等の一部を改正する法律

(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。  
附則第十九條第一項及び第二項、第二十一条

第一項、第二十三條第一項、第二項及び第六項並びに第四十一條中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第六十一條 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十二條の次に次の八條を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第三十二條の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十一條の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第五号、第七号及び第八号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六條第一項及び第二項並びに第七條第二項(第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

二 第二十二條第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二條において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

三 第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百四十一條の規定による質問及び検査並びに同法第四百二十二條の規定による搜索

四 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六條第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

五 第二十六條の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

六 第二十七條第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第一項の規定による書類その他の物件の受領

七 第二十八條第一項の規定による命令及び質問並びに同条第二項の規定による命令及び診断

八 第二十九條の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(第五号に掲げる証明書の受領を除く。)

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第三号に掲げる権限及び同項第四号に掲げる国税滞納処分の例による処分(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 国民年金法第九十九條の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第三十二條の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 国民年金法第九十九條の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第三十二條の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国民年金法第九十九條の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う命令等に係る認可等)

第三十二條の五 機構は、第三十二條の二第一項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第三十二條の二第一項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第十四條及び第二十八條の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第三十二條の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第三十二條の七 厚生労働大臣は、機構に、次

に掲げる事務(第三十一條の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第三條、第九條、第十二條から第十四條まで及び第十六條の規定による特別障害給付金の支給に係る事務(当該特別障害給付金の支給の認定を除く。)

二 第六條第一項及び第二項の規定による認定に係る事務(第三十二條の二第一項第一号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。)

三 第十五條の規定による特別障害給付金の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

四 第二十二條第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務(第三十二條の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。)

五 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六條第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

六 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十七條第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第三十二條の二第一項第三号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

七 第三十二條の二第一項第二号に規定する

厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

八 介護保険法(平成十九年法律第百二十三号)

第二百三十三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 国民年金法第九十条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。

(機構が行う収納)

第三十二條の八 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合におけるこの法律の規定による徴収金の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 国民年金法第九十条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(情報の提供等)

第三十二條の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特定障害者の障害の状態その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく特別障害給付金の支給に関する事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六十二條 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第三号、第六項及び第九項中「社会保険庁長官」を「日本年金機構の理事長」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十三條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第一項中「第四條第九十四号」を「第四條第一項第九十四号」に改める。

附則第二十五條中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十四條 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百十一條第七項第二号ロ中「経費」の下に「(日本年金機構が行う措置に係るものを除く。)」を加え、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをコとし、ロの次に次のように加える。

ハ 日本年金機構への交付金

第一百十三條第五項中「政府」を「政府又は日本年金機構」に改める。

第一百十四條第五項及び第六項中「経費」の下に「日本年金機構への交付金」を加え、同條第七項及び第八項中「業務取扱費」の下に「又は日本年金機構への交付金」を加える。

附則第一條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 附則第二百六十八條の二の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

の施行の日

附則第二十三條第一項中「平成二十一年度の末日」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第二十九條中「船員保険に關し政府」の下に「又は日本年金機構」を加える。

附則第六十七條第一項中「末日」の下に「(第十三号にあっては、同号に定める日)」を加え、同項第十三号中「平成二十一年度」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第九十一條中「平成二十一年度の末日」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第二百六十八條の次に次の一條を加える。

第二百六十八條の二 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「船員保険特別会計」を削る。

附則第二百六十九條のうち退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第一條の改正規定中「船員保険特別会計」を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五條 前條の規定による改正後の特別会計に関する法律第一百十一條第七項、第一百十三條第五項、第一百十四條第五項から第八項まで及び附則第二十九條の規定は、施行日の属する年度の予算から適用する。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四條のうち船員保険法第九條ノ二から第九條ノ五までを削る改正規定中「から第九條ノ五まで」を「から第九條ノ六まで」に改める。

第四條のうち船員保険法本則に一條、三款、二節及び五章を加える改正規定中「第百五十三條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「権限の委任」を付し、同條の次に次の一條を加える。

第百五十三條の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができ。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任され

た権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができ。

附則第一條第一号を同條第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 附則第三百三十八條の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の公布の日

附則第一條第三号中「及び第三百三十七條から第三百三十九條まで」を「第三百三十七條、第三百三十九條及び第三百三十九條の二に、平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法の施行の日」に改める。

附則第三條から第五條まで、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及び第十七條中「附則第一條第一号」を「附則第一條第一号の二」に改める。

附則第四十二條第四項中「附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日」を「附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たる場合は、当該年度の前年度の末日以前に、同日を「附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日」に改める。

附則第四十三條第二項中「附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日」を「附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たる場合は、当該年度の前年度の末日)」に改め、同條第三項中「附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日」の前日において五十五歳に達していない者であつて「を削り、「生まれたもの」を「生まれた者」に、「雇用されている者」を「雇用されているもの」に改める。

附則第四十五條中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第六十三條及び第七十五條中「附則第一條第一号」を「附則第一條第一号の二」に改める。

附則第三百三十二條の見出し中「平成二十二年

度における」を「附則第三十二條の規定の適用に

係る事業に関するに改め、同条中「平成二十二年度を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度（同日が年度の初日に当たる場合は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度）」に改める。

附則第三十八條第二項を削り、同条第一項中「特別会計に関する法律附則第二百十六條第一項に規定する暫定船員保険特別会計（以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。）の平成二十一年度を「暫定船員保険特別会計の最終会計年度」に、「平成二十二年度を「最終会計年度の翌年度」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

特別会計に関する法律附則第二百十六條第一項に規定する暫定船員保険特別会計（以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。）の附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日の属する会計年度（以下この条において「最終会計年度」という。）は、同日に終わるものとする。

附則第三百三十八條第三項及び第四項中「平成二十一年度を「最終会計年度」に改める。

附則第三百三十九條の次に次の一條を加える。

附則第三百三十九條の二 附則第三百三十七條の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十九條第一項、第二百二條の二、第二百三條第五項、第二百八條、第二百一十一條第三項、第五項及び第七項、第二百三十三條第五項、第二百四十四條第七項並びに第二百四十二條第二項並びに附則第二十八條の二及び第二十九條の規定並びに前条の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の予算から適用する。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第六十七條 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第五條中「若しくは沖縄振興開発金融公庫」を、「沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年

金機構」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第六十八條 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第四十七條第八項、第六十四條第八項及び第八十二條第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第一百一條第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣、日本年金機構（以下「機構」という。）」に改める。

第三十三條の次に次の二條を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第三十三條の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

一 第七條第二項の規定による認定

二 第二十五條第一項及び第三項の規定による申出の受理

三 第三十七條第三項の規定による申出の受理

四 第四十七條第八項（第四十八條第六項（第五十二條第六項において準用する場合を含む。）、第五十條第二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認

五 第六十四條第八項（第六十五條第六項（第六十九條第六項において準用する場合を含む。）、第六十七條第二項及び第六十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認

六 第八十二條第八項（第八十三條第六項（第八十七條第六項において準用する場合を含む。）、第八十五條第二項及び第八十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定

による確認

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項各号に掲げる権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（機構への事務の委託）

第三十三條の三 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第二百三條その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に係る厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家行政組織法の一部改正）

#### 「第四章 外局

##### 第一節 設置（第二十五條）

##### 第二節 社会保険庁

第一款 任務及び所掌事務（第二十六條—第二十八條）

第二款 地方支分部局（第二十九條—第三十條）

第三款 中央労働委員会（第三十一條）

（第二十五條）に改める。

第七條第一項第四号中「及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）」を、「健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）及び日本年金機構法（平成十九年法律第 号）」に改める。

第十八條第一項中「（第二十八條に定める事務

第六十九條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一「厚生労働省の項及び別表第二中「社会保険庁」を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七十條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号」を「第九号から第十七号まで、第十八号」に、「第十八十一号、第八十二号」を「から第八十二号まで」に、「第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号（全国健康保険協会及び健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）」を「第九十六号の二まで」に改める。

第七十一條 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

を「第四章 中央労働委員会

に係る部分を除く。）」を削り、「第百号、第百号の二」を「第九十八号から第百号の二まで、第百二号」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 中央労働委員会

第二十五條を次のように改める。

に係る部分を除く。）」を削り、「第百号、第百号の二」を「第九十八号から第百号の二まで、第百二号」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 中央労働委員会

第二十五條を次のように改める。

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第四章第二節及び第三節を削る。  
附則第三項及び第四項を削る。

（処分、申請等に関する経過措置）  
第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長以下「社会保険庁長官等」という。がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構以下「厚生労働大臣等」という。がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し

て、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）  
第七十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第七十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 理由

政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日本年金機構を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案  
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十

号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第七項中「事業主をいう」の下に「。第九十二条の四第五項を次のように改める。

5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。

第九十二条の四第六項中「又は前項を削る。第九十二条中「又は受給権者」を、「受給権者」に改め、「政令で定める給付の支給状況」の下に「又は第九十九条第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同条第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同条第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法平成九年法律第二百二十三号第七條第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項を加え、「若しくは地方公務員等共済組合法」を、「地方公務員等共済組合法」に改め、「地方議会議員共済会」の下に「若しくは健康保険組合」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

3 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主にに対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めるこ

とができる。  
附則第八条の二を削る。  
第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第九十二条の二の次に次の一条を加える。  
（指定代理納付者による納付）  
第九十二条の二の二 被保険者は、社会保険庁長官に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの（以下この条において「指定代理納付者」という。）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 第一項の指定の手続その他指定代理納付者による納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。  
目次中「福祉施設」を「国民年金事業の円滑な実施を図るための措置」に改める。  
第五條の三中「並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置  
第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 教育及び広報を行うこと。

第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に對し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八十五条第一項各号列記以外の部分中「以下同じ。」を削る。

第九十二条の二中「行うこと」の下に「（附則第五條第二項において「口座振替納付」という。）を加える。

第九十二条の三第一項中「加入員に」の下に「、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九條第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに」を加え、同項に次の一号を加える。

三 社会保険庁長官に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

第九十二条の三第三項中「、当該指定」を「当該指定」に改め、「所在地を」の下に「、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を」を加える。

第九十九条の二を第九十九条の四とし、第九十九条の次に次の二条を加える。

（学生納付特例の事務手続に関する特例）

第九十九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十号）第二

第一類第七号 厚生労働委員會議録第十八号

条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三條に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第五十二条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができ

る。

2 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 第一項の指定の手続その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（保険料納付確認団体）

第九十九条の三 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、社会保険庁長官がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「保険料納付確認団体」という。）は、同項の業務を行うことができ

る。

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員

その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実（次項において「保険料滞納事実」という。）の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。

3 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項の業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる。

4 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 保険料納付確認団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、第二項の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他保険料納付確認団体に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九十三条の二に次の一号を加える。

三 第九十九条の三第六項の規定に違反した者（第九十三条の三第一項中「前条」を「前条（第三号を除く。）」に改める。

附則第五條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第八十四條第一項及び」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項を」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項を」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項を」、第二項第一項第三号に掲げる者にあつては、

同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」の下に「（第一項第三号に掲げる者にあつては、同項）を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

附則第九條の三及び第九條の三の四を削る。

附則第九條の四の次に次の一条を加える。  
（独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等）

第九條の四の二 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四條の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二條第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三條の規定による改正前の」を加える。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三條の規定による改正前の」を加える。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三條の規定による改正前の」を加える。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三條の規定による改正前の」を加える。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三條の規定による改正前の」を加える。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三條の規定による改正前の」を加える。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三條の規定による改正前の」を加える。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三條の規定による改正前の」を加える。

第四号 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十四条中「納付状況」の下に、「基礎年金番号(政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)」を加える。

第百八条の三の次に次の一条を加える。

(基礎年金番号の利用制限等)

第百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三十二条に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の四に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三十二条に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の四に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三十二条に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の四に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三十二条に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の四に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三十二条に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の四に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三十二条に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

三 第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十三条の二第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第百八条の四において読み替へて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十三条の三第一項中「前条第三号を除く。」を「第百十一條の二又は前条(第四号を除く。)」に、「同条の刑を」各本条の罰金刑に改める。

第五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「受理したとき」の下に「氏名及び住所の変更に関する事項の届出であつて厚生労働省令で定めるものを受理したときを除く。」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、氏名及び住所の変更に関する事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。

第百五条第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

第百三十八条の表第百五条(第二項第十二条第二項を準用する部分を除く。及び第五項を除く。)の項中「部分を除く。」の下に「第四項ただし書」を加える。

第百四十七條第四号中「第百五条第四項」を「第百五条第四項本文」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第六條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第百条の二第一項中「資格」の下に「標準報酬又は保険料」を加える。

第七條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置

第七十九條 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に關し、次に掲げる事業を行うことができる。

一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者(以下この条において「被保険者等」という。)に對し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に關する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務(国民年金法第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))の負担に伴う事務を含む。)を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八十條第一項中「国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金(以下単に「基礎年金拠出金」という。))を負担する基礎年金拠出金」に改める。

附則第二十九條の二中「政府は、」の下に「厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)第七條の規定による改正前の」を加え、同条

を附則第二十九條の三とし、附則第二十九條の次に次の一条を加える。

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第二十九條の二 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四條の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二條第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十五條中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十八條中「(以下同じ。)」の下に「基礎年金番号(国民年金法第十四條に規定する基礎年金番号をいう。)」を加える。

第十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第九十八條第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

第百七十四條中「同条第四項」を「同条第四項

本文に改める。

第百八十七條第四号中「第九十八條第四項」を「第九十八條第四項本文」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「は、国民年金法第七十四條の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者」を削り、「同法第五條第二項を「国民年金法第五條第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項を「第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項を「第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一類第七号 厚生労働委員會議録第十八号

改正する。

附則第二十三條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「は、国民年金法第七十四條の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者」を削り、「同法第五條第二項を「国民年金法第五條第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項を「第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項を「第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十三條 特別会計に関する法律（平成十九年法律第百一十一條第二号中「及」及び交付金」を削る。

第十四條 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百一十一條第二号中「ト」を「ト、ヘ」の次に次のように加える。

ト 業務勘定からの繰入金

第百一十一條第七項第二号ロ中「国民年金事業及び厚生年金保険事業の福祉施設」を「国民年金法第七十四條第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九條第一項及び第二項の規定による措置」に改め、同号ハ中及び補助金」を削る。

第百一十四條第五項中「福祉施設」を「業務取扱費、国民年金法第七十四條第一項及び第二項の規定による措置」に、「補助金」を「交付金」に改め、同条第六項中「福祉施設」を「業務取扱費、厚生年金保険法第七十九條第一項及び第二項の規定による措置」に改め、同条第九項中「金額は」の下に、「政令で定めるところにより」を、「業務勘定からの」の下に「国民年金勘定及び」を加える。

附則第三十八條中「ホ 附属雑収入」を「ヘ 附属雑収入」に、「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」を「ヘ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」に、「ヘ 附属雑収入」を「ト 附属雑収入」に改める。

附則第九十三條第一号中ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ 独立行政法人福祉医療機構法第十六條第四項の規定による納付金

附則第九十三條第二号ホ中「補助金」を「交付金」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第十五條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第三項の規定に

より市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）を、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八條第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。

11 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

第二十二條中「第十項」を「第十二項」に、「同条」を「同条第一項から第九項までの規定」に改め、「組合」との下に、「同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合」と、「世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）を、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八條第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）とあるのは「組合員（第三項の規定により組合が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」とを加える。

第七十六條の三第二項中（昭和三十四年法律第百四十一号）を削る。

第百一十三條の二第二項中「種別の変更」の下に「若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十六條 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第

る。）を引き続き滞納している者

(資料の提供)

第二十九条 連合会は、第十四条の二第一項の規定による登録に関し必要があると認めるときは、当該登録を受けようとする者の保険料の納付状況につき、当該保険料を徴収する者に對し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

別表第一 第二十号中「昭和四十四年法律第八十四号」を削り、同表第二十一号中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、同表第二十二号中「(昭和十四年法律第七十三号)」を削り、同表第二十四号中「(昭和二十九年法律第十五号)」を削り、同表第二十五号中「(昭和三十三年法律第九十二号)」を削り、同表第二十六号中「(昭和三十四年法律第四十一号)」を削り、同表第三十号中「(昭和五十七年法律第八十号)」を削り、同表第三十一号中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第二十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 この法律

二 第六項各号(第四号を除く。)に掲げる法律

三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)

四 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)

第七十条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第七十七条第三項第四号の二、第二百十五号の二第二項第五号の二及び

第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第七十七条第三項第四号の二及び第二百十五号の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十条第二項第六号中「第五節」の下に「及び第二百三条第二項」を加える。  
第七十七条第一項第一号中「第十号」の下に「(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)」を、「第十一号」の下に「(第五号の二に該当する者であるときを除く。)」を加える。

第七十八条の二第四項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第七十九条第二項第四号の二、第二百十五号の二第二項第五号の二及び第二百十五号の二第二項第四号の二において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第七十七条第三項第四号の二及び第二百十五号の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第二百十五号の二第二項第五号の二及び第二百十五号の二第二項第四号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十八条の二第四項第九号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。  
ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第七十九条第二項第八号ハ、第八十六号第二項第七号ハ、第二百十五号の二第二項第九号ハ及び第二百十五号の二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第八号ハ、第八十六号第二項第七号ハ、第二百十五号の二第二項第九号ハ及び第二百十五号の二第二項第八号ハにおいて同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十八条の二第九号「第九号」の下に「(ハに該当する者があるときを除く。)」を加える。  
第七十九条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第七十七条第三項第四号の二及び第二百十五号の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第七十九条第二項第八号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。  
ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第八十四条第一項第一号中「第八号」の下に「(ハに該当する者があるときを除く。)」を加える。

第八十六条第二項第三号の次に次の一号を加える。  
三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。

第八十六条第二項第七号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。  
ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の

平成十九年五月九日

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布

の日

二 第二条の規定 平成二十年三月三十一日まで政令で定める日

三 第十七条の規定 平成二十年十月一日

四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十三条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定 平成二十一年四月一日

五 第四条及び第九条の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の施行の日

六 第五条及び第十条並びに附則第十八条及び第十九条の規定 平成二十三年四月一日

七 第二十四条の規定 平成二十四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(次条並びに附則第五条及び第十二条において「施行日」という。)前に国民年金法附則第五条第一項の規定による申出をした者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の施設のうち、施行日においては現に政府が運営又は管理を行うものについては、第七十七条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九条の規定にかかわらず、政府は、施行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間、当該施設の運営又は管理を引き続き行うことができる。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号 附則第十一条

第一項の規定による申出をした者及び同条第二項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二十一条の規定による改正後の健康保険法第六十五条及び第八十九条並びに附則第九条の規定は、第二十一条の規定の施行の前日に受けた滞納処分については、適用しない。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十二條の規定による改正後の社会保険労務士法第十四条の七の規定は、第二十二條の規定の施行の前日に受けた滞納処分については、適用しない。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第二十三条の規定による改正後の介護保険法第七十条、第七十八条の二、第七十九条、第八十六条、第九十四条、第七百七条、第七百五十二条の二、第七百五十五条の十一及び第七百五十五条の二十並びに附則第八条の規定は、第二十三条の規定の施行の前日に受けた滞納処分については、適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の項中「並びに附則第九条の三の四の

規定により市町村が処理することとされる事務(当該事務にあつては、平成十七年三月三十一日までの間に限る。)」を削る。

(医療法の一部改正)

第十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二 第二項第八号中、「船員保険法」を「及び船員保険法」に改め、「及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条」を削る。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行日から日本年金機構法の施行の前日までの間においては、前条の規定による改正後の医療法第七条の二 第二項第八号の規定にかかわらず、同号中「の施設」とあるのは、「の施設並びに国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第四条の規定により政府が運営を引き続き行うことができる施設」とする。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十三条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「費用を含む」を「費用並びに組合の事務に要する費用を含む」に改め、同項第一号中「を含む」を「並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む)及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特

定独立行政法人の負担に係るものを除く。を含む)」に改め、同項第三号中「を含む」を「及び長期給付(基礎年金拠出金を含む)」に係る事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。を含む)」に改め、同条第二項第五号を削り、同条第四項を次のように改める。

4 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。

第九十九条第六項中「第二項の下に」及び第四項を加え、「同項中」を「第二項中」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「として、同項」を「と、第四項中」国は毎年度の予算で定めるとあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらに改め、同条第七項中「第二項の下に」及び第四項を加え、「同項中」を「第二項中」に、「同項第五号中」国は毎年度の予算で定めるとあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらに改める。

第二百一条第一項中「場合を含む。」の下に「及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「第五号」を「第四号」に、「同号に掲げる」を「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」の規定により負担することとなる費用(同条第四項の規定により負担することとなる)」に改める。

第二百二十四条の三中「第九十九条第五項から第七項まで」を「第九十九条第一項第一号及び第

三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第五項から第七項までに改める。

第二百二十五条中「及び国の負担金」とあるのは「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第

一号から第四号までの規定中」を削る。

附則第二十條の二中「基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」との下に、「同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とを加え、「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含む」を「及び長期給付（基礎年金拠出金）とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金）」に改める。

附則第二十條の三第四項の表中

| 第九十九條第二項   | 国                                    | 国又は郵政会社等             |
|------------|--------------------------------------|----------------------|
| 第九十九條第三項   | 若しくは独立行政法人<br>国立病院機構                 | 、独立行政法人<br>人郵便貯金・簡易  |
| 第九十九條第五項   | 負担金及び国                               | 負担金及び国又は             |
| 第二号まで及び第四号 | 第二号までの規定<br>員団体の負担金」とあるのは「国又<br>項第四号 | 負担金」と、同項<br>は「国又は郵政会 |
| 負担金」として    | 負担金」と、同項<br>は「国又は郵政会                 |                      |

立病院機構若しくは独立行政法  
生命保険管理機構  
郵政会社等  
中「国の負担金」とあるのは「職  
と、同項第三号中「国の負担金」  
は郵政会社等の負担金」と、同  
第五号中「国の負担金」とあるの  
杜等の負担金」として

| 第九十九條第一項<br>第一号及び第三号 | を除く。）を含む             | 並びに附則第二<br>に適用する第四<br>に係るものを除<br>に係るものを除 |
|----------------------|----------------------|------------------------------------------|
| 第九十九條第二項             | 国                    | 国又は郵政会社<br>、独立行政法人<br>人郵便貯金・簡            |
| 第九十九條第三項             | 若しくは独立行政法人<br>国立病院機構 | 負担し、郵政会<br>郵政会社等が負                       |
| 第九十九條第四項             | 負担する                 | 負担金及び国又                                  |
| 第九十九條第五項             | 負担金及び国               | 第二号までの規<br>員団体の負担<br>金」とあるのは<br>同項第四号    |
| 第一号まで及び第四号           |                      |                                          |

十條の三第四項において読み替え  
項の規定による郵政会社等の負担  
く。）を含む

等

国立病院機構若しくは独立行政法  
易生命保険管理機構

社等は政令で定めるところにより  
担することとなる金額を負担する  
は郵政会社等

定中「国の負担金」とあるのは「職  
金」と、同項第三号中「国の負担  
「国又は郵政会社等の負担金」と、

国又は郵政会社等

同項第五号中「国の負担金」とあるのは  
政会社等の負担金」とする  
会社等

政会社等

に改める。

附則第二十條の六中「附則第二十條の三第  
四項の規定により読み替えられた第九十九條第  
二項第五号の規定にかかわらず」を削り、「同号  
に掲げる」を「附則第二十條の三第四項の規定に  
より読み替えられた第九十九條第四項に規定す  
る」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五條 地方公務員等共済組合法昭和三十  
七法律第百五十二号）の一部を次のように改正  
する。

第百十三條第一項中「並びに基礎年金拠出  
金に係る負担に要する費用」を「基礎年金拠出金  
に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要

| 第二百二十五條          | 負担金及び国<br>負担金」とする | 負担金及び<br>負担金」と、<br>「国又は郵 |
|------------------|-------------------|--------------------------|
| 第二百二十六條の五<br>第二項 | 国                 | 国又は郵政                    |

| 第二百二十六條の五<br>第二項 | 国 | 国又は郵 |
|------------------|---|------|
|------------------|---|------|

する費用」に、「費用を含む」を「費用並びに短期  
給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者  
支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の  
事務に要する費用（第四項の規定による地方公  
共団体の負担に係るものを除く。）を含む」に、  
「除く。）を含む」を「除く。）並びに長期給付及び  
基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要す  
る費用（第四項の規定による地方公共団体の負  
担に係るものを除く。）を含む」に改め、同条第  
二項第五号を削り、同条第四項を次のように改  
める。  
4 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に  
係る事務を除く。）に要する費用については、

政令で定めるところにより算定した額を負担する。

第百十三条第六項中「及び地方公共団体(市町村)立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)」に、「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体」を「特定地方独立行政法人」に、「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に改め、同条第七項中「市町村立学校職員給与負担法」の下に「(昭和二十三年法律第百三十五号)」を加え、「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体」を「及び特定地方独立行政法人」に改める。

第百十六条第一項中「含む。」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「第三号及び第五

第百十三条 地方公共団体(市町村)立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。

第百四十四条の十の前の見出しを削り、同条及び第百四十四条の十一を次のように改める。

第百四十四条の十及び第百四十四条の十一 削除

第百四十四条の十二に見出しとして「(団体組合員に係る費用の負担の特例)」を付する。

附則第四十条の三中「第百十三条第一項中」に係る負担に要する費用を含む」を「第百十三条第一項各号列記以外の部分中」を含むに、「及び年金保険者拠出金」を「並びに年金保険者拠出金」に、「を含む」を「を含む、次項第三号」に、「及び」を「並びに」に、「費用を含む」を「費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用(第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く)を含む、次

号に掲げる費用(同号に掲げる費用にあつては、「及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用」に改める。

第百四十一条第一項中「の負担金」を「地方公共団体(市町村)立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。の負担金」に、「及び組合の」を「組合の」に、「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に改める。

第百四十四条の三第二項の表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第百四十四条の三 団体(第百四十四条の三第二項に規定する団体)をいう。以下この条において同じ。

項第三号」に改める。

附則第四十条の四を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十六条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項の表第十九条第一項の項中「日」を「日。第三項において同じ。」に改め、同表第十九条第三項の項を次のように改める。

| 第十九条第三項                          |                          |
|----------------------------------|--------------------------|
| 保険関係が消滅したものであるについては、当該保険関係が消滅した日 | 徴収期間が経過したものについては、その経過した日 |
| あつては保険関係が消滅した日                   | あつては徴収期間が経過した日           |

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十七条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体(市町村)立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。の負担金」とあるのは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百十三条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。及び第四項」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第十八条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百十二条第六項中「及び第四項」を「及び第

四項本文」に改める。

第十九条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項中「部分を除く。」の下に「第四項ただし書を加える。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第二十条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に、「含む。」とあるのは「第九十九条第二項を「含む。及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」を「同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「同条第四項」と、「(同条第四項」とあるのは「(同項」と、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」に改める。

第十四条第四項中「含む。」とあるのは「第九十九条第二項」を含む。及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」を「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。』とあるのは「並びに同条第四項」と、「同条第四項」とあるのは「同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」に改める。

第十五条第一項中「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に、「機関又は職員団体」を「機関、特定地方独立行政法人又は職員団体に」、「同条第五項」を「同条第五項から第七項まで」に、「又は職員団体」を「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体に」、「及び国」を「地方公共団体及び国」に、「地方公共団体」を「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）  
第二十一条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律平成十六年法律第二百一十一号の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「とあるのは」を「とあるのは」及び「に」、「負担金及び国の負担金」を「負担金」に、「とあるのは」を「受入先弁護士法人等」を「とあるのは」を「受入先弁護士法人等及び国」に、「含む」とあるのは「第九十九条第二項」を含む。及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は受入先弁護士法人等」を「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「並びに同条第四項」と、「同条第四項」とあるのは「同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」に改める。

第二十二条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設構法の一部改正

設置機構構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）」を「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下この条において「国民年金法等改正法」という。）第七十七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号。第十四条第一号において「旧厚生年金保険法」という。）に、「国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）」を「国民年金法等改正法（第三条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号。第十四条第二号において「旧国民年金法」という。）に改める。

第十四条第一号中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改め、同条第二号中「国民年金法」を「旧国民年金法」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十三条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律平成十七年法律第二百二号の一部を次のように改正する。

第七十条のうち「国民年金法第八十八条の改正規定中「第八十八条」を「第八十八条第一項」に改める。（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

第二十四条 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表第十九条第一項の項中「日」を「日。第三項において同じ。」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）  
第二十五条 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第八十二条のうち、住民基本台帳法別表

第一の七十三の項の改正規定中「に改め、」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）及び被保険者に係る届出」を削り、を加え、同改正規定の

七十二の二 社会  
保険庁及び全国  
健康保険協会

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者に係る届出に  
関する事務であつて総務省令で定めるもの

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第二十六条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

（罰則に関する経過措置）  
第二十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

歳入庁設置法案

歳入庁設置法

目次

第一章 総則（第一条）  
第二章 歳入庁の設置並びに任務及び所掌事務等

前に次のように加える。  
別表第一の七十二の項の次に次のように加える。

第一節 歳入庁の設置（第二条）  
第二節 歳入庁の任務及び所掌事務等（第三条）

第三章 審議会等（第八条）  
第四章 特別の機関（第九条）

第五章 地方支分部局（第十条・第十一条）  
第六章 歳入庁監察官（第十二条・第十三条）  
第七章 罰則（第十四条）

第一章 総則  
（目的）  
第一条 この法律は、国の歳入に係る業務及び年金の支給に係る業務等の適正かつ効率的な運営を確保することにより、これらの業務に対する国民の信頼を確保するため、歳入庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を公正かつ能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 歳入庁の設置並びに任務及び所掌事務等  
第一節 歳入庁の設置  
（設置）  
第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、歳入庁を設置する。

2 歳入庁の長は、歳入庁長官とする。  
第二節 歳入庁の任務及び所掌事務等  
（任務）  
第三条 歳入庁は、内国税の適正かつ公平な賦課

及び徴収の実現を図ること、酒類業の健全な発達を図ること、税理士業務の適正な運営の確保を図ること、労働保険事業のうち労働保険料及び労働者災害保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する部分を適正かつ効率的に運営すること、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち被保険者の資格の取得及び喪失の確認等に関する部分を適正かつ効率的に運営すること、政府が管掌する船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業を適正かつ効率的に運営すること並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正かつ効率的に運営することを任務とする。

(所掌事務)

第四条 歳入庁は、公的年金制度が一元化されるまでの間、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内国税の賦課及び徴収に関すること。

二 税理士制度の運営に関すること。

三 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること(酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く)。

四 醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。

五 法令の定めるところに従い、第十三条第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置を採ること。

六 印紙の形式に関する企画及び立案に関すること並びにその模造の取締りを行うこと。

七 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

八 労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関すること。

九 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金の徴収に関すること。

十 全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取

得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者に係るものを除く)並びにこれらに付帯する業務に関すること。

十一 政府が管掌する船員保険事業の実施に関すること。

十二 政府が管掌する厚生年金保険事業の実施に関すること。

十三 政府が管掌する国民年金事業の実施に関すること。

十四 社会保険労務士に関すること(社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第二第二号一に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る)。

十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき歳入庁に属させられた事務

(業務の委託等)

第五条 歳入庁長官は、前条に規定する事務に係る業務のうち政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険料の収納、年金の支給及び相談並びにこれらに付随する業務その他国民の利便性の向上を図りつつ業務の効率化を進める観点から民間に委託することが適当な業務として附則第二条第一項に規定する基本計画で定める業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者(次項において「受託者等」という)又はこれらの者であつた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受託者等は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(国会に対する報告)

第六条 歳入庁長官は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(各議院の委員会等への歳入庁長官の出頭等)

第七条 各議院の委員会又は参議院の調査会が歳入庁の業務に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行うため出頭又は出席を求めたときは、歳入庁長官は、これに応じなければならない。

第三章 審議会等

(歳入審議会)

第八条 歳入庁に、歳入審議会を置く。

2 歳入審議会は、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)その他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 歳入審議会の委員その他の職員で政令で定めるところは、内閣総理大臣が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、歳入審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他歳入審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第四章 特別の機関

(歳入不服審判所)

第九条 歳入庁に、歳入庁の権限に属する事項に関する処分についての不服申立てに関する事項(別に法律で定めるものに限る)を処理させるため、歳入不服審判所を置く。

2 前項に定めるもののほか、歳入不服審判所については、別に法律で定める。

第五章 地方支分部局

(歳入局)

第十条 歳入庁に、地方支分部局として、歳入局を置く。

2 歳入局は、歳入庁の所掌事務のうち、第四条

第一号、第二号、第三号(酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く)、第四号、第六号(印紙の形式に関する企画及び立案に関するものを除く)及び第七号から第十七号までに掲げる事務を分掌する。

3 歳入局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 歳入局に、政令で定める数の範囲内において、内閣府令で定めるところにより、部を置くことができる。

5 前項に定めるもののほか、歳入局の内部組織は、内閣府令で定める。

(歳入署)

第十一条 歳入局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、歳入署を置く。

2 歳入署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

3 内閣総理大臣は、歳入署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、歳入署の支署を置くことができる。

4 歳入署の支署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

第六章 歳入庁監察官

(歳入庁監察官)

第十二条 歳入庁の所属職員(歳入庁及び歳入局の審議会等及び施設等機関の職員を除く。以下この章において同じ)についてその職務上必要な監察及び第四条第五号に掲げる事務を行わせるため、歳入庁に歳入庁監察官二百人以上を置く。

2 歳入庁監察官は、歳入庁の職員のうちから、歳入庁長官が命ずる。

3 歳入庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

(歳入庁監察官の行う捜査)

第十三条 歳入庁監察官は、次に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一 歳入庁の所属職員がしたその職務に関する

犯罪

二 歳入庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪

三 前二号に掲げる犯罪の共犯

四 歳入庁の所属職員に対する刑法第九十八  
条の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第二項の規定による請求は、することができない。

3 前項ただし書の規定は、刑事訴訟法第二百十三條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第二項の場合において、刑事訴訟法第九十三條、第九十四條、第九十六條、第九十八條第一項、第二百一十一條、第二百二十二條第一項(第二百一十一條に関する部分に限る。)、第二百二十三條第一項、第二百二十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四百三十條第二項(領置に関する部分に限る。)、及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」とあり、並びに同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察職員」とあるのは、それぞれ「歳入庁監察官」と読み替えるものとする。

5 検察官、都道府県公安委員会及び司法警察職員と歳入庁監察官とは、第一項各号に掲げる犯罪の捜査に関し、互いに協力しなければならぬ。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の職務を軽減するものではない。

7 歳入庁監察官は、その職務を行うに当たっては、身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

第七章 罰則

第十四条 第五条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条、第五条第一項、第八条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(基本計画)

第二条 政府は、国税庁長官、厚生労働大臣及び社会保険庁長官から歳入庁長官への業務の円滑な引継ぎを確保し、国の歳入に係る業務及び年金の支給に係る業務等の適正かつ効率的な運営を図るため、歳入庁の当面の業務運営に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国税庁長官、厚生労働大臣及び社会保険庁長官から歳入庁長官へ引き継がれる業務に係る事務であつて重複するものの調整並びに歳入庁の事務の合理化を促進するための措置についての基本的な事項

二 第五条第一項の規定により基本計画で定めることとされた民間に委託することが適当な業務、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項

三 歳入庁の設置に際し、国税庁、厚生労働省及び社会保険庁から歳入庁へ異動する職員の数、異動する職員の選定の基準その他の歳入庁への職員の異動についての基本的な事項

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、国の歳入に係る業務若しくは年金の支給に係る業務等又は経営管理に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

4 政府は、前項の規定による意見の聴取に当たっては、広く国民の意見が基本計画に反映されることとなるよう配慮するものとする。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(職員の異動等)

第三条 この法律の施行の際現に従前の国税庁又は社会保険庁の職員である者は、歳入庁の官職に任命する旨の辞令を發せられた場合に限り、歳入庁の職員となるものとする。

第四条 国税庁及び社会保険庁の廃止に伴い国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十八條第四号の規定により国税庁又は社会保険庁の職員を降任し、又は免職する処分は、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に行われるものとする。

(年金個人情報等の適切な管理)

第五条 国税庁長官、厚生労働大臣及び社会保険庁長官は、国税庁長官、厚生労働大臣及び社会保険庁長官から歳入庁長官への業務の引継ぎに際して保険料の納付に係る情報等の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第二十八條に規定する原簿又は国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第十四條に規定する国民年金原簿に記載する個人情報その他政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たつて取得する個人情報(以下「年金個人情報」という。)(その他の国税庁、厚生労働省又は社会保険庁が保有する個人情報)が滅失し、又はき損することを防止するため、年金個人情報その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、歳入庁長官について準用する。この場合において、同項中「国税庁、厚生労働省又は社会保険庁が保有する」とあるのは、「歳入庁が保有する」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第六条 歳入庁は、第三条に規定する任務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)に基づく事業を適正に運営することを任務とする。この場合において、第四条中「前条」とあるのは「前条及び附則第六條」と、「掲げる事務」とあるのは「掲げる事務及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に関する事務」とする。

第七条 当分の間、第四条第一号中「内国税」とあるのは「内国税及び地方税法附則第九條の四から第九條の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と、「徴収」とあるのは「徴収並びに同法附則第五條の四第十二項の規定による通知」と読み替えるものとする。

第八条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

(国家行政組織法の一部改正)

第九条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 財務省の項中「国税庁」を削り、同表厚生労働省の項中「社会保険庁」を削る。

別表第二中「国税庁」及び「社会保険庁」を削る。

(内閣府設置法の一部改正)

第十条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「機能の確保の下に」、「国の歳入に係る業務及び年金の支給に係る業務等の適正かつ効率的な運営の確保」を加える。

第四条第三項第六十号の次に次の一号を加える。

六十の二 歳入庁設置法(平成十九年法律第六十四号)第四条に規定する事務  
第六十四條の表に次のように加える。

歳入庁 歳入庁設置法

(財務省設置法の一部改正)  
第十一条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四章 国税庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第十八条)

第二款 任務及び所掌事務(第十九条・第二十条)を削る。

第二節 審議会等(第二十一条)

第三節 特別の機関(第二十二条)

第四節 地方支分部局(第二十三条・第二十四条)

第五章 雑則(第二十五条・第二十七条)

目次中

第四条第十七号を次のように改める。

十七 削除

第四条第十八号及び第十九号中「こと」の下に「歳入庁の所掌に属するものを除く。」を加え、同条第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十から二十二まで 削除

第四章及び第五章を削る。

附則第二項を削る。

「第四章 外局

第一節 設置(第二十五条)

第二節 社会保険庁

第一款 任務及び所掌事務(第二十六条・第二十八条)を「第四章 中央労働委員会

第二款 地方支分部局(第二十九条・第三十条)

第三節 中央労働委員会(第三十一条)

(第二十五条)に改める。

第四条第一項第四十七号、第六十一号、第七十四号、第八十七号、第九十四号、第九十五号、第九十八号、第九十九号及び第二百二号中「こと」の下に「歳入庁の所掌に属するものを除く。」を加える。

第六条第二項中「社会保険審査会」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第一類第七号

厚生労働委員会議録第十八号

平成十九年五月九日

2 中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第四章第二節及び第三節を削る。

附則第三項及び第四項を削る。

(関係法律の整理)

第十三条 附則第九条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理由

国の歳入に係る業務及び年金の支給に係る業務等の適正かつ効率的な運営を確保することにより、これらの業務に対する国民の信頼を確保するため、内閣府の外局として歳入庁を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
(国民年金法の一部改正)  
第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四章 福祉施設(第七十四条)」を「第四章 削除」に改める。  
第四章を次のように改める。  
第四章 削除  
第七十四条 削除  
(厚生年金保険法の一部改正)  
第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 福祉施設(第七十九条)」を「第四章 削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第七十九条 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(関係法律の整理等)

第二条 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理由

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金がこれらの事業に係る福祉施設等に要する費用の支出に充てられないようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報調査の実施等に関する法律案

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報調査の実施等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、社会保険庁による年金個人情報管理の実態、すべての年金個人情報に過去又は現在の事実と合致しているかどうか等に関する調査の適切な実施等のために必要な事項を定め、もって公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「年金個人情報」とは、保険料の納付に係る情報等の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十一号)第二十八条に規

定する原簿又は国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他の政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たって社会保険庁が保有する個人情報をいう。

2 この法律において「年金給付」とは、厚生年金保険法又は国民年金法による給付その他これらの給付に類するものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「基礎年金番号」とは、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

(年金個人情報関係調査の実施)

第三条 厚生労働大臣は、年金給付が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項に関する調査(以下「年金個人情報関係調査」という。)を行うものとする。

一 社会保険庁による年金個人情報管理の実態

二 すべての年金個人情報過去又は現在の事実と合致しているかどうか及び合致していない場合にはその内容(社会保険庁が年金個人情報として保有すべきであるにもかかわらず保有していない年金給付に関する過去又は現在の事実に係る情報があるかどうか及びこれがある場合には当該情報の内容を含む。)

三 年金個人情報のうち基礎年金番号を用いての把握がされていないものの有無

四 社会保険庁が年金個人情報不適切に管理していたこと又は年金個人情報のうち基礎年金番号を用いての把握がされていないものがあることに起因した年金給付に関する不適正な取扱いのすべての事例

(社会保険庁長官に対する報告の徴収等)

第四条 厚生労働大臣は、年金個人情報関係調査の実施に当たっては、社会保険庁長官に対し、

報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、社会保険庁の職員に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置き、若しくは検証を行わせるものとする。

(関係行政機関の長等の協力)

第五条 厚生労働大臣は、年金個人情報関係調査の実施に当たって必要があると認めるときは、関係行政機関及び関係地方公共団体の長並びに年金個人情報に係る本人その他の者に對し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 年金個人情報に係る本人その他の者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(報告書の作成等)

第六条 厚生労働大臣は、年金個人情報関係調査を終了したときは、その結果について報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

(省令への委任)

第七条 第三条から前条までに定めるもののほか、年金個人情報関係調査の実施に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(年金個人情報事実と合致させるための措置等)

第八条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、年金個人情報関係調査の結果及び第十条第二項第四号の規定により年金個人情報関係調査監視委員会が申し出た意見の内容を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 年金個人情報のうち過去又は現在の事実と合致しないことが明らかになったものを当該事実と合致させるための措置その他当該事実に基づき年金給付が適正に行われることを確保するために必要な措置(社会保険庁が年金個人情報として保有すべきであるにもかかわらず保有していない年金給付に関する過去又は現在の事実に係る情報があることが明らか

になった場合における当該情報を社会保険庁が年金個人情報として保有するために必要な措置を含む。)

二 年金個人情報関係調査を実施してもなお当該本人に係る年金給付に関する過去又は現在の事実が明らかにならない者に係る適当な措置

三 平成十九年一月一日前に政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いた記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものに係る年金個人情報に関する記録を基礎年金番号に係る年金個人情報に関する記録に統合することその他基礎年金番号を用いて年金個人情報把握されるようにするために必要な措置

2 前項各号に掲げる措置の実施に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(年金個人情報関係調査監視委員会の設置)

第九条 厚生労働省に、年金個人情報関係調査監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十条 委員会は、年金個人情報関係調査の実施状況を監視する。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項に関し、厚生労働大臣の諮問に応じ調査審議し、及び必要と認める意見を厚生労働大臣に申し出ることができる。

一 年金個人情報関係調査の方法に関する事項

二 第六条の報告書の作成等に関する事項

三 年金個人情報の管理に関する事項

四 第八条第一項各号に掲げる措置に関する事項

(組織)  
第十一条 委員会は、委員五人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とすることができる。

(委員の任命)

第十二条 委員は、人格が高潔であり、過去に厚生労働省の職員(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二号)第四条第六号の規定による廃止前の厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)に基づき設置された厚生省の職員であつた者を含む。)となつたことがない者であつて、公的年金制度その他の社会保険制度又は情報技術に関して優れた識見を有するもののうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

2 委員に欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 厚生労働大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたと認められる場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはな

らない。

3 常勤の委員は、在任中、厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第十五条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第十六条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

5 委員会の会議は、公開する。

(事務局)

第十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十条 第十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第十二条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、歳入庁設置法(平成十九年法律第 号)の施行の日に、その効力を失う。

2 年金個人情報情報を事実と合致させるための措置等については、第八条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「社会保険庁長官」とあるのは「歳入庁長官」と、同項第一号中「社会保険庁」とあるのは「歳入庁」とする。

3 委員であつた者がその業務に關して知り得た秘密については、第十四条第一項の規定に同項に係る罰則を含む。は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 歳入庁設置法(平成十九年法律第 号)が施行されるまでの間、公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律(平成十九年法律第 号)の定めるところにより厚生労働省に置かれる年金個人情報関係調査監視委員会は、本省に置く。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二百二十八条中厚生労働省設置法附則に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

5 第二十九条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「高齢者医療制度関係業務」とあるのは、「高齢者医療制度関係業務、退職者医療関係業務」とする。

(歳入庁設置法の一部改正)

第五条 歳入庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第十二条のうち厚生労働省設置法附則第三項及び第四項を削る改正規定中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

理 由

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、社会保険庁による年金個人情報管理の実態、すべての年金個人情報過去又は現在の事実と合致しているかどうか等に関する調査等を適切に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年五月十七日印刷

平成十九年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C